

# 研究紀要

第 12 号

---

(目 次)

論 文

- 小池辰雄における人間研究……………蝦 名 賢 造… 1
- 和歌と歌謡—「面影のうた」をめぐって……………木 村 重 利… 27
- 伊賀惣国—揆おぼえがき……………新 井 孝 重… 43
- 「家族問題」—その現象とこれから — (Ⅱ) ……………高 梨 富 士 三 郎…(1)
- 跳躍能力の統計的分析……………音 海 紀 一 郎…(27)

---

1990

獨協中学校・高等学校



# 小池辰雄における人間研究

—その生涯と思想と信仰—

蝦名賢造

## 目次

まえがき—小池辰雄著作集全十巻の刊行を祝して

第十四代獨協中学・高等学校長—目白台十年

獨協学園百年史編纂委員会委員長

小池辰雄の幼少年期

兄政美の急逝と母光子の失明

水戸高校（旧制）文科入学

。内村鑑三の大手町集會に出席

東京帝国大学文学部ドイツ文学科入学

。藤井武との出会い

陸軍教官

。伊藤順子と結婚

。陸軍大学校教授

戦後第一高等学校・東京大学教養学部教授

その著作—神学的論説

。「祈りの宗教哲学」



。「天路」

。「碎けの神学基礎論」

。「無教会神学論」—「幕屋論」の展開

伝道五十年—十二召団

小池辰雄著作集全十巻

。第一巻「無者キリスト」

。第二巻「芸術のたましい」

。第三巻「無の神学」

。第四巻「詩篇珠玉集」

。第五巻「百世の師ヒルティ」

。第六巻「随想集」

。第七巻「聖書の人ルター」

。第八巻「詩歌集」

。第九巻「感想と紀行」

。第十巻「聖書は大ドラマである」

結びにかえて

あとがき

まえがき—小池辰雄著作集全十巻の刊行を祝して

われらが畏敬する第十四代獨協中学・高等学校校長小池辰雄先生の著作集全十巻が、一昨年の一九八八年（昭和六三年）十一月、第一巻「無者キリスト」（一九七五年刊）の刊行以来、実に十三年にわたる歳月を経てここに完結をみた。その偉業を覚えて、小池先生が

八十六年の生涯を通して宮々と築き上げてこられた、まさに先生独自の、精神的信仰的霊的世界を仰ぎみて、心からの祝福と敬意を表明せずにはおられない。とともに、先生が更にこれらの体系的な思想と信仰の基盤の下に、現に意図されておられる、ライフ・ワークたる、大いにして深遠なる霊的世界の、叙事詩を通じての創造の業の、近い将来完成される日の来らんことを、切に祈ってやまない。

獨協学園全体としても、一創立百七年の歴史的伝統に立つ獨協中学・高等学校は勿論いうに及ばず、いま先生の十巻にわたる全著作集を手にして、学園の中興の祖たる天野貞祐先生以後始めて、大いなる精神的・文化的遺産の与えられたことを、深い喜びをもって受けとめなければならないであろう。それは物的資産と比較にならない、貴重なる資産といわなければならない。と同時に、更にこれらの内的遺産を継承発展させてゆくべき大いなる責務の一ばんを負っているといっても過言ではあるまいと思う。

そのような意味の重さをもこめて、私がかつてとりあげたところの『天野貞祐における人間研究』（研究ノート一、二、三）に引きつづき、本号において『小池辰雄における人間研究』と題し、その生涯と思想と信仰がいかなるものであるかととりあげる。そして一応鳥瞰的であるにせよ、その旅路を辿ってゆくことのなかから、われら後輩の学ぶべきところを摘出してゆくことにしたい。

#### 第十四代獨協中学・高等学校長―目白台十年

小池辰雄（以下敬称を省略することをゆるされたい）が獨協学園に勤務するに至ったのは、一九六四年（昭和三九年）三月、先生の東京大学教授停年退職の直後に始まっている。その頃のある日、獨協大学創立者天野貞祐学長に呼ばれ、創立早々の獨協大学のスタッフの一員として、協力を依頼される。こうして小池は、進んで天野の抱懐する「大学は学問を通じての人間形成の場である」とする獨協大学教育共同体の理念の実現のために教育と学問研究を通じて奉仕することを誓う。小池にとっては、天野貞祐の歩んできた道は、また彼自身が歩みつつあった道の先駆であったと切に思われたからであった。（私の著書『天野貞祐』（西田書店）三一九頁以下参照）。

しかしその歳の一年間はまだ定員の関係上、大学の教壇に立つには至っていない。その翌一九六五年（昭和四〇年）から小池は教授として、正式に大学の講壇に立つことになる。

それより四年後の一九六九年（昭和四四年）四月、小池は天野の強い要請により、高齢に達した天野貞祐校長を補佐するために獨協中学・高等学校の副校長に就任する。なお獨協大学教授兼務のままであり、木曜一日だけ大学の講壇に立った。その翌一九七〇年（昭和四五）、折柄大学紛争の余波を受け、獨協大学にも大学紛争が起こった。それらの收拾の責任をとり天野が学長を辞任、あわせて中・高校長をも辞任した後をうけて、小池は第十四代校長に就任する。その校長十年は、まことに多事多端であった。



次に中・高校長に就任以後の、小池校長を中心とする学校運営の記録を、いま『目でみる獨協百年』を通してみてゆくと、小池校長職時代の目白の学校なるものがいかなるものか、すくなくとも表面上のことが若干知られるであろう。

#### 昭和四十四年（一九六九）

一月二十四日——天野貞祐から図書購入費として五十万円の寄付。PTAから小諸日新寮付属建物新築二棟、および図書館充実資金として三百五十二万円の寄付。

二月十五日——創立八十五周年記念事業として、延面積約八二〇平方米の図書館棟（二階図書館、一階化学教室）、部室棟の特別教室増築。

四月一日——小池辰雄、獨協大学より中学高等学校副校長として就任（獨大教授兼任）。

七月二十七日～八月六日——中学一年生対象に小諸日新寮で三班に分け林間学校開設。

七月二十八日～八月四日——中学二、三、高校一対象に館山海の家で臨海学校実施。

九月二十六日——館山「海の家」増築は八百万円で施工、経費は全額PTAから寄贈。

#### 昭和四十五年（一九七〇）

二月——中学入試（応募者数三三六名、定員一五〇名）。高校入

試（応募者数七二三名、定員二五〇名）。

三月三十日——天野貞祐を獨協学園の学園長に、また獨協中学高等学校の名誉校長に推薦することとなった。中学校一学年を一学級増設、四学級とする。

三月三十一日——天野校長を永年支えてきた功労のある高尾嘉四郎事務長が定年退職。

三月二十日～四月二日——中学校二年修学旅行（四国方面）実施。

三月二十七日～四月三日——高等学校二年修学旅行（九州方面）実施。

四月一日——小池辰雄副校長（獨協大教授）が校長に昇格。青山勉が事務長に就任。

七月二十五日——高校二年生希望者三十名はドイツを中心にヨーロッパ見学旅行に参加。父母会の発起により実施。

十月三・四日——文化祭開催。PTA運営の模擬店は好評で、生徒と父母、教師と父母、父母同志が親睦を深めた。

#### 昭和四十六年（一九七一）

二月——中学入試（応募者数五五六名）。高校入試（応募者数七四四名）。

六月三十日——期末手当支給に後援会から教職員一人当り三万円、七十三人分の寄付。

十一月十六日——東京都の道路拡張計画の実施に伴い、正門前

の道路（目白通り）が現在の十米幅から十八米幅に拡張されることになった。そのため道路に接した校地の一部買収の申し入れがあった。面積合計は一三一・四二平方米（都の実測による）で、買収価格一平方米当り一四六、〇〇〇円。隣家も八坪を残して買収されたので、正門を広くするため、この八坪を購入することになった。

十二月三十日——期末手当など支給に、後援会より五百万円の寄付。

#### 昭和四十七年（一九七二）

二月——中学入試（応募者数八〇一名）。高校入試（応募者数六三九名）

五月八日——現在の中学高校校舎は昭和二十九年九月から同三十八年一月までに四回にわたって建築されたものであるが、全般的に傷みが烈しく向後四カ年ぐらいの目安で逐次新築することとなる。建築委員会の発足。

五月三十一日——建築委員会の構成は委員長に小池校長、副委員長に篠原教頭、委員に理事側から加瀬、小島、中井の三理事、須佐、大友、二川の三評議員を、PTA側から島海会長、池田副会長、中野副会長の三名、教職員から青山事務長、古川成太郎、神田直人、高梨富士三郎、新宮謙治、小林昭弘、糸井透の六教諭、以上十八名の委員と、相談役として設計者の佐藤鑑を推薦、可決。

七月二十八日——獨協学園債（二十億円）を新たに募集することが理事会で決定。

#### 昭和四十八年（一九七三）

二月——中学入試（応募者数三九九名）高校入試（応募者数五四名）。

二月二十三日——中学高等学校は本年十月で創立九十周年を迎えるので式典経費として三百万円を計上。関理事長の依頼で後援会からも同額の資金援助。

九月十一日——マラソン大会（狭山湖畔）。PTAは医師二名を派遣。

十月二十日——創立九十周年記念式典が中学高等学校講堂において盛大に挙行される。

十一月三日——獨協学園長、中学高校名誉校長天野貞祐、勲一等旭日大綬章受章。

十二月——理事石橋長英、ドイツ連邦共和国医師会名誉章を受ける。

#### 昭和四十九年（一九七四）

二月——中学入試（応募者数五三二名）。高校入試（応募者数五一六名）。

九月二十一日・二十二日——文化祭。会場に当てられた全教室がクラブ同好会の趣向をこらした出品に使われ、体育館では音楽会・外国語劇。グラウンドでは他校との親善試合。獨協名物のPTA運営の売店は最大のコミュニケーションの場。

昭和五十年（一九七五）

二月——中学入試（応募者数五四一名）。高校入試（応募者数五二〇名）。

五月二十五日——館山海の家改築（PTA八五〇万円寄附）上棟式行われる。

六月三十日——休刊していた獨協PTA会報第五号、五年ぶりに発刊される。五十年度大学合格者現役一四二名、既卒者一五一名計二九三名、うち獨協医大現役二十二名、既卒四名計二十六名、独大、現役六七名、既卒二八名。

七月二十日——「海の家」改築落成式が現地で行われる。

十月四・五日——文化祭、恒例のPTA運営の売店による収益金は生徒会へ寄贈。

昭和五十一年（一九七六）

二月——中学入試（応募者数五七二名）。高校入試（応募者数四一四名）。

三月二十八日——新改築工事の鉄筋コンクリート造三階建延面積約二千平方メートル、工事費総計三億二千万円。上棟式を兼ね地鎮祭。

五月二十八日——朝二回にわたり火災事故発生。大事に至らなかったが、夜間警備強化のため警備員三名を採用し、毎夜一名ずつ用務員の外に宿直警備に当らせる。

七月二十日——一三〇名収容が可能な小諸日新寮の新装落成式。

十月十六・十七日——文化祭。各部門とも向上はめざましく、特に「哲学と思想」、数学同好会など地道な研究の展示がなされ、獨協らしい気品があると好評。PTA運営の不用品の再利用の会は上級生の制服など盛況。

十二月十日——東京都より五十一年度私立高等学校経常費補助金三千五百四十四万九千二百円、及び五十一年度私立中学経常費補助金八百六十六万二百円、合計三千八百七十九万九千四百円の交付決定通知を受ける。

昭和五十二年（一九七七）

一月十四日——私学補助金の配分は教職員待遇改善千八百六十五万円、教育研究・経常費に二千五万九千余円と決定。第二期の各教室天井貼換、黒板照明等に要した工費一億六千五百万、更に第三期の消防署査察による緊急工事工費約三千九百五十万円を理事会で承認。

二月——中学入試（応募者数七二三名）。高校入試（応募者数三四八名）。

十二月十六日——PTAから「海の家」管理人棟新築に要する資金として三百万円の寄付申入れを受け、木造平家建スレート瓦葺一棟約十三・五坪を新築。

昭和五十三年（一九七八）

二月——中学入試（応募者数五二二名）。高校入試（応募者数

三八三)

五月——青山勉事務長の退職に伴ない堀尾栄治が事務長に就任。

五月三十一日——スキー教室等の校外教育施設用地としてPTAから新潟県南魚沼郡塩沢町大字舞子字五十歩所在の原野八二八—  
平方米の寄付。

十月十四・十五日——文化祭。特に今年三回目の「不用品再利用の会」は制服等二百四十点、日用品四百点が提出された。日用品雑貨の売れゆきがよく、第一日午前中で売り切れの状況。売上金は全額生徒会の活動資金の援助として寄付された。

昭和五十四年(一九七九)

二月——中学入試(応募者数四九六名)。高校入試(応募者数三七五名)。

三月三十一日——小池辰雄校長が停年退職。後任は篠原寛教頭が就任。

五月一日——昨年四月発足の獨協学園百年史編纂委員会(委員長小池辰雄、編纂主任斎藤博)は会報「獨協百年」第一号を刊行。百年史本史刊行を目標に資料蒐集に取り組み(以下、五号までで計二千七百頁の資料集となる)

六月一日——獨協学園創立百年祭実行委員会発足。

九月十四日——二川博後援会長、急死され葬儀。小島理事を助けPTAで活躍した。

十月六・七日——文化祭。バザーが行われ会員の手作り品、家

庭に退蔵されているものを寄付頂き大成功裡に幕を閉じた。売上金百十三万五千四百五十円。

十一月二十八日——中学高校の隣接地、協和銀行所有四三八平方メートルを教室増築のため買収したいと予ねてより交渉。銀行側の提示価格は二億五千〇三億でなければ交渉に応じないとしているが、極力交渉を進めることに理事会決定をみる。

昭和五十五年(一九八〇)

一月二十五日——交渉の結果協和銀行から正式に条件提示され、二億四千万円にて買収契約を締結することに理事会で決定する。なお後援会長の後任は近藤市雄に。

二月——中学入試(応募者数四五三名)。高校入試(応募者数二六一名)。

三月一日——前校長小池辰雄はドイツ大使より第一級功労十字章授与(多年にわたるドイツ語、ドイツ宗教思想史等の研究ならびに紹介)。

三月六日——獨協学園長、中高名誉校長の天野貞祐先生は九五歳の天寿を全うされた。跡を追うように十四日、功労者の前常任理事小島英が死去。

三月十九日——中学校卒業式挙行。卒業者全員によるドイツ語のシラー「歓喜」の合唱に式場を埋める父母は感慨一入であった。

三月二十五日——天野学園長の中学高校お別れ式が、学園葬に先立ち、長年親しく生徒に語りかけられた講堂に御遺霊をお迎えし



て厳肅な雰囲気のうち執り行われた。午後一時、学園中興の祖と仰がれる故ヨゼフ天野先生の学園葬が東京カテドラル聖マリア大聖堂で参列者三千人により盛大に挙行される。

小池校長は、就任以来十年目に当る一九七九年（昭和五十四年）三月、学園の停年七十五歳に達したために獨協大学教授を退職、あわせて中・高校長を退任することになった。後任には小池を補佐してきた教頭の篠原寛が昇格就任することになった。

退任に当って、小池は次のような感懐を残した。

目白台十年―お別れに際してPTAと全校生徒諸君に―

地下鉄東西線の早稲田駅から目白台の獨協中学・高校へ、あの東京都保存第七号たる樹齡幾百年の銀杏雙樹の聳え立つ胸突坂を登って通勤して、はやくも十年が経ちましたとは。帰路には早稲田大通りの英詩専門の古本屋に時折立ち寄るのが楽しみでありました。学生時代から古本屋に立ち寄るのが私の趣味の一つで、これは生涯不変でありましょう。本の好きな生徒諸君、いつでも遊びに来て宜しいです。金銀はないが、半世紀の間に自然に集った書籍は万巻を越えております。戦時中、生活に困って本を売って糊口を凌いだことがあります。それらの本は今でも愛惜の念に堪えません。

顧えばこの春で獨協大学十五年、目白台十年が経ち、七十五才の峠に來たので大学の停年制により大学を退くと共に、目白台ともお別れすることになりました。

私的な点から申しても、日本キリスト教界の大立物内村鑑三の直弟子でもあり、昭和十五年（一九四〇年）の秋、長兄政美が北京で客死した（大正十年、一九二一年）命日を期して、自宅の一角を会堂にして日曜の聖書講筵を開いて今日に至っている。既に昨秋、人生の最終行程を伝道と著作に献げたく決意したのであります。

ともあれ、過去十年、目白台における学校生活はお陰様で楽しいものであります。教職員七十余名は和合のとれた人格有機体を感じていると感じておりました。私は各人の良さと特質を認識して、学校という協同体が、ハーモニーを以て夫々の力を發揮すべく、各教科の研究的話合いと責任の自覚と自由な活動と授業の特色を期しておりました。実務に優れた手腕をもつS教頭の補佐により、快く勤め得たことを感謝しております。また生徒の学校生活の上で暴力行為や喫煙、飲酒等、獨協生としてあるまじき振舞いに対してT生活部主任が厳正な舵を執っておられたことに対して同じく感謝しております。また教務及生活部の先生方事務の方々の御苦勞も肝に銘じております。また黙々として掃除方端に当っておられた用務員の方々が夜警を衛って下さった三名の方々に心から謝意を感じております。

私が最も力を入れたのは、火曜朝礼の講話でありました。十年間、かなり多角的な内容のはなしをしたつもりです。そしてその焦点は、敬天愛人、天賦天職、自律自彊の教育三綱要でありました。

日本の民主主義なるものが、現実には身勝手主義といった様相を多分にもっているのは、「敬天」によって表わされる神仏に対する畏

敬の念を欠いているという根本的欠陥によると思うので、そういう宗教心への目醒めを促すことを第一としたわけです。そこから美しい友情（愛人）が湧いて来るのです。

生徒各自には天賦の才能気質があります。それに即した面にその生徒の生涯の課題と使命があります。それを当人は固より、御父母と主管の先生がよく認識して下さること。自己の本質たる天賦を自覚したら、勉学はそれに連関した教課を中心にして打ち込むこと。そこに生活の張りがでてくる。気魄も強くなってくる。そういうことはいろいろな実例を通して生徒の自覚を促がしました。自律自彊も、この自覚があれば、おのずから出来てくるのであります。

私はこんな気持ちで獨協生を愛し且つ激励して来ました。『この道を往く』というパンフレットに詳しく記してありますので、生徒諸君も御父母の方々も私の手紙と申って時折り読んでいただきたいと思えます。

学校教育そのものは教職員の担当であります。これと車の車輛に關係にあるのは家庭教育で、とかく外人から日本のお母さんは甘すぎると言われますが、獨協のお母さま方は概して甘くはないと存じますが如何がでしょう。獨協中・高校のPTAのPの組織はまことに良く整っております。役員・専門部委員、学年、学級委員、そして全校の御父母。私もそのPTAの一員として特に運営委員の方々とは十年間にどれほど会合をしたことでしょう。歴代の会長を中心とした方々の御骨折は大変なものであります。獨協のPのあたたか

い御理解、御支援、御協力には肝銘しております。学校の諸施設、現在の海の家、過去における日新寮、毎年の文化祭。春の体育祭、秋のマラソン大会等における御支援、御協力など想い出せば、有形無形の御友情にただ感謝あるのみであります。

高校生諸君、君たちが卒業してからでも人生問題や心身のなやみごとなどがあって、もし私たちに会いたいと思ったら、一応電話連絡をして、いつでも御訪ね下さい。私に出来ることなら何らかのお助けをしてあげたいと思っています。また御父母の方々でも宗教的なことでおたずねになりたい時、どうぞ御来遊下さい。私は今は在野の自由な一伝道者で、天来の力にあずかっておりますから。

最後に感謝をもって想い出すことがあります。三月二十五日にPTA主催の送別会が椿山荘で催され、数百名の御父母の方々がかから別れを惜しんで下さったことです。両字長及び幾名かのOBの方々も加わって下さいました。伊能会長を始めいくつかの感銘深いお言葉をいただき、「仰げば貴し」を心をこめて歌って下さいましたが、私はその歌声を御子弟に代わって御父母が歌って下さっていると感しました。私は勿論この歌を受けるに値しない校長でありました。しかし現実の私がどんなに惨澹たる校長であったとしても、私の中にある本願的な魂はPTAの熱いお心に全身の感謝を以てお応えいたしました。いつまでも忘れられないためです。

それから数日後、三月末日、理事・評議員会のあとで、上野の精

養軒で、この日を以て獨協学園を退く三名の者のため、関理事長が送別の宴を設けて下さいました。これまた感激の至りであります。送別の会を終って辞去すれば、上野の丘は爛漫たる夜桜のパラダイスでした。心あってか一陣の風に霏々芬々と桜花が散りかかりました。これほど印象的なことが今までの生涯に幾つあったでしょうか。教育生活に五十年（二十五才から七十五才）。しかもその最終の日の送別会が、昔なつかしい上野の丘。しかも桜花爛漫たる夜。散りかかる桜花と共に私も教育界から散り去ったのであります。

散りかかる桜花と共に散りにけり

おわりに、獨協学園の雙樹たる天野貞祐学園長と関湊理事長の御健勝を心から祈念し、目白台の獨協の教職員並びにPTA全員のあたたかい御友情に対して衷心より感謝し、獨協百周年に向っての力強い御進展を祈上げます。

獨協学園百年史編纂委員会委員長

小池は退任の前年一九七八年（昭和五十三年）春、獨協学園の創立百周年が一九八三年（昭和五八年）に当ることを思い獨協学園百年史編纂のスターを切るべきことを提案した。そのこともあって、五月一日、発足の獨協学園百年史編纂委員会の委員長に推された。退職とともに獨協学園を去るつもりであったのに、関湊理事長にこれはつづけてやってくれと説得され、以来無報酬のままこれが奉仕に当たっている。編纂主任は獨協大学経済学部の齋藤博教授、助手には獨協高校より合田憲（現姫路獨協大学助教）、新井孝重（現獨協

大学非常勤講師兼務）の両教諭が任命されることになった。これらの齋藤教授を中心とするスタッフは、百年史編纂に当って、小池委員長を補佐するには、まことに有能、かつ意欲的な人材であり、かつ学園内部事情にも深く通曉し、まことに適任者である。

小池はこれらのよき補佐特に主任齋藤博教授の強力な力量に恵まれたつ、『獨協百年』第一号を刊行以来、実に二千七百総頁に達する資料集全五冊の刊行を達成し、さらに『目でみる獨協百年』を一九八三年（昭和五八年）刊行するに至った。このぼう大な写真を織り交ぜた歴史は、その歴史的叙述の客観性と明快かつ説得力のある表現に支えられ、この種の資料としてはまさに画期的な労作であり、獨協学園創立百年に当って、全国的に誇るべき無形の資産となった。小池は引続き、戦後の獨協学園の二大恩人たる天野貞祐と関湊について『回想天野貞祐』『アルバム関湊』を完成することができた。最後の本史『獨協学園百年史』は、本一九九〇年（平成二年）の秋、完成が予定されている。小池自身もそのなかで、大村仁太郎校長と天野貞祐校長・学長の思想について論及しているが、かくして十余年の歳月を要して、獨協学園百年の歴史の全貌が明らかにされようとしている。それは小池自身の強力な指導力と適切な指示と人間的包容力なしには果たし得られないことであった。その久しい歳月の間、小池は何一つ経済的報酬を受けていない。まさに無償の奉仕である。

この間の一九八〇年（昭和五五年）三月、小池は一九六一―六二  
年に亘る一年間ハンブルグ大学の日本学交換教授及び同大学におけ  
る公開講演「日本の新教史及びわが神学的告白」や多年にわたるド  
イツ語・ドイツ宗教的思想史などの研究ならびに紹介による功績に  
よりドイツ大使より第一級功勞十字章を授章している。その授章は  
獨協学園にとっても、まことに名譽ある所のものであった。

#### 小池辰雄の幼少年期

小池辰雄はその人間形成の幼少年期をどのように過していったか。  
小池はその若い幼少年期より人生の深い悲しみを知って育ったよ  
うに思われる。そしてそのことを通じて、この人生を超えたところ  
にいと高きもの、いと無限のもののあることを覚えていったように  
思われる。私は本研究ノートでは、主として小池の幼少年期に重点  
をおいて、その内的外的生活面をとりあげてゆきたい。

小池辰雄は一九〇四年（明治三七年）二月七日、ほぼ正午。日露  
開戦の直前に当るが、東京、本郷（今の文京区）弓町に生まれてい  
る。父政吉、母光子の間に子女五人があり、長男政美、二男龍二、  
三男三郎、そして小池はその四男であり、その下に妹愛子がいる。

幼時近傍のお茶の水幼稚園の園児として通園する。同期の友に諸  
井三郎（作曲家）、美濃部亮吉（元東京都知事）、近藤駿四郎（医博）  
などのすぐれた人々がいる。その間千駄ヶ谷に転居したため幼稚園  
を中退する。その幼年時、小池に強烈な印象を与えた事件が起った。

近隣の「ぼんちゃん」と呼ばれていた唯一人の親友と遊び暮らして  
いた。ところがある初夏の暑い日中、街道を二人で歩いていたとき、  
兜虫が道のまん中に向って這っていたのを「ぼんちゃん」が見つけ  
て、これをつかまえようとして走った。そのとき、米俵を満載して  
いた大八車が通りかかっていたのだが、「ぼんちゃん」はそれにうっ  
かりぶつかって倒れ、運悪くも前車輪と後車輪の間に首が位置した  
ために、後車輪に轢かれ、悲鳴一声、彼の世の人と化してしまっ  
たのだ。小池はあの衝撃的な瞬間を一生忘れることができない。もし  
自分が先きにその兜虫を見つけて走ったら、同じ運命でこの生命を  
果てたかも知れないと思う。「ぼんちゃん」は「友のために生命を  
棄てたのだ。これより大いなる愛はない」と小池は後年そう思う。  
この友とは正に「春の小川はさらさら流る」の歌の発祥の田園情緒  
ゆたかなところで遊んだのであるが、その悲しい情景がこれこれ八  
十年も経つ今日も小池の脳裏にあざやかに浮んでくるのである。

小池は更に五歳のとき、父政吉の悲しい病死に直面する。長持に  
仰臥させられていた父の相貌を小池は妙に憶えており、それは容易  
に脳裏を離れない。しかし小池は父の想出は極めて断片的なものに  
過ぎないという。父より母光子への思い出が小池には強烈だからで  
あろうか。

いくばくもなくして遺族は、小石川区林町九十四番地へ転居する。  
小池は一九一〇年（明治四三年）四月に東京高等師範学校附属小学  
校第二部に入学する。母光子はお茶の水女学校教員として教育にた



ずさわっていた。

さて、第一部は男児のみの学級で四十名一学年一クラスであったが、第二部というのは、一・二年、三・四年、五・六年の上下二年生がそれぞれ、一教室で学ぶ教育組織になっていた。すなわち男女各一二名合わせて二四名で一学年が構成されていた。先生は例えば第三学年生に習字を学ばせれば、同じ教室の半分に坐を占めている第四学年生には算術（今の「数学」）を教えるといった具合である。その方法は授業時間内に先生が上下両学年生を教科の性質、内容に応じて一授業時間中に、二・三回然るべく、教壇を右に往き、左に歩いて教え導くといったやり方で、六年間、所定の教科内容を修了したわけである。小池たちは三名の担任の先生に教えを受ける。一、二年は相島亀三郎、三・四年は加藤末吉、五・六年は蘆田恵之助の三先生であった。

三先生ともそれぞれユニークなヴェテランの先生であった。特に五・六年時の蘆田先生は禅味を帯びた先生であり、作文の指導にかけては日本随一の先生であったことを、小池は後年知る。小池は「どんな課題がでても、自分との関わりにおいて書きなさい」と言われたことをよく記憶している。ということは、単なる思考で観念的に書くな、体験的・告白的な面がないと空しいということであった。五年生の第二学期の作文の時間に「この夏のこと」といった課題が出たので、小池は温泉地で、ひとりて工夫して泳げるようになって体験を書いた。それは最高点をいただったので、とても嬉しかったことは今日に忘れられないという。国語の授業もたのしかったこ

とを思い出す。

校長先生で印象に残っているのは佐々木吉三郎先生である。月曜の第一時限だったか、講堂修身といって、全校生徒が講堂で三十分間くらい講話をきく。内容は勿論憶えていないが、毎回感銘深く、士気を高揚させられたのであった。

小学校五年生のときはまたまた本郷西片町に転居していたが、春の五・六年生の遠足が中野から吉祥寺までの長距離遠足であった。小池は扁桃腺肥大だから遠足をしてはいけない、と母に止められていたのをきかず、出かける。案の定、無理が祟って（帰路は全員吉祥寺から汽車で帰りはしたが）、疲れ果てて帰宅する。その翌朝、顔がむくんでいるではないか。急性腎臓炎に罹ったのである。何とも母に申しひらきのない仕末である。その頃妹愛子は法定伝染病たる猩紅熱に罹って入院していた。それに小池は自宅療養の身で、腎臓炎は塩分禁物、牛乳とバナナと西瓜が好いという。痛みがないので、楽な病気であった。

その病中、小池は長兄政美から英語を教えてもらう。政美は全国中学校生徒憧憬の旧制一高の学生であった。高師附属小学校では五年生から英語の授業があったが、語学が好きになり、とても楽しかった。一学期休学したため、諸授業のおくれを夏に少しはとりかえしたが、英語だけはクラスで一番進んでいた。「英語の先生」などという綽名をもらったりした。それも長兄政美の指導のおかげであった。政美は一高で「小池」といえば英語の代名詞と思われるほどに

ずばぬけて英語ができたことを次兄龍二から聞いた。読書力、英作力、英語会話は勿論、発表力、三調子揃っていたのであった。

少年期の小池を襲った悲しみは、更に重なうってゆく。

妹愛子はその猩紅熱のため小学校二年生の春に、ついに天界に往ってしまったのだ。小池が病中のため母はそのことを小池の病気が治るまで報せない。母の涙と心配、察するに余りあるものであった。三男三郎は乳母の乳が悪くて早くも天界に往き、小池は全然その兄たるべき三郎を知らない。小池は四男であったが、その小学校時代早くも自ら病いに倒れ、そのなかで愛する妹を失い、悲しみの人生のどん底を体験する。小池もまた少年時代より、早くも後の魂の師となる内村鑑三や天野貞祐のように人生の悲哀を身を以て知る人となった。詩聖ゲーテのいうように、涙をもってパンをたべたものでなければ、人生の真実を知ることが出来ないという言葉を、その魂の奥底で感得した人となった。

母は小池が本郷西片町から大塚の学校に通うのは遠すぎるというので、その通学の便宜を思っ、小石川同心町にまた引っ越しをした。同心町に移ったのが六年生のときである。中学入学試験準備を真剣にやる。第二部からは優秀な生徒が三名ほど推薦入学を許された。小池は受験しなければならなかった。入学許可三十名のところを百八十名の受験生であった。六倍というきびしさのところ、数学の問題四問のうち一問をやりそこなった。もう駄目だと思ふ。発表を見にゆく勇気がない。全くおそるおそるでかけていった。「鉄管」

という綽名の禿げ頭の好人物たるお小使さんが、梯子をかけて、校舎の板側面に巻紙を繰り開いてゆく。番号が示される。小池はいまでもその光景をありありと浮べる。繰り上げられてゆくうちに裏から六〇番という番号がちらっと見えた。果然六〇番がハッキリ出て来た。「ああよかった！」そのときのよろこびを今でも胸に、かきしめる。十中七八はダメだと思っていたからである。ところがその数学の難問ができたのは三名しかいなかったという。その頃は習字の試験もあった。「リンキオウヘン」と仮名で書いてあった。これを漢字で書け、というのであった。「臨機應變」である。

さてその翌日の試験は英語と体格検査であった。英語は、英文和訳、和文英訳、書取、これはみんなできる。前日をパスしたのが百八十名の中六十名。英語で更に三十名落されるわけであった。同級生が言っていた。「小池君はもう大丈夫。英語だもの」と。正直、兄政美のおかげで英語の実力は充分であった。

高師附属中学は天下の名門校なので、通称「附属」で通るのであった。附属・一中・四中、学習院がいわゆる有名校。優れた先生方はおそらく附属が一番であつたらう。

中学入学の翌日、兄政美がお祝いというわけで、浅草の活動写真館に連れていってくれた。一番有名な電気館と帝国館の二つを覗いた。何か探偵物であった。政美は名映画がかかると時折伴れていって来た。ひとりで観に行ったことはない。中学時代は読書のこともすべてこの兄の指導のもとであった。小池は無条件にこの兄を信頼し

ていた。中学五年間の小池辰雄における人間形成は、この兄政美によってなされた。小池は後年その著作集第一巻「無者キリスト」第二巻「芸術のたましい」の両巻をこの兄政美に捧げていることによってもその傾倒ぶりは明らかであろう。次兄龍一は軍人のコースであったから、家で共に暮らすことは殆どなかった。勿論小池は次兄をも尊敬していた。小池は「兄弟喧嘩というものは我々の間には皆無であった」という。長兄は九才、次兄は六才、小池より年上であったことにもよるであろう。

さて中学時代に小池の魂と心の糧となったものは、英語のリーダーの中の物語りや英詩と漢文教程の中の武士道的な内容や漢詩であった。今想うと、教材は保存しておくべきであったと語る。英詩集は一流の詩人の大方その後買って、かなりの程度読んだ。散文では「ザズリー・ホームズ」「シャロック・ホルムズ」「スケッチ・ブック」などを四・五年生のとき読んだ。皆兄政美の指示によるものである。漢文は何といっても論語、孟子、十八史略等のある部分、および有名な詩人のものである。

### 兄政美の急逝と母光子の失明

旧制高校は勿論一高に入りたいと小池は思う。しかし準備不足で一浪する。日土講習に通って受験準備をする。藤森の数学、塚本の国語・漢文の「考え方、解き方」は確かに名著で、これは実力涵養に役立った。小池は実力が急速につくのを感じた。

その歳の八月末に思いもかけず日本公使館在任中の北京から電報

が届いた。長兄政美が疫病で同仁病院に入院の報せである。次兄龍二同行で、急遽母光子が朝鮮半島縦断、南滿洲を横断し、山海関を通過して北京へ向った。悪性腸チフスである。すでに政美は死の床であった。永別の数日前、政美はキリストが白衣をつけ現われ給うのを靈視する。「お母さん、キリスト様がお迎えに来られたので、お先に失礼いたします」と高熱の下でハッキリ告白した。一九二一年大正十年九月二十二日召天する。年齢二十七歳であった。

同心町でひとり留守をして受験準備中の小池は、「二二ヒマサミ死スハハ」という悲しい電報を受けとる。大なるショックで、ただ涙が滴るばかりである。眠られぬ夜が更けてゆく。青木実という従兄が訪ねてきた。小池の悲しみを慰めるためであった。殆ど会話ができない。天地晦冥であった。

現地での葬儀が終って、遺骨を抱えて母と次兄は黄海の舟路に歩いていった。何という運命のなせる業であろうか、船中で母光子は多年の過労と今回の悲嘆のため失明してしまう。その失明の母が長兄政美の遺骨を抱えて帰京した時、母の失明の姿と長兄政美の遺骨を見た時、小池は彼の人生のどん底の悲哀の時を味わう。それは筆舌に尽しがたい。後年小池はその著作集第六巻においてその書を「父亡きあと单身永年苦闘して我ら五人の子女を育てて遂に失明したる母光子に捧げる。」第二巻「芸術のたましい」は「一九二一年九月二十二日、二十七歳を一期として北京で召天した小池政美の霊に捧げる」とされている。

深い悲しみを超えて光子はまた家の整理をしなければならなくなる。家財道具は二束三文で売り払われていったようである。小池は長兄の書籍はできるだけ売らないようにと言った。しかし巖谷小波の『少年日露戦史』全二十巻が売られたことをあとで知って、千歳の遺恨に思う。小学五・六年のとき愛読し、あの素晴らしい挿画を模写までしたなつかしい本である。七十余年経った今日でも、いろいろな場面が眼前に浮かんでくるといふ。どこかの図書館にもしあるなら見にゆきたいともいふ。

同心町の門もない、いきなり玄関格子を開けて入る借家に五年間、母と長兄政美と姉富士子と自分、それにお手伝いの女中さんが一時期留守番を兼ねていてくれ、時折、陸軍士官学校の次兄龍二が帰宅する、といった家庭生活、家賃が多分十五円くらい。小池は長兄とこの借家の二階八畳の間で、机を並べて約五年間暮らしたわけだが、そのただずまいは今でもありありと浮かんでくるといふ。壁にはメイフラワー号の帰帆を海岸で見送っている清教徒の若夫婦の名画がかかっていた。この画は長兄が特に愛していたものである。やがてそういう結婚を夢見ていた彼であったが、それは実現しなかった。彼は銀製の十字架を作った。それを北京公使館赴任のとき身につけていた。そこには見えないようにして。長兄政美は清教徒が再び太平洋を渡ってイギリスには帰らぬ旅にのぼったように、彼も再び黄海を渡って日本には帰らぬ決意をしていたのだ。支那（中国）でやがてはハドソン・テラーの如く伝道するつもりでいたのだ。

それが早くも天界に飛んでいってしまった。

彼が天界に往ってから六十年経った秋、七宝美術の独創的な斎藤桂子さんが北京の故宮で知らぬ間にこの兄の導きを受けていたことを夢の中で示され、「日本へ御一緒に帰りましょう」と彼女が言ったら、「僕は日本へは帰りません」とハッキリ答えたので、彼女が泣いたら目が醒めた、という不思議な話を聞いたが、全くその通りの決意であったと小池はいふ。

その兄は夜の九時になると必ず、廊下の手摺りに両手を置いて祈るのであった。聖書が机の右側に置かれていたが、毎日必ず夜になると読んでいた。半年で旧新約聖書を全部よんでいた。頁のはこびで中学生の小池にもそれはよくわかった。

小池自身はキリスト教を知ろうともしなかったし、兄も聖書は買ってはくれなかった。尚早と思っていたのであろう。しかし兄政美の信仰生活のあざやかさそのものが「私への無言の伝道であった。果然、兄が天界へ行ってから、私はおのづから導かれたわけである」と小池は後年回想している。

#### 水戸高校（旧制）文科入学

小池は兄の死、そして母の失明のため、人生のどん底に落ちるが、やがてそれを超えて立ち上り、それより猛然と勉強をする。烈々火の如き勢であった。そうしてついに逆境を征服していったのである。その火の玉のごとき気焰と斗志は、その後八十六年の生涯を通じて、



今もなお変らないといつて過言ではないだろう。母から小池は小学校のとき、「精神一到何事かならざらん」という一句をその魂に刻み込まれていた。この一念で奮起したのであった。学力にも充分自信ができたので、長兄と同様一高受験を決めていたのであった。受験票ももらつて来た。ところが武田叔父の世話になつていて、もし一高を落ちたら申しわけないという母の諫止に遭つて、母をも心配させてはすまぬと思ひ直して、大事をとつて水戸高校受験に転じた。これは全く残念千萬であつた。

小池は水高文乙（ドイツ語第一外国語）に三番で入学した。答案は完璧に近いものであつたらしい。高校試験問題は勿論全国同じ問題であつたから、一高でも勿論入学できたはずであつた。小池は今でも一高に入らなかつたことを残念に思つている。水高入学はちつとも嬉しくなかつたようである。中学入学のときのあの嬉しさとは全くちがつた心境であつたようだ。

しかし、人生とはなんと全く劇的なものであらうかと思う。小池が入学した一学年の夏近い頃、思いもかけず腸疾患に罹り、水戸の常磐病院に入院の身となつた。そのため、ついに水高休学となり、一学年をダブルことになつてしまつたのだ。何たるマイナスである。もし東京であつたら、こんなことにならなかつたのだと、ハッキリ言える。楽しく勇ましく、勉強でき、大手町で大集会を開いておられた内村鑑三先生の日曜講義も毎回聴きに行ったに相違ない。

#### 。内村鑑三の大手町集会に出席

しかし小池は水戸高校を休学で東京にもどり、晩秋の頃やつと外出できるようになつて、内村鑑三の大手町集会（日本衛生会館）に出かける。そのようにして、水戸高校時代、都合のつくとき、土曜に帰京、内村鑑三の日曜集会に列席、午後は水戸へ帰る、といったことを実践する。内村集会に列席するにいたつたきっかけは、内村鑑三著『宗教と現世』という書物を長兄政美の書架からとり出してよんだことである。小池はこの書物に直ちに感動した。兄がひいていた青鉛筆のサイド・ラインにうなづくことができたのであつた。

小池にとってこの水高時代に、内村鑑三の著書をかなり読んだこと、ルターのドイツ語聖書にかじりついたこと、ヒルティの『幸福論』と『眠られぬ夜のため』の原書をよく読んだことが、キリスト教信仰の世界の下準備として大きなプラスとなつた。またゲーテの『ウェルテル』を小牧健夫先生から学んだことも忘れられない。もう一つ、ダンテを中山昌樹さんの『詩聖ダンテ』によつて知つたことも忘れられない収穫であつた。水高のドイツ語の先生は、小牧健夫、相良守峯、吹田順助、実吉捷郎、それにグンデルト博士という面々で、一高のドイツ語の教師陣に決して劣らぬ先生方であつたから、その点小池にとって文乙に入ったことは幸であつた。水高時代はしかし、胃腸の疾患が完全には治らず、どの学年も三つの学期試験を全部受けたことがなく、見込み点を以て及第してゆくというありさまであつた。まことに小池の水戸高校生徒時代は身体の方は

みじめな状態で、青春を謳歌するという晴れやかさに欠けていた。ただ内面の世界はより深められてゆき、大学での時代を迎える準備の点ではより一歩進んでいたのであった。

#### 東京帝国大学文学部ドイツ文学科入学

一九二六年（昭和元年）四月、東京帝国大学文学部独乙文学科に入学する。同期生三〇名という文学部としては盛なクラスであった。その一人に獨協大学学長を勤めた白旗信教授がいる。

ドイツ文学科は当時主任は青木昌吉教授、それに配するに木村謹二教授、新関良三講師というドイツ文学界のトップ級の先生方であった。木村謹二より「若きゲーテ」という博士論文を始めから講義として聴講した。学生たちはその内容の素晴らしさに魅せられた。ゲーテを木村教授から学んだことが、小池の詩の世界に光を投ぜられることになった。『ファウスト』の講読は青木先生に学んだ。大学最後の試験が「ファウスト」で、その答案を一番早く出して、出て来たこと、これで学生生活は終わったのだという実感を味った。小池には、あの瞬間が妙に忘れられなかった。それほど小池たち日本の学生は試験試験に苦しめられていたわけであった。

#### 。藤井武との出会い

東大学生時代に小池は魂の師藤井武に出会う。一九二六年、三月七日、雪の降る日曜、世田谷・駒沢新町の藤井武の家庭的な集会にかけたのがはじめてであった。

藤井武は東京帝国大学法学部を卒業すると、すぐ官吏となったが、やがてその職をすてて内村鑑三の門下に入り、内村の伝道を、筆と口とで助けるようになり、その純粹でひたむきな生活ぶりは、師にまさるものであったという（『近代日本とキリスト教』大正・昭和篇自我の自覚期と内村・植村門下の人々）小塩力の言葉）。

藤井は個人雑談『旧約と新約』を刊行し、若き求道者に信仰の「真実」をもって接し、少数者ではあったが、深い影響を与えたのであった。小池もまた魂の奥深いところで感化を受けた、その一人であった。

さて小池はその最初の日に『新約聖書・ヨハネの黙示録』第二章の談話をきく。そして藤井武に捕えられ、小池はその日以来、満五年の間、一日も休むことなく、藤井の家庭集会に出席する。その最後の集会は一九三〇年（昭和五年）六月三十日であるが、全く奇しくもその日の聖書の箇所は、同じくヨハネ黙示録の第二章であった。小池にとって、集会のアルパとオメガが、黙示録のオメガであったことは、何か神の黙示のごとき予感がするのであった。やがて小池がその八十歳を過ぎて、自ら書かざるを得ず、表現せずにはいられない詩の最後が、黙示録の世界であると思う時、自から不思議な星の導きの下にあることを感ぜずにはいられないのである。

日曜の午後には、小池は藤井武よりダンテ、ミルトン、カントなどを讀んでもらったり、またギリシャ語を学んだりする。藤井武は小池にとって特別な恩師であり、靈的に輝く星であった。なお小池は大学でヘブライ語を宗教学の石橋智信教授からほとんど一対一で

学ぶ。当時学生といえば小池ただ一人の時だったのである。

一九二九年（昭和四年）三月、小池は東京帝国大学文学部ドイツ文学科を卒業する。その翌年一九三〇年（昭和五年）三月に、畏敬する内村鑑三が七十歳の天職を全うして昇天した。ついで内村の後を追うかのように、藤井武が召天した。このことは、小池にとって生涯の信仰上の大きな衝撃となって現れるのであった。

#### 陸軍教官

一九三一年（昭和六年）四月、小池はようやく職が与えられる。それは東京・陸軍幼年学校教官（陸軍教授）であった。幼年学校のドイツ語は、中学生に英語を教えるのと同じことであった。当時の小池の勉強と研究の主題は聖書にあって、聖書の原典をそれからドイツ語の一流の学者の著書、聖書註解や神学書・宗教哲学書などをよむこと、及び、英・独の詩書を繙くことなどが、自由になされていたのであった。

#### 。伊藤順子と結婚

一九三三年（昭和八年）十二月二十三日は小池は伊藤順子と結婚する。伊藤もまた藤井武の集會に列席しており、同じく集會の會員であった佐藤勲のすすめによるものである。伊藤は一人娘で、しかも育ての親による娘である。いわば天涯孤獨的な女性であった。小池はそうした面にも動かされたのであろうか。

兩人の結婚の日が、偶然にも今日の平成天皇の誕生日であった。その日、一橋の学士會館で無教会主義の次代の指導者と認められて

いた塚本虎二先生の司式で結婚式をあげたが、花火があがったり、提灯行列があたりした賑やかな晩であった。天皇の年齢と自分たちの結婚の歳月が同じとは不思議な因縁ともいえると小池は思う。しかも皇后美智子さんの父正田英三郎とは、中学時代の同期生の間柄でもある。小池夫妻は結婚後五十五年の歳月を経ており、あと五年でダイヤモンドという。夫人は一代の婦人運動家市川房枝女史の片腕の如く、よく奉仕してきた。夫人のすることはすべてが奉仕であり金銭的なプラスは何ひとつもない。小池は「たましいはまことにきれいだ」ということをはにかみをもって、純潔な少年のようにいう。

#### 。陸軍大学校教授

小池は一九四〇年（昭和十五年）四月には陸軍大学校教授に転任する。哲学者の篠田英雄教授が先輩であり、二人で陸軍大学校のドイツ語を担当する。三笠宮のドイツ語個人教授を一年間承ったこともある。陸大では、プリントなどをつかって教える。相手は陸軍中尉、大尉といった連中で、皆優秀な頭腦の青年将校であった。ヒンデンブルクの自伝、クラウゼヴィッツの戦争論の一部分を読んだりする。教程を編みかけていたが、戦争不利となるや、陸大の語学授業は停止となり、陸軍予科士官学校へ一九四四年（昭和十九年）二月転任。朝霞の学校まで自転車で通勤する。時折空襲に遭う。一トン爆弾が道の真中に落ちたので、大きな穴があいて、水が下の方で湧いていた。学校が危ないというので疎開となり、浅間山の西方の新鹿沢温泉の旅館に分宿、野外ドイツ語授業をする。

一九四五年（昭和二十年）八月十五日、日本は連合軍に無条件降伏をする。そして九月二日、小池の勤務する陸軍予科士官学校は閉鎖され、小池は自然退官となった。とはいえ小池にとっては、一九三一年（昭和六年）以降十五年の間、陸軍の学生と最後までドイツ語をやったことは、長く忘れられない。

小池がこの十五年戦争の間、陸軍の学校でキリスト教徒であることは明言していた。東京陸軍幼年学校校長阿南惟幾（彼の陸軍大臣）大佐は宗教や哲学の読書もよくする人物で、宗教のことは小池によく訊ねるのであった。

戦中のキリスト教界の抵抗は、内村鑑三の平和論と現実批判を受け継ぐ無教会派の人々に多く見られたが、その代表的な一人矢内原忠雄が一九三七年（昭和十二年）八月、中央公論に書いた「国家の理想」が大学内外の右翼の糾弾にあい、さらに十月の藤井武記念講演で行った「神の国」と題する講演の中で「日本国家よ、死ね、死ぬことによって新なる生命を得るであろう」と述べた言葉がきっかけとなり、東大の教壇から追放されてしまった。太平洋戦争が始まって以来のキリスト教界は、軍国主義の激しい弾圧の前に全く屈服と沈黙を余儀なくされた。そしてキリスト教界の戦争協力に一段と拍車がかけられた。

このような諸状勢のなかで、一面、小池は一途にキリスト教に就いての宗教哲学的思惟を深めていったように思われる。内村と藤井の両巨人が召天後の一九三二年（昭和七年）の歳末に書かれた「祈りの宗教哲学」という論説がその一つである。また藤井武七周年記

念講演「別の路」がその二である。

#### 戦後第一高等学校・東京大学教養学部教授

敗戦四年後、一九四九年（昭和二四）十月、小池はようやく旧制一高教授に就任する。矢内原忠雄教授の推薦によるものである。一高がそのまま存続して欲しかったのに、戦後の学制改革によりそのあり方をめぐって大論争となり、一高は東大教養学部として存続することになる。学部長は矢内原忠雄であった。こうしたこともあり、小池は東大助教授に格下げになったのが、一九五〇年（昭和二五年）三月であった。

その後の小池の職歴だけを簡単に書きつけておくと次のようである。

一九五五年（昭和二〇年）五月、東大教養学部教授に昇進

一九六四年（昭和三九年）三月、東大停年退職

それより以前一九六一〜六二年にかけて春から春まで一年間ハンブルグ大学ヤパノロギー（日本学）の交換教授

一九六二年二月には同大学で公開講演をする（東大出版会刊）

「日本のプロテスタントリズムと突破の神学基礎論」（独文）

（日本学の内容は、日本精神史概説と現代日本語の講義）

#### その著作—神学的論説

小池はこの間かなり多くの神学的論説と聖書註解（翻訳、註、解説）と編註、翻訳、著作を残している。それらはほとんど著作集全



十卷の中に収められているが、その主要な論説について若干のコメントを付しておくことにしたい。

### 。「祈りの宗教哲学」

前述のように内村鑑三、藤井武の両巨人が一九三〇年（昭和五年）この世を去った二年後一九三二年（昭和七年）の歳末に、小池は「祈りの宗教哲学」という論説を書いている。それは小池が二十代の頃から時に応じ、折りに触れて書いた神学的信仰的告白の論説の嚆矢で、今日もなお自負するところの論文であり、しかもその結論は十字架と聖霊の事態に帰せられる。（著作集第三巻『無の神学』の中に収められている。）

### 。「天路」

次に第二の論文たる「天路」（原名は「別の路」という）は無教会時代（一九二二―四九年）の講演であり、彼の神学論である。小池自身一般に神学を毛嫌いしている無教会グループの一員ではあったが、高校・大学時代に哲学や神学―特に神学は佐藤繁彦先生の『ルター研究』誌などを読んで興味をそそられていたことがそのきっかけとなり、神学的論説に関心を抱く結果となった。

小池自身においては神学することは信仰の妨げになるどころか、信仰のロゴスの説明としてよき梶とりと考えられている。小池にあっては、神学は単なる理論ではなく、矛盾構造も有っているロゴスとパトスとエトスの三面をもつ、渾然たるもの、劇的なものと感ぜられている。小池自身信仰の当初はまた聖霊体験なるものがなかったから、神学が霊的な性格を持つに至るまでにはまだ時間を要したが、

後に述べるように小池自身の告白によるところの聖霊体験をしてから、パウロのもつ生まの神学の真義がよく読めてきたという。

### 。「砕けの神学基礎論」

第三論文たる「砕けの神学基礎論」（一九四八年十月一日）も小池の聖霊体験以前のものであり、旧約聖書「イザヤ書」五十三章の予言たる十字架を中心とした重厚な論が展開されている。信仰が実存的なものでなければならぬとしたのである。

### 。「無教会神学論」―「幕屋論」の展開

第四論文の「無教会神学論」（一九四九年八月一八日）は、無教会の本質と無教会はかくあるべきものとの要請をもった論文である。ここではすでに小池独自の幕屋論が展開されている。無教会が個人主義的であってはならない、幕屋的構造が最も聖書的な一即多、多即一の在り方であることを明示している。小池によれば、その無教会神学論はむしろ自己批判的であって、従来の無教會的な在り方への警告をふくんでいるものである。

小池の告白によると、「私は無教会の流れにいて、神学を唱え出してから一般の無教会の人人に嫌われ―実は恩師藤井武にそういう神学的思索の面があったのだが―更に一九五〇年の晩秋、十一月三日―五日にかけての大阿蘇、垂玉温泉、瀧見荘での手島郁郎との共同集会において、天界から聖霊のバプテスマを受けて、手島君と私において使徒行伝的聖霊の現象、すなわちカリスマ的な力の現象が―聖霊の賜―起きてから、いよいよ無教会信仰とはちがう―正直次元的にちがって来たので―というわけで、無教会のアウト・サイダー

にされたわれわれは、使徒的な原始の福音に帰ってきたのだから、まさにカトリック・プロテスタントよりさきの原始福音にいよいよ帰ってゆこうというわけであった。すなわち Apostle (使徒) たちのインサイダーになったことを、むしろ無教会の本当の進展として自重することになった」のであった。

無教会派の中から離れて自からの信仰の道に進んでいった小池辰雄の信仰上神学上の軌轢・戦いもまた執拗に続けられてきているが、そのなかで、友人の手島郁郎はその後伝道一本槍の方向に邁進し、より大集団を形成してゆく。原始福音の群「幕屋」の群として毅然たる集団を全日本、そして海外にも展開してやってゆく。手島は十五年前に病死するか、聖霊のみ力によって彼らは大きく展開し、『生命の光』誌は連綿としてつづいている。一方小池辰雄はどうであったか。

### 伝道五十年―十二召団

小池は大学教授の傍ら伝道を一九四〇年(昭和十五年)はじめて以来、五十年にわたって、こつこつと自らの伝道に励んできた。精神も体力も気力もいま、なお壮年期にある小池を中心に、いま十二の召団がつづけられてきている。ちなみに教会の原語はエクレシヤであり、エクレシヤの原意は神に召された者の団体という意である。藤井武が教会論で「召団」と訳したもので、小池はその「召団」を実際に用いている。

その十二の召団とはすなわち、札幌、栃木、埼玉、東京、信州、

小諸、裾野、京都、大阪、奈良、香川、岡山、鹿児島がそれであり、全国的に散在している。それぞれの召団に、それぞれの歴史的経過があり、ここに述べるいとまはないが、小池辰雄は、春、夏の大学の休暇を選んでこれら諸所に伝道に赴き、会員の信仰を励まし、団結を強めている。総員三百余名で、別にそれほど大きい召団ではないが、一人一人は信仰面で聖書理解面で、小池の指導力によってよく鍛練されている群れといえるであろう。

### 小池辰雄著作集全十巻

小池辰雄のぼう大な著作の主要なものは、いま著作集全十巻に収められている。しかし、発表および未発表の原稿や、日曜講演、諸所における講演や特別集会などの録音を文字化するならば、さらに倍加するくらいの内容となるであろうといわれる。

次に、全十巻の内容の概要のみ記し、もって小池辰雄の思想と信仰の輪郭をうかがい知るにとどめよう。全十巻は四六版上製貼箱入、各巻四〇―五〇〇頁にわたる、浩瀚な書物で、現実には著者自信の実力による運営だが小池辰雄著作刊行会の名と協力により出された。

### 第一巻「無者キリスト」

第一巻「無者キリスト」(一九七五年十月十日刊)は、次の五人の霊星に捧げられている。

この「無者キリスト」を私のたましいの旅路で  
時機に応じ道しるべとなり

今は北十字星の如く天界に輝いている

内村鑑三先生

藤井武先生

塚本虎二先生

手島郁郎兄

小池政美の五つの霊星に捧げる

著者はキリストを無(的実存)者と呼ぶ。キリストは自らを無能、無教、無善とし、神からの無限無量なるものを体現していたからである。

本書は福音書のキリストを主題とし、キリストとその福音の根本性格と構造を、次の三部の構成の下に浮き彫りする。

第一部 キリストの実存十転

キリストの啓示の事態を、十転の転機を枢要としてとらえる。すなわち、キリスト・イエスの受肉(降誕)、受洗、靈戦、伝道、変貌、十字架、復活、昇天、靈降、再臨。

第二部 人間の福音的実存七相

福音の光に照破されるときの人間の劇的な七相を予想する。すなわち、破れ、砕け、突破・突入、内住・常燃、担い・抱き、棄身・棄石、本願・榮光。

第三部 無的実存

無的実存とは何を意味するか。キリストをなぜ無者というのかをあきらかにする。

本巻は小池全著作の土台となるべきものである。

## 。第二卷『芸術のたましい』

第二卷『芸術のたましい』(一九七六年十二月二〇日刊)は、一九二一年九月二十二日、二十七歳を一期として北京で召天した、長兄小池政美の霊に捧げられている。

本書は最大の芸術家は宇宙万物の創造者たる神なりとの根源から迫った、芸術を直視し、内観して自由に論じた芸術論である。

それを体した二大詩人、ダンテとゲーテの詩魂の本質も論じている。

## 。第三卷『無の神学』

第三卷『無の神学』(一九八二年五月一五日刊)は、信仰の第一人として評価せざるを得ない長兄の小池政美に捧げられている。

本書は第一卷『無者キリスト』に応じて、キリスト、無限無量なる者を中心として展開された神学であり、次の二部から成っている。

第一部は「無の神学原論」である。東洋人であり、日本人である著者は、「無」という言が無私・徹底・無常・空無・靈妙・絶対・

深遠・鴻大・無量・無限などの概念と深い連関をもった内容を表現し得るものと考え、そしてこの「無」こそ宇宙的な靈的人格たるキリストを表わすに最もふさわしい言としておのずから撰ばれるとする。著者は本書においてキリストを中心とした神学、聖書を主題として神学を意図しているが、それはいわゆる「聖書神学」でもなく、さりとして「組織神学」でもない、質的にはこの両者を超包するとする。

第一部「無の神学原論」は次の章より成っている。

キリスト・イエスは「無者」である。エホバの僕―無的実存。イエスに於ける聖霊のバプテスマ―無的投身。聖霊の力―無限無量。キリスト者とは何か―キリストの無者。十字架・聖霊の証者―エン・クリスト的実存。オーヘル・エクレシア論―幕屋・召団(教会)論・旧約聖書における無の諸相―文書預言者以前・以外。モーセの律法―隠れたる福音・婦人・回帰。コーヘレスの無・老子とキリスト―無道の道。新宗教改革。

第二部「無の神学への道」は次の章より成っている。

祈りの宗教哲学―天路―砕けの神学基礎論―終末的実存。無教会神学論。三位一体。悲願靈願。突破の神学基礎論―靈的実存。キリストの福音。即身即主。

#### 。第四卷『詩篇珠玉集』

第四卷『詩篇珠玉集』(一九八〇年一月三十日刊)は、旧約聖書の心臓たる「詩篇」一五〇篇中より五〇篇を選び、原詩のところに即して万人の哀しみと歎び、呻きと叫び、感謝と賛美の祈りにして歌なる「詩篇」を翻訳し、キリストの光のもとに特色ある解説がなされたものであり、本書は「往年私の『詩篇』の訳と解説に共感してあつた友情を示された手島郁郎兄の霊に捧げ」られている。

第一卷(第一―第四一篇)より二十五篇、第二卷(第四二―第七二篇)より五篇、第三卷(第七三―八九篇)より五篇、第四卷(第九〇―第一〇六篇)より五篇、第五卷(第一〇七―第一五〇篇)より

十篇が撰ばれている。著者は使徒パウロの精神で解説したと記している。

#### 。第五卷『百世の師ヒルティ』

第五卷『百世の師ヒルティ』(一九七七年八月十五日刊)は、福音を土台とした健全な人生道を唱道したヒルティの著作集の内容を紹介しつつ、著者の告白を織り込み、人生の一つの道しるべを特に青年男女に提供せんとしたものである。

この書は「その若き日にヒルティを愛読されたわが国、教育界の泰斗天野貞祐先生に謹んで捧げ」られている。

内容は、カール・ヒルティの生涯の素描。仕事と幸福・人生と教養、人生と信仰、詩人論、教育論、靈的キリスト教、読書論などの論説。

またヒルティ『眠られぬ夜のために』(上巻抄訳)『永遠の生命』『力の秘密』などの翻訳が加わっている。

#### 。第六卷『随想集』

第六卷『随想集』(一九八二年十二月一日刊)は、「父亡きあとと単身永年苦闘して我ら五人の子女を育てて遂に失明したる母光子」に捧げられたものである。

第一部「福音の瞑想」は福音を中心とした随想である。第二部「偉大な野人」は「しき師内村鑑三とその高第藤井武、天野貞祐、手島郁郎などに関わる随想である。第三部「母の生涯は、著者にとつ

て恩のなかの恩であり、この母なくして著者の存在はあり得なかつたものであり、母の恩は無量であり、母の恩に生涯をかけてむくいねばならぬとする。

### 。第七卷『聖書の人ルター』

第七卷『聖書の人ルター』（一九八四年二月二十日刊）は「旧制水戸高等学校時代にその講演を以て著者にルターに対する関心を喚び起こして下さったわが国ルター研究の権威、天界の佐藤繁彦先生に捧げ」られたものである。

ルターは聖書を以て時のキリスト教と戦った。聖書は彼の生命であつた。著者がたましいの世界で内村鑑三の次に影響を受けたのはマルティン・ルターであり、特にドイツ語学者の著者にとつてもルター聖書は詩調のゆたかな、力強いドイツ語として映っている。一九八三年の十一月十日がマルターの生誕五〇〇年に当るので、それを記念して出版されたものである。

本巻の内容はルターの生涯、ルターの讃美歌、ルターと親鸞、シラー、ゲーテとの比論など、本巻は第五巻と姉妹篇をなす。

### 。第八卷『詩歌集』

第八卷『詩歌集』（一九八六年四月二十五日刊）は、「詩魂ゆたかなる内村鑑三先生に捧げ」られたものである。

和歌集・警世詩集・近親・師友篇、即興詩集、訳詩集、校歌四篇、自作讃美歌集、独和対照集を含んでいる。

本巻は第二卷『芸術のたましい』第四卷『詩篇珠玉集』とともに、三部曲（トリオ）をなす。

### 。第九卷『感想と紀行』

第九卷『感想と紀行』（一九八七年五月一日刊）

本書は福音的告白と小論説、若干の詩歌、感想集、内地の伝道旅行と外地の旅行印象記、獨協学園関係の諸隨筆。第六卷『随想集』の姉妹篇である。

### 。第十卷『聖書は大ドラマである』

第十卷『聖書は大ドラマである』（一九八八年十一月一日刊）

本巻は全十巻の総括的内容を示しており、「萬人に捧げ」られた著作である。著者によると、特に第一卷『無者キリスト』第三卷『無の神学』および第十卷『聖書は大ドラマである』の三巻は、著作の年次からいっても正に始と中と終に位置し、第十巻を頂点とし正三角形のすがたでもあり、無を中心とした三重の円現の相でもあるといわれる。第十巻は、宇宙的歴史的大ドラマである聖書、劇的有機的ななまの神学をうちに蔵している聖書の一つの投影の書であるという。

第一卷、第三卷、第一〇巻は三部作（トリオ）を成すものである。

小池は本巻序言の中で、自らのキリスト教信仰生活を回想し、聖霊の降臨の体験を語る。一九〇四年如月七日の安息聖日の太陽が南天にさしかかった頃、その和光を初めて浴びてこの世に誕生する。

二十歳になんとなす頃、始めてキリスト教に入信する。爾來六十余年、日本語訳旧新約聖書を身読・ぼろぼろにすること三回、一九四〇年から自宅の一角を会堂にしての日曜聖書講筵、および旅をしての伝道集会、その数知れずである。

ついに一九五〇年晩秋、大阿蘇のふとところで天界のキリストから直接聖霊の降臨にあずかる。爾來、聖書の驚くべき聖霊の次元の中へいよいよ深く回帰、帰入、祈入、体受の体験を重ねる、自ら聖書という大ドラマの中に投身し、その現実の中から聖書を告白しているのが他ならぬ全十巻であり、この第十巻であると信仰告白する。そこには一人の使徒小池辰雄が立っている。

小池は本書において、全聖書から重要な句節を選んで、三六六編に編み成し、毎日一頁ずつ読めるように配慮した。本書によって、小池は旧約聖書（律法、預言者及び諸書）の本質と歴史的意義がつかめよう、また新約聖書の福音の本質と世界的意義がつかめようと強調する。

小池は、信仰の本質は「どこまでもキリストの十字架の贖罪が土台で、これを本当に体受するところに聖霊が臨むという事態で、十字架と聖霊は楕円軌道の二焦点のごとく絶対不可離の現実である」というのである。

## 目次

一月 天地の創造、楽園喪失、アベルの血の声、

ノアの大洪水、ヤコブの石枕、ヨセフの生涯、  
出エジプト、十言、幕屋、

二月 モーセの祈り、聴けイスラエルよ、遊女ラハブ、

ギデオンの、盲者サムソン、モアブの女儿ツ、

天童サムエル、ダビデとゴリアテ

三月 ダビデとバテシバ、ソロモンの智慧、カルメル山上の靈戦、

エリヤの昇天、エリシャの無の油、神とサタンとヨブ

四月 ヨブの見神、愛は最大の力、萬象流転、

七転八起、天然の神秘、人生の歌、

罪のゆるし、信仰の凱歌、旧約の福音

五月 神はわが力・わが歌・わが救、隅の首石、深淵・待晨、

汝知り給う、ホセヤの悲劇的結婚、觀望塔、

因果応報

六月 瓢の徴、幕屋より幕屋に、軍備全廢の予言、

葡萄園の歌、インマヌエル、靈的人格メシヤ、

世界の破滅、楽園回復

七月 我に帰れ、獅子と狼と豹、麻帯、

陶工と陶器、聖言は火の如し、新契約

八月 靈散霧消の贖 神の義と救、神の羔、

永遠の契約、天道地路、天地の抱擁、

神の底ぬけの愛

九月 言い逆いの徴、受肉、天国回帰、

律法と福音、主の祈り、聖意体現、



一粒の芥種、湖上のキリスト

二月 カナの婚宴、無者キリスト、幕屋の原相、

マルタとマリヤ、ラザロの復活、放蕩息子、

羊と山羊、洗足、十字架、

バラダイスだ

二月 キリストとマグダレーナ、エマオ途上のキリスト、ペンテコステ、

パウロの回帰、キリスト者、霊と肉、

十字架と聖霊

三月 愛の讃歌、復活の讃歌、無一物無尽蔵、

深遠なる黙示、罪びとの首、一日千年、

血の復讐、羔の婚姻、神の幕屋

結びにかえて

いま著作集全十巻の公刊の大業を終えた小池辰雄は、一つの大きな信仰の峠の頂きに立って、その生涯最後の仰ぎ見る靈的信仰的な高嶺に登ろうとしているやに予感される。時代もまた新しい時代の節目ともなるべき一九八九年（平成元年）であり、やがて十年後に二十一世紀を迎える。すでに八十六歳を越える小池にとって、その旅立ちはまだに旧約聖書のモーセの出エジプト記の旅立ちにも相応しいもののあるやを覚えしめられる。壮なるかな、その旅立ちはまだに魂の旅路であり、その世界はヨハネの黙示録の靈的な世界にも酷似している。来るべき時代もまた混沌として、必ずしも光明ではない。

しかし小池辰雄の魂の進むべき基本方向は、しかと定まっているように見える。これまでの、八十六年の生涯において一筋に、ただ一筋に追い求めてきた、現に求めつづけつつある魂の遍歴の道の延長線上に、しかと据えられているからである。ある靈的な友が小池に語ったことばに、君は不思議な靈的な星に導かれているということがあることを耳にしたことがあるが、それらを合わせて考えてみると、小池はこれまで深く没入してきたダンテの「神曲」、ミルトンの「樂園喪失」、ゲーテの「ファウスト」に象徴され、表現されている、あの劇的叙事詩の世界に類する、世界の創造を追い求めているのではないか。それは永遠の青年・求道者小池辰雄の追い求め、求めつづけてやまない世界のものである。果してそれは二〇〇〇年ごろまでに完成するであろうか。果してどんな内容のものに終えるのであろうか、それは神のみぞ知る。しかしそれらの意欲は小池辰雄の魂の内側にひそむ、あの熱烈なる創造的世界のなかで、じつとその時期の到来を待っていることであろう。

しかし小池辰雄は常に祈りつつ、これまでの靈的な万巻の書に支えられつつ、天来の力と光と知慧に導かれつつ、その世界を必ず創造してゆくことであろうと思う。私は小池辰雄に信仰を与えられた神が、彼がその大いなる使命の終えるまで、その生命を支え、励まし、恵みを豊かに与えたもうことを信じてやまないのである。

わが国において、特にこの曲がれる、危機の時代にあって、このように与えられた天来の芸術的叙事詩の創作をなしうる人は、今日少なくとも小池辰雄以外には存在し得ないのではあるまいか、私は

近頃そういう確信を強くする。そして先生のご自愛とライフ・ワークの完成をひたすら祈ってやまないのである。

あとがき

この研究ノートは当初一九八九年二月七日、静岡・河津町・天城山のふもと、伊豆七滝・つりばし荘において書きとめられたものである。しかしこの研究ノートは、研究紀要（第十一号）の締切に間に合わず、次号に延ばされた。

かくしてその原稿は更に一九九〇年一月一日、神奈川県三浦市三崎町諸磯、油壺エデンの園の一室において、書き改められ、加筆された。その元日の朝、三浦海岸、城ガ島周辺において六時五十分ごろ初日を仰ぎ見、すがすがしく爽快な気分のもとに、帰宅後一挙に書きとめられた。私にとっても七十二歳の新生の研究ノートとなる。小池先生に感謝すべきかな。

## 和歌と歌謡

— 「面影のうた」をめぐる

はじめに

木村重利

本誌前号において、同じ表題を掲げて、中世小歌と和歌との関わりを論じてみたのであつた。<sup>往し</sup>両者の関わりといっても、そこには専ら「詠む歌」である和歌と「謡う歌」である歌謡の成立、発生の基盤の違い、その享受の姿勢の違いという、両者の「うた」としての根本的な相違に視点を据えて、『閑吟集』中の中世小歌のいくつかを見直してみたのであつた。具体的には、中世小歌を「集団の歌」という歌謡の根本、もっと言えば、声に出して「謡い」「聞く」という、「うたの場」の中で捉えたときに、その解釈なり情感なりが和歌の場合とどう違ってくるのかという試みであつた。

本稿もその延長上にあつて、和歌と中世小歌を材料に今度は歌謡から歌謡語への移行を辿る中で、中世小歌の歌謡的発想、情感とはどういふものであるかを、もう一度確認しておこうというのである。「詠む歌」「個人の歌」である和歌と「謡う歌」「集団の歌」である歌謡の「うた」としての根本的・本質的な相違を考えてみる、一つの手続き、作業であるという点では前稿に重なる。

具体的には「面影」という言葉をとりあげて、それが和歌の世界、

歌謡の世界でどう「詠まれ」、「謡われ」ているかを見ていこうといふのである。言い方をかえれば、その両者の世界で「面影のうた」がどう続いているのか、和歌から受け継いだものに歌謡的發展なり広がりがあるのか、そしてそれがどう享受されているのかといったようなことを確かめてみたいのである。

### 一、歌語・雅語「面影」

言うまでもなく「面影」は『万葉集』以来和歌に詠まれてきた歌語・雅語であり、恋歌の用語である。別の言い方をすれば、王朝和歌の中で洗練され、貴族生活の中に溶け込んだ雅語である。つまり「面影」という言葉が歌語・雅語としての洗練を加えてきたのは、王朝貴族の恋愛生活においてであつた。端的に言えば、「面影」は恋歌の用語として、王朝貴族の恋愛生活の基盤となつていゝ情緒・情感とともに磨かれてきたのであつた。

歌語「面影」の解説の一つの例として『歌語例歌事典』（聖文社）のそれをあげてみよう。

人の顔や姿、物の様子、情景などを「おもかげ」といい、多く目の前に実体のないものをさす。また、目の前にないものがあるように目の前に浮かぶことを「おもかげに立つ」などと表現する。

とあつて、『万葉集』の笠女郎の、

陸奥の真野の草原<sup>かたはら</sup>遠けども「面影にして見ゆといふもの（三、

三九六）

の歌以下十三首の歌をあげている。

また、同事典の別項に「影」があつて、「恋歌でわが姿、相手の姿をよく「影」の語であらわす」としてとりあげているように、単に「影」も「面影」と同義で用いることがあつた。そして同項の中で「目前にはいない人の面影を」という例歌として挙げているのは次の歌。

我が恋は天の原なる月なれや 暮るれば出づるかげをのみ見る  
(後拾遺集 恋、六八八、一宮紀伊)

もうひとつ、同書にしたがうと、「実在しないものや姿が実在するように見えること」と解説し、その「例歌では恋人の姿が目には浮かぶさまをいう」として項目立てしてある「まぼろし」も「面影」周辺の歌語ということになる。

ともあれ、「影」「まぼろし」とも重なって「面影」は、現物、実体ではない、恋しい人(恋しむ)を思う余り、それが心に浮かんで来るものである。それを、「面影に見ゆ」「面影に立つ」とか表現する。したがって、実体(恋しい対象)が傍にいて、声が聞ける、肌に触れることができるという状況においては、「面影」とは無縁でいられる。つまり、「面影」の恋の歌には、「別れ」が介在しているということになる。この先ずつと「別れ」が続くことになる「終わってしまった恋」か、次に逢うまでの一時的な「別れ」という、「継続している恋」かは別にして、ともかく今、現在は「別れている状態」が「面影のうた」の発想基盤となっているのである。

その部分においては、歌謡の恋歌も同様である。「別れ」は歌謡

の恋の歌にとつても大きな、あるいは久しい主題なのである。ただ、その「別れ」を謡う姿勢が和歌のそれとはいささか違うようである。「集団の歌」である歌謡という側面から考えると、その「うたの場」で男女の「別れの歌」がそうそう発唱されることはなかったと考えられるので、和歌の場合のように、「積み重ねられた別れの恋歌」としての「面影の歌」は定着しなかったのではないかと思える。

「別れ」の発想は基本として「ひとりであること」で生まれる。そして「別れの感慨」は当事者であることでこそ生きる。集団の場で「男女の別れの感慨」を共有して謡うということはまずなかつた(注)と考えられるから、そうした意味で歌謡(民謡、童謡も含めて)の用語として「面影」が育つ基盤は弱かつたと言える。そうしたことからしても、歌謡の中の「面影のうた」の状況というのが、おのずと浮かんでくるととも、和歌との比較における歌謡というものの性格も明確になってくる。

## 二、中世小歌の「面影のうた」

まず、中世の歌謡である「小歌」において、その辺を確かめることから始めたい。

中世小歌集である『閑吟集』(永正十五年)には、三十一首の小歌が収録されている。それらの歌の配列基準の第一に春夏秋冬の四季があつて、さらにその後には雑か恋というものが考えられているらしく、そこに勅撰和歌集以来の「部立て」による編纂方式が踏襲されていることは確かである。その上で、この編者の工夫として、同

一、同種の語句（縁語、類似語）を含む歌、あるいは同趣向の歌を続けるという配列方法も用いられていて、それは「言葉の縁」による配列、「連歌的手法」による配列などといわれてきた。

「匂い」とか「移り」といったもので主題を継承・発展させていく「連歌的手法」ということはさておき、並んだ歌々の詞句を眺めるだけですぐ納得できるのは、何首ずつか同じ語（匂）を含む歌を続けていくことである。その鎖目の役を果たす語（連鎖語）を取り出して括ってみると、三一番から三三番までの「茶の歌」が終わった三四番から「面影の歌」になる。

そのあたりから検討して、「面影」の問題に入っていきたい。

「茶の歌」の最後の三三番の歌は次のような、後の民謡（茶摘み、茶揉みの仕事唄）にも流れていく、やや卑猥さの感じられる戯歌である。

新茶のちゃつばよなふ、いれてののちは、こちゃしらぬ、く

言葉をそのまま汲みとっての歌意ははっきりしている。「新茶用の茶壺だというので、ちゃんとそこに新茶を入れたのだ。その茶が台無しになったのをどうしてくれるといわれても、入れてからあとの方は、こちらはしらないよ」という、新茶を茶壺に入れて保存する役目の者が、ちゃんと新茶用の茶壺に新茶を入れたのだから、その後の管理はしらない、おれの管轄ではないと開き直った口ぶりをそのまま仕立てている。しかし、そうした表向き解釈の裏にあるものは、「入れる」に込めての性愛を謡っての笑いであり戯れである。少なくとも後代へ受け継がれていくのはその側面であつた。

もっとも、この歌の成立は「新茶」に対して「古茶」をあげて、「こちゃ」に「こちら」（＝わたし）を掛けた、言葉遊び的な面白さにあつて、ことさら一首全体の歌意を理屈づけてとやかく言うことはないともいえる。言ってみれば、「こちゃしらぬ」——「おれはしらないよ」が身上的歌で、その日常性・普遍性がこの歌を流行歌（民間の歌・小歌）にしたのである。「こちゃしらぬ」という状況は歌謡という「うたの場」で戯れにやりとりされる掛け合いの一つの応答の型として、いくらかも活用し得るものであったということである。

ともあれ、こうしたただけた「茶の歌」のあとに「面影の歌」が続いているのである。その第一首目の歌。

かれがれの、ちぎりのすゑはあたゆめの、く、面影ばかりそひねして、あたりさびしき床のうへ、涙のなみはをとませず、そでにながるる川水の、あふせはいづくなるらん、く

前歌とこの歌の間には、歌詞の上で辿る「言葉の縁」（共通語・類詞句）は失われている。それなら、三三番から三四番への「移り」における編者の納得は何であつたか。戯歌とはいえ、三三番の歌が、馴染んだ（手をつけた）女を捨ててしまつて、その後その女がどうしているやら「こちゃしらぬ」というのだから、この男と女の間には、すでに切れた関係、冷えた関係（女の側にその納得はないかもしれない）が成立してしまつている。それが三四番の「離れ離れ」に続くように並べられたものと受け止められまいか。つまり、どちらにも男女の「別れ」が発想の底辺にあるということになる。編者

が三三番から三四番の歌へ、何かつながりを用意しているとすれば、そのあたりしか考えられない。

歌全体が内容的につながっているというのではない。それどころか、三三番の卑俗な謡いぶりと次の三四番の大和猿楽の詞章（日吉佐阿弥作「安字」かという）の一節という、その典雅とも言えるほどの和歌的、王朝的情緒の詞章とはあまりに異質である。ただ「いれてのちはこちやしらぬ」から「かれがれのちぎり」という、それだけの引き継ぎなのだということである。

あとは三七番までは「面影」を「言葉の縁」にしての歌が続く。そこにも編者の歌の配列に寄せる細かい心配りがあって、いかに「こだわり」の編纂姿勢であったかが感じ取れるのである。「言葉の縁」を成立させている、「連鎖語」としての「面影」の部分の詞句を抜き出して並べてみるとそれがよくわかる。

面影許そひねして（三四）

面影ばかりのこして（三五）

おもかげが身をはなれぬ（三六）

おもかげは身にそひながら（三七）

この四首の検討に入る前に確認しておきたいのは、集中巻頭第一歌も「面影のうた」であるということである。

花の錦の下ひもは、とけて中くよしなや、柳のいとみだれごころ、いつわすれうぞ、ねみだれがみのおもかけ

ここにも男から女（あるいは女から男）への恋情からくる忘れ難さがあり、そこには「別れ」（別れてしまっていること）が先行

している。編者は、別れ別れになった男女の恋情を、集中に収めたような小歌を「花の下、月の前の」宴席（仮名序）などで、共に謡った亡き先輩、友人（「なかば古人となりぬる」人々―仮名序）に対する懐旧の念に置きかえて、これを小歌集編纂の挨拶歌として巻頭歌としたのであつた。

さて、そうした解釈なり、集中の役割とは別に、これを歌語「面影」を含む歌として眺めると、やはり、詞句も発想もまさに和歌の延長上にある小歌ということが出来る。

「柳の糸」から「乱れ」↓「乱れ心」を起こし、忘れられずに心を乱すものはいとしい人の「寝乱れ髪的面影」だとおさめている。その言葉の続け方、技巧は和歌の手法に学んだものである。ただ、多少、和歌的情緒からのずれを感じさせるのが「寝乱れ髪」という限定（修飾）である。「寝乱れ髪的面影」が忘れられないというのは、やや露骨にすぎ、直截的にすぎて和歌的情感とは異質なものを感じさせる。ところが、「寝乱れ髪（乱れ髪）的面影」の一詞句が近世三味線歌謡を刺激していったらしいことは、そこに和歌の恋歌から歌謡の恋歌に移行していく「面影」に寄せる情感の違いが暗示されている。「面影」は歌語、雅語でも、「寝乱れ髪的面影」となると、卑俗的な響きを加えている分だけ俗語的であり、歌謡の情感に近くなる。とはいえ、第一歌が全体的には和歌的、王朝的発想に立っている一首であることには変わりなく、そういう点では三四番の「面影のうた」も同様である。

もう一度挙げてみよう。



かれがれのちぎりのすゑはあたゆめの、く、面影許そひねして、あたりさびしき床のうへ、涙のなみはをとせず、そでにながるる川水の、あふせはいづくなるらん、く

一度はびったりと馴れ親しんだ間柄であったのに、「離れ離れ」(とだえがち) になってしまった近頃の薄い契りはどうしたことか。「離れ離れ」の中で、あてにならないはかない夢を夜ごと重ねるばかり。現実には愛しい人の面影とばかり添い寝している独り寝のさびしさにただ袖をぬらす明け暮れ。ああ、いつ逢える日が来るのやら――。

ここでも確認できるように、「面影のうた」に詠まれる(謡われる)語句なり主題が「別れ」(「離れ離れ」)、「独り寝」(「面影との添い寝」)であるということである。愛しい人と「別れていること」「逢えないこと」、したがって、夜は侘しい「独り寝」をすることになるということが「面影のうた」の発想されてくる根本であったことが確認できる。つまり、今、傍にいない愛しい人に寄せる、募る恋情が「面影のうた」を作るのである。それは、すぐには、あるいはこれから先、永遠に逢えない人への恋情ということになる。すぐには逢えないということは、いずれ逢える日の来ることが前提になっているから、そこには「恋」の継続があるが、これから先も永遠に逢えないということは、すでに終わった(一方がこだわりを持って「面影」を偲んでいることからすれば終わらされた)恋ということになる。「面影のうた」には、「別れ」が介在しているといった。その「別れ」の状況はさまざまである。しばしの間のものであるか、

これからもかなりの間続くものであるか、あるいはもう決定的なものとなってしまったものであるのかといった違いもあるが、いずれにしろ、別れ別れになっている状態において「面影のうた」は発想される。「別れている」から一層恋しさが増して、その結果、相手のまぼろしが心に忍び込んでくる。心に忍び込ませたのは自分であるのに、その面影に向かって、手応えのある対象物として捉えられない、声が聞けないと文句を言う。あるいは、せめて慰められもしようかと、「面影」に「添い寝」させて寝てみるものの、所詮、「面影」は「面影」であるから、結果的に「独り寝」と同じだとかえって辛くなる。いや、いったんは「面影」に本物と同じものを期待してみただけに、それが何程も慰めにならなかったことで、一層さびしき、物足りなさが身にしみて、「独り寝」のわびしさ、辛さを嘆くことになる。

和歌の恋歌としての「面影のうた」はこうした叙情の枠内で押さえることができる。その部分において、歌謡の「面影のうた」の情感も同じであって、「別れ(別れていること)の苦しさ」「独り寝のさびしさ」という大筋はそのまま継承されているのである。

和歌史・歌謡史の交錯の中で「面影のうた」の系譜を辿るとき、和歌から歌謡へという移行がどこから始まるかといえ、それは中世小歌あたりであったようである。その意味で「閑吟集」という小歌集の中で「面影」を追ってみようということなのである。

結論的な物言いになるが、中世小歌の世界は、和歌的情感の延長上に成立した世界であり、中世小歌の担い手はなお貴族的・知識的

階層の人々であったという、そのことの確認のための一作業としての観点も据えてのことである。

非常に大雑把な括り方をして、古代歌謡の世界を地方歌、民謡(注)として捉え、中古歌謡の世界を宮廷儀礼歌としたときに、中世歌謡、特に小歌の世界をどう位置付けるかという、そのどちらとも脈絡は通じていない。

歌謡でありながら、中世小歌の世界は、素材も情感も「和歌」のその延長上に成立したものと捉えられるのではないかということである。和歌は本来、私的な世界、個と個の相聞・贈答を軸に成立した世界である。そのうち、宮廷儀礼歌ともなつて、大歌所で管理されたものが「大歌」であるのに対して、発想基盤は同じでも気軽な宴席の歌謡として民間にまで行なわれた歌という意味で「小歌」なる呼称が生まれたのだと考えていいのだろうか。つまり「公」(大)でなく「私」(小)の歌、和歌的世界の言葉・情感を「詠む」ではなく「謡う」ところに成立したのが「小歌」という歌謡であつたらうというのは、単純にすぎるだろうか。少なくとも、小歌なるものの基本的な規定はその辺でなされていいように思うのである。

大筋において、そういう性格付けの中で中世小歌を規定しておくとして、それでは近世歌謡がそれ以前の歌謡とどうかかわるかということになると、まず、古代歌謡や中世歌謡とは直接にはつながらない。やはり中世小歌の世界を継承する中で展開してきた「謡い物」であつたと言えるのである。(注)

和歌から中世小歌、そして近世小唄へ、そして今日の民謡(地方

歌)へという流れがどのように継承されていくのか、つまり、何が変化しない部分で、何が新しくつけ加わっていくかを確認したいのである。そのために、一つの迫まり方として「面影のうた」を軸に据えてみたらどういふ結果がでるかということである。

### 三、王朝的・和歌的なものと中世的・小歌的なもの

『閑吟集』中の「面影のうた」において、和歌的なものに何がどう加わっているのか、言いかえれば、歌謡的なものがどう芽生えているのか、「小歌らしさ」がどこに出ているのかという吟味において、巻頭歌と三四番歌の「面影のうた」を見る限り、ほぼ和歌的な仕立て、内容の小歌ということができ、そこに特別な中世らしさ、小歌らしさは感得し得ない。つまり、巻頭歌と三四番歌の「面影のうた」はなお王朝和歌的・貴族的情感、発想そのままといった捉え方ができると思うのである。

ところが、三五番以降の「面影のうた」になると、中世的・歌謡(小歌)的情感、発想といったものをはっきり感じ取ることができるようになる。具体的には、和歌の恋歌との訣別、雅から俗への転換である。

連鎖によるまとまりでみる「面影のうた」の第二番歌である三五番の歌は次のもの。

面影ばかりのこして、あずまの方へくだりし人の名は、しらしらといふまじ

名吟の一つに数えられるほどに閑吟集歌謡を代表する一首である。

東国へ去った愛しい人への思いが絶ち難い上に、別れてしまってもなお、その人が誰であると口に出して言えないほどの辛い恋であったことを、今さらながらかみしめてじっと耐えている、女のけなげさ、いじらしさがまず伝わってくる。いささかくどいようであるが、ことさら説明的に解釈してみよう。

身代りに、いつも身近かに置いておけるような具体的な品物を何一つ置いていってくれなかったあの人。ただ、消すに消せないほどの強烈な面影だけを残して東国へ下って行ってしまったあの人。せめて、別れた後、あの人との恋の記念、あの人の身代りに、実際に手にすることのできるもの、あるいは肌につけることのできるものがあつたらと思わないでもなかったし、何度それをあの人言いつくしたのか。でも所詮、それは叶わぬことと言いつくしたのだ。あの人と私のことは世間に知れてはならないのだ。そう思うからこそ、人が見てあの人のものとわかる物を身近かに持つことはあきらめたはずであった。それどころか、あの人の名前すらしらしらと（はつきりあからさまに）口に出してはならないのだ。

以上のような緬々たる歌意は歌意として、相手の名前を「しらしらと言ふまじ」と決意する理由が、二人の關係が世間に知れてはならない間柄であつたからといいながら、それは表向きで、本音としては自分自身に言い聞かせている響きがある。

あの人との恋は絶対に世間に知られてはならないのだし、これまであれほど秘めてきた恋であつたのだから、別れてしまったとはい

え、どんなに恋しいからといっても、あの人の名前を口に出して言うまいと自分に言い聞かせるのは、口に出してしまつたら、何とか耐えている気持ちが崩れてしまつて、一層恋しさが募つて苦しくなつてしまふにちがいないからである。

ともあれ、「しらしらといふまじ」の一句がこの歌を名吟に仕立てている。辛い「別れの恋」に必死で耐えて唇をかみしめ、涙をこらえている女のいじらしさを伝えて効果的である。しかも、恋物語における科白回しそのままの仕立てになっているところが、より切実感・臨場感を伝えている。

「白々し」（明白だ、はつきりしている）という形容詞に「言ふ」の否定型（打消の意志）が接続して強い否定的決意を示している。たとえ人（世間や親）からどんなに責められても、あるいは恋しさが我慢できなくても、あの人の名前は、ぐっと胸に秘めておき、絶対に口には出さまいと決意しているのである。世間に知れたらあの人に迷惑がかかるとか、親に知れたら怒られるとかいう前に、そう自分に言いよかせないと、恋しさに耐えきれない自分なのである。自分自身のために決意している必死さが独自の科白仕立てに出ているのだ。

同類発想のものに同集二四八番歌がある。

水にふる雪、しろうはいはじ、きえきゆるとも

何をはつきりとは言ふまいというのかが伏せてある。「切無さにこの身が雪のように消えてしまおうとも」というのだから、やはり「恋のこと」であろう。口に出しては言ふまい。つまり、「耐え忍ぶ

恋」「世間に憚る恋」「秘めた恋」という、久しい和歌の恋歌の主題に連なる点で三五番歌に共通している。ただ、三五番歌もこの二四八番歌も発想・仕立ては和歌でなく歌謡であるといいたいのである。その第一点が口語的発想であることである。日常的な女の口ぶりをそのまま移しとっての語りぶりになっている。<sup>(注)</sup>その日常性・卑俗性が歌謡的だというのである。

三五番歌が日常的側面を持っているということは、中世という時代が東国の時代であったということともからんでいる。中世という時代がそれ以前の時代と比較して、西国（京都）と東国との間の人の行き来が盛んになった分だけ、そこに男女の別れも多くなつたという事実を背景にこの歌は成立しているということである。

三五番歌も女は西国（京都）の女性である。そして相手の男は東国に下ってしまったらしい。この場合、もともと東国の男なのか、それとも何か用命を帯びて近頃東国に下って行ったのか。前者だとすれば、この東男、何かの役目で上方に来ていたことになる。そうした月日の中で二人の恋は成立したのである。ところが任果てて東国に帰って行ってしまったのである。もともと東国には妻子が待っている男であったのかもしれない。だから、もとより一緒になれるはずもなく、男が東国に下る時、ついて行くわけにもいかない間柄なのであった。男が上方にいる間だけの恋と割り切っていたはずであつた。とはいへ、現にこうして別れが来てしまうと、覚悟してはいたはずの強い気持ちほもろくも崩れてしまって、ひとりとり残されてしまったような寂しさ・悲しさ・辛さが押さえきれなくなつてし

まう。

そんな「東下りの男との恋物語」が組み立てられる。ともあれ、この二人の恋は所詮成就するはずのないものであるという前提に立って、当初から二人ともそれは承知していたはずであつたらしい。だから別れたあと女が相手の男の名は「はっきりとは言うまい」という一方、男の方も東へ下る前に女には何ひとつ形身になるようなものは残していかなかったのである。自分の姓名なり身分なりが分かつてしまうような品物は女の許に残して置けない事情がそこにかがわれる。その結果が「面影ばかりのこして」ということなのである。

女としては、別れて行く男の代りに身につけるなり、身近かな所に置いていつも慈しみ眺めることのできるようなものを何か残して行ってもらいたかつたのであるが、それが叶わぬ二人であることは、自分が一番よくわかつていたから、必死にこらえて「何か形身を」とは言い出さなかつたのである。一方、男の方もそうした女の気持ちには十分に察していたものの、それを叶えてやれない事情があつたればこそ、何一つ形身の品を残さずに旅立って行ってしまったのである。そこに、この二人の関係が「世間に憚る恋」「秘められた恋」であり、したがって「形身を残せない恋」であつたという背景があつた。

もうひとつ、今、東国へ下ろうとしている男が上方の男だとすれば、これから何か月か何年か、東国での任務が終えれば帰ってくるのであろうが、それでもその人の名は明かせないというのであるか

ら、やはり何か世間に憚る間柄であるということになる。名を言え  
ば、「ああ、あの人か」と誰にもわかってしまう男なのである。そ  
れが困る間柄ということでは第一に考えられるのは、二人の身分の差  
ということである。どちらが高くていいわけであるが、歌の調子  
からすると、高位高官の男に対して、女は卑しい身分であるようだ。  
その意味での「かなわぬ恋」の歌としての側面もうかがわれる。

第二にはどちらかが、あるいは両方が結婚している場合である。  
どちらにしても、それは物語的筋立てを空想しての歌事情、解釈で  
あるが、そうした枠で考えるこの歌の情感はそのまま王朝和歌の恋  
歌の情感の枠内であるということになる。

それを、中世という時代の貴族趣味・王朝懐古ととつてもいいの  
であるが、中世小歌としてはそれにとどまっていまい。むしろ、  
中世小歌の中心的享受層はやはり文人、知識人、教養人ともいうべ  
き人々であった。彼等の知識・教養はまず、王朝和歌・王朝物語で  
あり、そこに連歌・禅・五山詩文が加わったものであった。中世小  
歌（閑吟集小歌）の知的世界を、その辺りで押さえることはあやま  
りではないと思う。しかし、三五番の歌の構想、言葉仕立て、情感  
も確かに中古的・和歌的であるが、そこにやはり、中世的なもの、  
歌謡的なものが加わってきている。

その一つが「東へ下る男」の問題であるといいたいのだ。中世は  
一面、東国の時代であったと述べた。それは京の都の貴族にとって  
も、それ以前の時代とは比較にならないほど、政治的・文化的にか  
かわりを持たされてしまう世界として身近かなところに置かれてい

たということである。「東下り」はひょっとすると自分の身にも起  
こり得る実感で受け止められていたということである。そこには当  
然、遠く、「東へ下る男」としての在原業平という貴公子が重なっ  
て想起されているが、自分をも物語の主人公に置き得るような「あ  
はれ」な情感に浸ってではない。具体的に言えば、業平の「東下り」  
のような、恋の遍歴の旅ではなく、もっと現実的で強制的・外因的、  
時には積極的な「東下り」ということである。そうした男の現実、  
事情というのが中世という時代性であったとして、女の側からすれ  
ば、「東下り」をしなければならぬ男」を夫に、恋人に持った場合  
の寂しさ、辛さがこれまた前代の女性よりずっと身近かなもの、現  
実的なものとして存在していたということが、やはり中世という時  
代性なのである。

○有忠の中納言、先坊の御使にて東に下りし（増鏡、春のわかれ）

○安倍の貞任御追伐のため、吾妻へ下り給ふ（狂言「鷹雁金」）

という背景は、用命を帯びての「東下り」の日常性を示している。  
そこに立って同じ狂言の例で、

○承れば吾妻には医師がすくなくいと申に依て、是より吾妻へ下り、  
一かせぎかせで見うと存する（狂言「雪」）

のように、東国を「稼ぎ場」の対象とするような感覚、もつと言え  
ば、ちょっと出稼ぎにという程度の気安ささえ生まれてくる。そう  
した中世的事情、情勢であったからこそ、三五番歌のような中世小  
歌も存在し得るのである。狂言には、まだ「東下り」がある。

○吾妻下りの殿は持たねど、嵐吹けとはさらに思はず、く

〔朝猿〕

ことさら「私は吾妻下りの殿は持たないけれど」というのは、「東下りの殿」を持つ女性が多いということ为前提に発想されている。そうした中世的事情にありながら、三五番歌のように、その謡いぶりがお王朝的・貴族的発想をとるのは、小歌の享受層にとつて、王朝生活・王朝文化はあこがれであったし、その恋の生活は恋の歌（和歌）とともに思い忍ぶ懐かしい対象であったことと、そうしたものが慣れ親しんできた身近かな表現のカタ（型）であったからである。王朝人の恋の主役の一人が『源氏物語』の主人公であったが、彼はあくまでも物語の主人公であり、現実の（実在の）人間ではなかった。その点、『伊勢物語』の主人公は在原業平という実在の人物である。まず同じ恋の英雄としては現実感が違う。そこに加えて恋の達人である都のやさ男業平が、京の都に「おもふ人」を残して東へ下って行く、そのわびしさ、やるせなさが中世という時代には現実的なもの、身近かなものとして理解できたのである。「おもふ人」を残して東へ下っていく男に対して、残された女の思おも現実感を持つてかみしめている人が大勢いた。それが中世という時代であった。業平の東下りに重ねて、男に東に下られてしまった女の男を思う気持ちに、多少物語的脚色を加えて（男の名を言えないという秘められた恋）仕立てることは、いくらか才覚のある文人には造作のないことであった。そうしてできたのが三五番の小歌であったと思う。

ともあれ、この歌の生まれてくる事情の途上に『伊勢物語』の

「東下り」が大きく作用し、その情感の上にこの小歌の情感も存在していることは確かであるが、この歌にこの時代の流行歌としての生命が与えられたのは、あくまでも中世という「東国の時代」の政治的・文化的・経済的背景があったればこそであった。そして、言葉仕立てのままに『伊勢物語』九段の「東下り」の段に見られる「ある男」（業平）の「遥々来ぬ」という隔絶感、そこにつながつて京の都に残した「おもふ人」に「夢にも人に逢はぬなりけり」という、切ないまでの恋情ほどぎりぎりの感情で謡われているのであるまい。東へ下る男とそれを見送って涙する女は、大袈裟に言えば日常的に繰り返されたはずなのである。つまり業平とその女たちのように特殊ではなかったということである。その日常性・複数性（集団性）が歌謡としての「東下りの男」を素材にすることをまず可能にした。その際、ただ「東下りの男」を前面に立ててしまつては、王朝物語の世界そのままの踏襲という陳腐さが残る。そこで、舞台はそのまま京の都にとどめて、男が東に去ったあとの女の姿を描いてみせたところが、作者のひねりによる、いかにもつくり物と思わせる。そこには業平が都に置いていったはずの女の中にもいたであろう、男の名を口にするこすらかなわぬ「しのぶ恋」の女を主人公の歌にすることで、そこに残された女の悲しい恋の物語を構築してみたという、作者の得意さというか満足感というようなものがうかがわれるのである。加えて、西と東とに別れる男と女の恋の物語の女の立場を美しく悲しく作り出して、実際にはそこまでいていないことで、この歌を謡う女の余裕（遊び）も用意してやって



いるのである。

かなわぬ恋にじっと耐えるけなげな女、東国へ旅立つ男を陰ながらそっと見送り、その後も、その男との恋をずっと秘め続けていかなければならない苦しさにも耐え抜こうと決意している女を自分に重ねてこの歌を謡うことで、男との別れに耐えられるのであろう。

『伊勢物語』に寄りかかりながら、それを越えたところで、現実性と非現実性の間で歌声にのせられるというのが、この小歌の流行歌としての存在を確実にしている。

さらに三五番の歌についていうと、歌仕立てに見られる普遍性ということである。普遍性という言い方がおかしければ、「うたの型」ということである。「はっきり言うまい」という言葉が、声に出しての物言いとしてやりとりされる場面というのは、やはり宴席などでのことであろうということである。今風に言えば、酒席の戯れとして、「いい人がいるんだらう。相手は誰なんだ」と問われた答えの「しらしらと言ふまじ」であったのだらう。秘める恋・憚る恋の発想をとるのは借り物である。そうしたやりとりが宴席歌謡のカタ(型)を作っていたらしいことは、二四八番の歌と合わせてみるとよりはっきりしてくる。三五番の歌などは「しらしらといふまじ」の部分のみが「うたの場」での生きた機能であったのだらうと思う。

#### 四、中世小歌から近世歌謡へ

言葉の上からは「一見散文の如く見える」という評(松村英一)のとき趣の中で、女の切々とした胸の内を吐露するような科白ま

わし的な三五番歌がそのまま続いたような三六番歌の配し方が巧みである。

さて何とせうぞ、一めみしおもかげが、身をはなれぬ

「それにしても何としたりいものやら」は、前歌を受けて解釈すれば、「あの人の名は、はっきり口に出しては言うまい」(ということは、自分自身の心の中では、恋しさに始終口に出して叫んでいるのである)と固く決意はしたもののということになる。ただし、以下に「一めみしおもかげ」とあるから、ここからは「一目見ての恋」という主題の歌に移行していて、「面影のうた」のテーマの転換がなされている。

「さてさてどうしたらいいものやら。一目見たあの人の面影がびつたりと、わが身に寄り添っていて離れやしない」というのである。

「一目見ての恋」の歌である。和歌の世界でも物語の世界でも、恋のきっかけとして、一目見ての恋、つまり一目見て以来、その姿が焼きついて恋い焦がれてしまうというのは限りなく続いている。当然、歌謡のテーマとしても続いている。近世の遊里歌の情緒(主題)としては最も好まれたものの一つと言える。「一目見ての恋」、この世は男と女の世界であるから、当然、男が女に、女が男にと両方あって、それぞれがひとつの恋物語として展開している。王朝物語から擬古物語、そして中世の短編小説(お伽草子など)から近世の仮名草子以降の小説へと辿り行くことができるのである。それが多く悲劇的な展開をしているのは、「一目見ての恋」が和歌に物語にとりあげられている側面は「かなわぬ恋」の側面だからである。

そこに生まれる「嘆き」が歌になり物語になって「あはれ」な世界を構築してきた。やすやすと叶う恋の中から「一目見ての恋」や物語は生まれない。そこに「嘆き」「押さえきれない焦がれ」があるから歌に詠まれ、物語に描かれるのである。その叶わぬ原因が何であるかと言えば、二人の間にある大きな身分的な隔りである。世間が許さぬ恋の最大なもの「身分の差」であった。

三六番の歌の「一目見ての恋」の障害になっているものも、男と自分の差（この歌を女の歌とみた場合）と考えていいのであろう。そういう点で、男の名を「しらしらといふまじ」という前歌の底辺にある「さしさわりのある恋」の原因としての「身分の差」と同じ主題の上に立つ歌なのであった。そこからこの歌謡集に施された編者の歌の配列意図が計算されたものであったと言えるのである。そうした王朝和歌の恋歌のテーマを謡った三六番歌の歌謡性は何かと言えば、女歌の伝統に立つ、表向きの甘えた口ぶりの底にうかがわれる理屈っぽさということがひとつ。そしてもうひとつは、「さて何とせうぞの」という謡い出しを持つ「歌の型」にのせていることである。

前者の理屈っぽさは三七番歌の「面影のうた」に引き継がれる。

いたづら物や、おもかげは、身にそひながら、ひとりね

「いたづら物」、何の役にも立たぬもの、つまらないものの意である。子供の悪業に対して、「このいたづら者が！」と叱る大人の心持ちに近いものがある。何の役にも立たないことをする、どうしようもない困り者の意である。ただこの歌の場合、「いたづら物や」

という感動（慨嘆）がどこに作用しているのかということになると、多少説が分かれるところ。次の「おもかげは」にかかるとする説と、「おもかげは、身にそひながら、ひとりね」全体を包むものとして「いたづら物や」を考える説とである。

後者での解釈は「面影というやつは、いつもびったりとわが身に寄り添っているが、結局、それはあの人そのものではないのだから、現実にはさびしい独り寝をしていることになる、なんとつまらないことよ」ということになる。これもこれとして十分通用する解釈であるが、歌の調子、中世小歌という歌謡の軽快さと、直截的な謡い口からくる生の情感がそれでは失われてしまうように思う。「おもかげ」即「いたづら物」という前者で考えたい。

謡いぶりも「いたづら物やおもかげは、身にそひながらひとりね」という、七五、七五の二句形式的な言葉のまとまりで捉えるリズムを尊重したい。まず「おもかげ」を「いたづら物」と規定する。そこに面白さがあったのだと思う。後半は「いたづら物」たる具体的内容なのであろう。「本当に面影というやつはいたづら者だこと。いついかなるときもわが身にびったりと寄り添っているが、それでも生きたあの人そのものではないから、夜は結局、独り寝のさびしさを味わわせるのだもの」というわけである。

どちらの場合にしる、擬人法がこの歌の身上として動かないところであるが、前者の方が、それが一層効果的に生きるのではないか。恋する人とその面影とを二つに分けて、後者をも独立した人格を有するものとして扱えば、それを「いたづら物や」と憎んでいる

のである。憎む理由は、片時もわが身から離れずじたりと寄り添っているくせに、現実はどうしたってあの人そのもの（実体）ではないから、結局、二人のようでありながら、夜は寂しくむなししい独り寝をさせるからなのである。ぴったり寄り添っているのであれば、相手が傍にいないことになるのだから、独り寝などであるはずがないのに、現実はそのようではない。実体がなくせに「寄り添う」なんて生意気で許せないというのである。いたずらにこちらの気持ちをいらだたせ、苦しめる奴だと言っているのである。

愛しい、恋しい相手であるから、「せめて面影だけでも」と頭の中、心の中に抱き込んで、一時も離せないほどの激しい恋に陥っているのは自分なのに、「面影」が勝手にやって来て、自分にぴったり寄り添ってしまったと離れてくれないと屁理屈を言い、その結果、一層夜の独り寝が辛いと文句を言っているのである。「面影」をせめて抱き続けることで、相手と離れている侘しさ切無さをいくらかでも慰められたいと、相手の実体そのものと感じたいがために、「面影」を精一杯強い大きい存在としてふくらませていっているのは自分なのに、それでも夜の独り寝の寂しさは慰められないから、「面影」は「いたずら物」だと憎んでしまう。自分で作りあげた状況を自分で憎んでいる。そしてそれをつぶやきのようにして謡う。そこで中世小歌の中心的世界であるように思う。

三七番は男の歌とも女の歌とも両様に生き得る歌であるが、執拗ですべたような全体的な謡いぶりからみて、古代の歌垣以来培われてきた掛け合いの場における女の歌の発想とみるべきであろう。

「女歌」らしく、理屈で仕立てた一首である。恋の掛け合い歌、相聞歌の伝統の中で訓練されてきた女歌の屈折ぶり、理屈が絡んだ言葉の面白さ巧みさが身上の歌であり、こうした傾向にある歌は集中にまだあって、近世三味線歌謡（遊里歌）へと持ち越されていく発想であり情感であった。

まさに三七番歌は和歌から受け継いだものを、口語的発想による日常的歌材に置き換えて、近世の三味線歌謡に橋渡しをする役目としての中世小歌の位置を端的に示す一首になっている。

#### 近世歌謡から民謡へ — 結びにかえて

三七番歌が和歌と近世歌謡を結ぶ橋渡しの役目をする中世小歌の位置を明確に暗示しているとはいえないものの、その発想・情感はなお和歌寄りであったと言わざるを得ない。

ここで、「面影」の和歌をいくつか引いてみる。

いかなれば立ちもはなれぬ面影の 身にそひながら恋しかるらん（新後拾遺、十四、恋四、寿暁法師）

やはり、恋しい人の面影がいつもこの身から離れることはないのに、どうしてこんなにも恋しいのかと嘆いている。

あぢきなくなると身にそふ面影ぞ それともわかぬやみの現に（拾遺愚草、上）

なんでこんなに身に添うて離れない面影なのかと、それを「あぢきなく」思っているのである。面影はあくまでも面影なのに慣れ慣れしく身に添うことが「あぢきなし」なのである。「いたづら物や」

と嘆く思いと同じである。その意味で、『閑吟集』中、「面影のうた」が切れた次の歌が、

あぢきなきそちや 枳棘に鳳鸞すまばこそ (三八)

と、「いたづら物や」(三七)を受けて「あぢきなきそちや」に続いているのも、歌の配列に心した編者の一種の「言葉の縁」として処理できるのである。

とどまらぬ今期のわかれの面影は 身に添ひながら猶したふかな (続後拾遺、恋三)

別れは別れでも「後朝の別れ」であって、その時の面影が身に添っていないながらも、やはり慕う思いが消えないものと、面影が実体でないことを嘆いている。

語らひし声ぞ恋しき俤は ありしそながら物を言はねば

(和泉式部統集、五四、和歌泉式部)

面影(俤)はいつもわが身とともにありながら、それは物を言わないので、やはり、あの人の声が恋しいのである。

和歌の「面影のうた」はまさにおびただしいが、どれほど挙げても、ほぼその枠組は共通した世界として押えられる。

「面影」はあくまでも「面影」なのであって、いくらわが身から離れずにじっと寄り添っていてくれても、所詮、触れたり抱き取ってもらったりすることは叶わないし、物言わぬ虚なるものであるから、やさしい声を聞かせてくれることはない。「面影と二人」であることは、現実には「独り」なのである。それを身にしてみても思知らされるのが夜であり、「独り寝」の孤独を味わわれるのである。

いっそ、本当に独りなら夜の「独り寝」の寂しさもまだ耐えられるかもしれない。ところが、「面影」という奴が始終つきまとい離れないから、ふと、いつもあの人と一緒なのだど錯覚して、それで自分を慰めたりしてみるのである。ところが声は聞かせてくれないし、夜の「独り寝」だけではどうすることもできない。それが「あぢきなし」の面影、「いたづら物」の面影という批難になるのである。まさに情感的には和歌からひと続きの『閑吟集』の「面影のうた」であったことがわかる。

そうした和歌(王朝)寄りの『閑吟集』の「面影のうた」の小歌が近世歌謡の「面影のうた」になるとどう変化していくのであろうか。

○ひとり御寝るか く、いや二人寝るもの影ともに

(隆達節、編笠節)

ここでの「影」は「面影」である。人から言われたのか、自分で自分に向かって言っているのか、「あなたはひとりさびしく寝るのですか」という問いに対して、「いや、そうじゃないわ、私はいとしい人と二人で寝ているのよ、いつもあの人の面影といっしょにいるのだから」というのである。「面影」がいつもいっしょだから、寝るときだって二人で寝るといっしょでさびしくなんかないのだと強がりを行っているのである。近世遊里歌に近い発想になっている。同趣向のものとして次のものがある。

○契らぬとても名の立つに、独りおよるか、く、二人寝るもの、影共に(女歌舞伎踊歌「雪のおどり」)

前歌と多少変わって、付け加わった部分がある。「どうせ契らな

くても世間のうわさは立つのに、なんでやせ我慢して独りで寝ているのか」という問いに対して、「これでいいの、いつもあの人の面影がいっしょで、二人で寝ているのだもの」というのである。

「影と共に」あることを実際の恋人といっしょだというのはやせ我慢であるが、「面影」を実体のないものとして憎んでいた女心が、近世歌謡になって、そこまで変化して来ている。女歌の伝統がさらに執拗化・理屈化・たてまえ化して来るのが近世三味線歌謡であったことのひとつの証拠といえよう。

そして、そういうものが以降は地方歌としての民謡の世界にまで影響していくのであるが、仕事歌・踊り歌といったムラ・サトの歌として「面影のうた」は続いていかなかったようである。

近世期の地方民謡集としての『鄙廼一曲』（文化六年?）に「おなじ国ぶり、毛布の郡鹿角錦木推の辺、盆踊大の坂ぶし」として採録しているものの中に「面影のうた」がある。

○俵の来では枕をしとと打つ、打つと思ふたりや夢じゃもの

「同じ国」とは「南部」ということであるが、現在の秋田県鹿角市十和田辺をさし、その中心である毛馬内の盆踊りには今も「大の坂」が伝えられている。

ともあれ、地方歌としての民謡の「面影のうた」の数少ない例であり、「面影」という歌語・雅語が民謡の言葉になるためには念仏踊り、風流踊り歌の詞章といった芸謡的洗練が不可欠であり、それがまた民謡語としての限界であったということである。

注1 獨協中学・高等学校研究紀要第十一号「和歌と歌謡——中世小歌の世界」

注2 「恋しい人」、必ずしも異性間における恋の相手ということではなく、万葉集時代などにおいては、妻や親なども含めて、離れていることで気がかりな人、逢いたい人という広がりを持っていったようであるが、王朝和歌以降はほとんど男女間における「恋人」「いとしい人」の意になっていったようである。

注3 「祭り」「踊り」の二ワにおける「果ての歌」で、夜明けとか名残りを語るものは別に考える。

注4 近世の地方別民謡集である『山家鳥虫歌』（明和九年刊）の「周防」の部に、

○一夜なれくこの子が出来て、新茶茶壺でこちゃ知らぬ、シヨンガへとあり、兵庫三原郡阿万亀岡神社風流踊り歌「綾踊」では、

○そばで寝たとて子が出来た、新茶茶壺よこちゃしらぬ  
と謡っている。ほかに手まり唄、婚礼祝い唄、茶摘み唄としての伝承もある。

注5 「卑俗」から「優雅」へという、その対比的・異質的变化ということも、編者の意図的な「遊び」的歌の配列ということであって、他の部分で見られる、詞章的な長歌と短歌との組み合わせに見られる歌配列の変化なども、そうした意図と重なっているかもしれない。

注6 獨協中学・高等学校研究紀要第五号「閑吟集」の起首と巻頭歌——その編纂意図をめぐって」

注7 近世の三味線歌謡の中からいくつか拾ってみる。

○いつにわすりよぞ寝乱れ髪かみの、顔にかかりしおもかけおまかけを（当世投節）  
○其様ゆへそのさまにぞみだれ髪、解ときし下紐かみなかず重かさりて、無理じりに実じつからいと  
しゆてならぬ（松の葉、二、「川たけ」）

○かほに懸かりし寝乱れ髪かみを、いつに忘わすりよに俵おほかけを（尾張船歌「大坂ぶ  
し」）

注8 『古事記』『日本書紀』の記事に組み込まれた由緒歌・物語歌以前の  
独立歌謡として見た場合の記紀歌謡。

注9 近世歌謡から今日の民謡（地方歌）が展開してくる中では、機能的  
には古代歌謡の民謡性・地方性と近いものを持つてくると考えられる。

注10 口語発想体は閑吟集小歌の一つの特徴と言える。  
いくつか拾ってみよう。

○それをたがとへばなふ、よしなのとはずがたりや（一二）

○よしの川の花いかだ、うかれてこがれ候よの、く（一四）

○かづらき山にさく花候よ、あれをよと、よそにおもふた念ばかり

（一五）

○ちらであれかしさくら花、ちれかし口とはなごころ（一六）

○な見さひそ、く、人のすいする、な見さひそ（四五）

○なにもなやなふ、く、うき世は風波の一葉よ（五〇）

注11 閑吟集中『源氏物語』に取材した小歌がいくつか拾えるのはそれを  
示している。



## 伊賀惣国一揆おぼえがき

新井孝重

はじめに

戦国時代の政治過程は、全国各地の各種諸権力が統合され、単一の政治権力をうみ出す方向において把握されるのが一般的である。こうした過程は、その基底部に目を向けることによってのみ正確な把握を可能とする。この時代の民衆の動きを観察すると、人間を縦の系列で編成していく支配の原理を拒否し、かかる原理にむかって頑強に抵抗をくりひろげた人々の姿を見ることが出来る。惣とか一揆という水平的な結合体を地域のなかにつくり出し、統一権力の在地支配に抵抗したのである。戦国期農村社会におけるこのような動きは、人間の本源的な権利である「自律」「自治」とむすびついている故に、たえず「統合」の原理をもって支配意志を下降させ、おし広げようとする中央上部権力に対峙するかたちをとり、ときとして織田信長や豊臣秀吉のもっとも恐るべき下剋上の勢力にもなりえた。

したがって民衆の惣・一揆は、群雄割拠から全国政権樹立へつながる戦国大名権力の統一過程の基底部にあって、戦国諸大名の政治的運動力を下から制約し、統一権力の相貌を深いところで規定していた点で、きわめて大きな歴史的意義を有していたものと言わなければならぬ。本稿はこうした問題関心のうえに立っている。織田

信長の全国統一が目前にさしかかろうとするころ、伊賀国の山間盆地にあらわれた惣国一揆がどのような構造をもって、信長権力に抵抗をこころみ、そして壊滅していったかを考察する。

### (一) 伊賀国の「惣国一揆之事」

伊勢の神宮文庫には、近江国甲賀郡の在地武士であった山中氏に伝来する文書群が所蔵されている。この山中文書のなかに「惣国一揆之事」と題する一通の古文書がおさめられている。惣国とか郡中惣とよばれる地域一揆体制が中世後期の畿内各地に存在したことは、古記録その他の文献史料から知られているが、現存する惣国一揆の掟書はこれが唯一のもので、文書自体が写してはあるものの大変めずらしく、また貴重なものである。さてこの文書の全文を左に掲げるとつぎのようである。

#### 惣国一揆之事

- (1) 従他国当国へ入候においては、惣国一味同心に可被防候事
- (2) 国之物共とりしきり候間、虎口より注進仕においては里々鐘を鳴、時刻を不写、在陣可有候、然は兵料、矢桶を被持、一途之間虎口不甘様に陣を可被張候事
- (3) 上は五十、下は拾七をかぎり陣あるべく候、永陣においては番勢たるべく候、然ば在々所々、武者大将を被指定、惣は其下知に可被相隨候、并惣国諸寺之老部は、国豊饒之御祈禱被成、若仁躰は在陣あるべく候事

(4) 惣国諸侍之被官中、国如何様に成行候共、主同前とある起請文を里々に可被書候事。

(5) 国中之足輕他国へ行候てさへ城を取事に候間、国境に從他国城を仕候て、足輕として其城を取、忠節仕百姓有之ば、過分に褒美あるべく候、その身においては侍に可被成候事。

(6) 他国之人數引入候仁躰於相定は、惣国として兼日に発向被成跡を削、其一跡を寺社へ可被置付候、并国之様躰内通仕輩あらば、他国之人數引入候同前たるべく候、他国之人數引入候とある物共之仁躰有之ば失之、暫段にて可被曝候事。

(7) 当国之諸侍又は足輕に不寄、三好方へ奉公に被出間敷候事。

(8) 国之弓矢判状送り候に無承引仁躰候は親子兄弟をかぎり、拾ヶ年弓矢之用に烈申間敷候、同一夜之宿、送迎共あるまじく候事。

(9) 陣取の在所にて味方乱妨あるまじく候事。

(10) 前々大和より対当国へ、不儀之働数度有之事に候間、大和大将分牢入許容あるまじく候事。

(11) 当国之儀は無恙相調候、甲賀より合力之儀專一に候間、惣国出張として伊賀・甲賀境目にて近日野寄合あるべく候。

右掟連判を以 定所如件。

霜月十六日

石田善人氏は「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」(史窓二二号)という論文で、この伊賀国惣国一揆の掟が、三好長慶が室町幕府の実権

を掌握した天文二十一年(一五五三)から織田信長が南近江の六角氏を追って、ために同氏の承禎(義賢)父子が伊賀に逃げ込んだ永禄十一年(一五六八)までの間に成立したものであると推定された。また太田順三氏は、第七条の「当国之諸侍又は足輕に不寄、三好方へ奉公に被出間敷候事」とあるのと、永禄五年(一五六二)二月十二日六角承禎書状(近江蒲生郡誌卷九、六〇七ページ)ならびにその子義弼書状の伊賀国島原諸侍中・柘植莊同名中へ宛てた軍勢催促文言に、「其国各有一味入魂被加勢候はば、可為本望候」とあるのを結びつけ、この掟書制定を永禄五年から同九年までの間であろうと、推定年代のわくをせばめている。(「莊園と地域的一揆体制」『佐賀大学教養部研究紀要』一二号、一九八〇年)。

全体の体裁は十一か条からなり、書きとめが「右掟連判を以、定所如件」とあるので、条々のとりきめをしたためた一揆衆中が連判して盟約したものである。ただし現存史料では連判部分が欠失しており、衆中を構成する人名は一切不明である。つきにこの史料の内容上の特徴についてみたいと思う。そのさいまず以下の条文が目注されるので、その大意を記す。

第一条 他国より当国(伊賀)へ入ってくるものがあれば、惣国は一味同心してこれを防ぐべきである。

第二条 惣国のものがとりしきっているから、それぞれの「虎口」<sup>こぐち</sup>の物見から注進あれば、里々に鐘をならし、時を移さず在陣あるべきである。(「虎口は他国から伊賀盆地へ通ずる入口のことであって、山に囲まれた伊賀国にあつては、

そう多くはない地狭が軍事的要所としての「虎口」となった。であるから兵糧、矢桶を持って敵軍の侵入しにくる道筋の防御がゆるまないように陣をはるべきである。

### 第三条

上は五十、下は十七をかぎり、在陣すべきである。永陣の場合は、交替で陣を張るべきである。そのさい在々所々（＝村々を単位とする惣結合）で武者大将を指定し、惣（＝村の結合体）はその下知に随うべきである。

### 第七条

当国の者は諸侍または足輕に寄らず、三好方に奉公してはならない。

### 第九条

陣どった在所で味方の乱妨があつてはならない。

### 第十条

前々より、大和からわが当国（伊賀）に対し、たびたび不法な攻撃をかけているので、大和大将分の牢人は断じて許さない。

### 第十二条

わが方は恙なく準備が完了した。甲賀（郡中惣）から合力の申し入れがあるから、わが惣国は伊賀・甲賀境に出張して、近日中に「野寄合」をする。「野寄合」の野は里に対する野であつて、そこは里の日常性・中心性から離れた場所である。いわば非日常性・辺界性が野のもつイメージである。土一揆が蜂起・集会する場もこうしたところであつた（山科家礼記）。

これらの条文だけではない。第一に全篇これ臨戦体制の表現ならぬはなく、おそらく「三好方、あるいは大和国人との対立が発火点

に達し、伊賀惣国一揆がまさに戦闘状態に入ろうとする在地の状況を反映するのであろう。第二にこの一揆が伊賀国の各村々に住む国人、小領主（諸侍）と足輕・百姓らによって構成されており、一般の国人一揆であるのみならずわけにはいかない。つまり国人領主が百姓・下人を共同して抑え込むために結成した領主間相互の階級的な結果として一面化するわけにはいかないのである。上は五十から下は十七歳までの全住民がひとしく戦力にくみ込まれていることがなによりも国人領主だけの一揆ではないことを雄弁にも語っている。

さてつぎに、惣国一揆の構造について一瞥する。石田氏によれば、伊賀惣国一揆は①十人の奉行によって運営され、政庁の所在地は守護所の存在した上野であろう。②一揆を構成する地侍たちは、さらに地域的な小結合をもっており、これが一揆の構成単位になっている。③この一揆は守護支配の未確立状態のなかから生まれ、やがて織田信長と対決する抵抗組織となった。条文にそくしてその構造をみると、第二条「国之物共」とい惣国の指導部が一揆をとりしきっていたことがわかり、「里々」のものは鐘を合図に戦闘の配置にいた。第三条に「在々所々、武者大将を被指定、惣は其下知に可被相隨」とあるのをみると、「里々」のものは「惣」結合を有つ村民であつたらしい。かれら百姓農民はその「里々」（＝村々）の地侍（武者大将に指定された地侍）の指揮にしたがうことになっていた。地侍と惣百姓関係は、隣国伊勢国小倭郷にあらわれた地侍集団と百姓集団の二重構成と同様のものであつたらう。小倭郷では地侍集団四六名と郷の百姓集団三五〇人がそれぞれ別個の起請文を作成し

た。地侍集団の起請文は「衆中」が申し合わせるかたちで、村の秩序を維持するためにかかれたもので、百姓集団のそれは、百姓の義務——田畠山林の境を紛らせ、他人の作職をとったり、作物を盗むことをしない義務——を順守する誓約である。地侍集団は小倭郷の支配的な位置にある人々であるが、かれらは一方的に百姓を支配するのではなく、百姓たちに自主的な申し合わせの起請文をつくらせ、それにもとづいて「衆中」による集団的支配をおこなおうとしていた。それぞれに共同体的な性質の強い二つの階層からなる自治的な地域社会がかたちづくられていたのである。この社会は上部の支配権力から自立しており、内部に支配するものと支配されるものとが内蔵されながらも、ここにはなお「絶対的な君主は存在しない」。(永原慶一『戦国の動乱』小学館日本の歴史)

## (二) 惣国一揆の歴史的前提

伊賀惣国一揆の発生の直接的な契機が、近江六角氏の三好長慶との抗争にあったといわれるように、この時代の畿内における政治環境にもとめられるべきであることは言うまでもない。けれどもいっぽうで、地域の運動としてこの一揆体制が頑強な独立、自治の生命力をもちつづけたのには、おそらく鎌倉時代以来のこの地域の農村がつつかってきた独自の伝統を視野に入れねば解けないのである。

惣国一揆が結成された伊賀国四郡(阿閉郡・山田郡・伊賀郡・名張郡)には、かつて東大寺の荘園がいくつも広がっていた。なかでも名張郡には黒田荘という平安時代いらいの大荘園が創置され、な

が時代にわたって住民は東大寺の支配をうけねばならなかった。鎌倉時代のはじめには、荘園内部における住民編成が六六箇の名を基礎におこなわれていた。六六名はだいたい均等な名田であって、それらを預かる中堅の農民は名主という年貢徴納の役務につけられ、村落での一定の支配的地位を与えられていた。かれらはそのあかしとして、名主のみからなる宮座を経営し、村落の祭祀を行っていたのである。黒田俊雄氏はこうした村落と名主のありようを座的構造と呼んでいる。(『日本中世封建制論』一九七四年刊)

かれらのある部分は、他方で東大寺八幡宮の神人に編成されており、僧徒どもの嗷訴のさい黄衣をまとい神輿をかついだ。あきらかに荘民は〈大仏八幡〉の信仰に直接に結合すると同時に寺院大衆の一角を構成していたのである。こうした精神的な関係は、平安時代の末期に王朝国家の権力機構をになう国衙在庁(在地領主)の領域支配にたいする田堵農民層の抵抗運動としてくりひろげられた東大寺への託身、すなわち寄人神人化運動の結果むすばれた関係である。それは在地領主制の暴力的な支配を拒むためには農民にとつて有効な手だてではあった。けれどもかような運動が寺院大衆の力を爆発的に膨張させ、中央朝廷への巨大な圧力となって一円不輪の寺領荘園を確立させると、大衆は一転して在地領主にかわる権力へと質的転化をとげた。

そうなると、〈大仏八幡をなかだちとする神人としての身分関係は、不断に東大寺の権威を在地の側から呼びこむイデオロギーの装置として機能することになった。ここに黒田荘村落の自立と自治

が形成されにくく、したがって東大寺の支配からなかなか抜け出せない歴史の根拠があったのである。しかしこうした身分関係にはめ込まれた名主の構造的な性格は、一面では、在地農村での武士団の階級的成長を阻止しつづけ、ついに領主制を流産させてしまった。この結果あらわれたのが在地武士大江氏を中心とする黒田悪党である。かれらの中心部分は、もともと荘園の下司・公文といった現地管理人の大江氏一統であったが、鎌倉末期になるとその周囲に貧農・職人・修験山伏、あるいは野心的な東大寺僧などを吸収した。そうして寺家敵対の騒然とした状況のなかで、やがて東大寺支配の仕掛けとなっていた宗教的權威をズタズタに攪乱、破壊していった。

こうして、在地領主制の運動力が封建権力を体制化することによって東大寺支配を打ち破るのではなく、領主化しえぬ悪党どもの、とらえどころのない全体の力によって東大寺の支配の糸は断ち切れ、その混沌たる状況から「絶対君主のいない」地域的な社会が名張の郡域に準備されていったのである。かかる歴史のコースをたどる地域は、領主制の発展を前提とする大名領国には見られぬ「自由」と「平和」が存在した。永享十一年（一四三九年）黒田荘民が連署してしたためた東大寺への起請文は、大名領国にはみられない「自由」「平和」の民衆的可能性をもつものとして評価されねばならないと思う。

請申 東大寺八幡宮領伊賀黒田」庄年貢間事」

右、今度自守護方被懸様々課役候間」地下難安堵候處、依寺門御計略、屬」無為候間、寺門御恩子々孫々不可忘」申候、仍捧請文

并起請文申候」上者、向後更不可申一粒未進候者也、

一於御年貢者、毎年伍拾石分、十二月以前」無懈怠、可運上申候、一定使給參石并在庄雜用等、伍拾石」外、可沙汰申候、

一万一天下雖動乱、或水損旱風等損亡」或路次難候、請申分、不可有未進候、

一余方之御領年貢加増事時者、此庄」同可加増申候、

一若背請文面事候時、雖預如何様」御沙汰候、更以不可異議申候、

一万一地下百姓等逃散訴訟事雖在之、」於御年貢者、無未進懈怠、悉可運上申候、

右条々、雖為一事於背此請文旨輩者」奉始梵天・帝尺・四大天王・

六十余州」大小「神祇殊伊勢天照大」神・八幡三所」御「部類屬

春日大明神并」大佛三尊」二月「堂觀自在菩薩等之」御罰於」面々各々子々孫々現当二世、不可有」冥加者也、仍起請文如件、

永享十一年己未七月廿二日

注 阿部田村之分

藏地 河合（花押）」

新 兵衛三郎（花押）」

左衛門次郎（花押） 三郎兵衛（花押）」

參郎五郎（花押） 孫五郎（花押）」

彦太郎（花押） 孫太郎（花押）」

孫次郎（花押） 勘懈由（花押）」

兵衛三郎（花押）」

注 坂下村之分

左衛門太郎（花押）  
左衛門次郎（略押）

次郎左衛門（花押）

注 井手村之分

又四郎

佐衛門太郎（花押）

市松

注 寺垣内村之分

太郎四郎（花押）

次郎左衛門（花押）

五郎衛門（花押）

太郎左衛門（花押）

太郎左衛門（花神）

注 秀山村之分

臨阿弥（花押）

蓮阿弥（花押）

新四郎（花押）

孫太郎（花押）

左衛門太郎（花押）

五郎四郎（花押）

〔太郎三郎〕

五郎太郎（花押）

太郎左衛門（花押）

太郎三郎（花押）

太郎四郎（花押）

新次郎（花押）

太郎兵衛（花押）

新左門衛門（花押）

松（略押）

注 下黒田村之分

沙弥良忍（花押）

太郎四郎

彦五郎（花押）

四郎左衛門（花押）

四郎兵衛

注 大家戸村之分

次郎左衛門

注 夏焼村之分

道妙（花押）

聲阿弥

五郎左衛門（花押）

五郎四郎（花押）

彦三郎（花押）

〔大日本古文書』東大寺文書之十一）

石母田正氏はかつてその著書『中世的世界の形成』で、「この起請文の一字一句に黒田悪党の敗北が刻まれている」と述べ、文書の冒頭に黒田荘が東大寺の努力によって守護の課役を免れたことを感謝し、寺門の御恩を子々孫々を忘るべからざるを誓約していることをなによりも重視した。「東大寺の支配から解放される方向に努力するのが従来歴史から考えて順当であるにもかかわらず、これらの地侍は結束して東大寺の支配を選んだ」と言い、悪党という頽廢的形態をとらざるを得ないことと、本質的には同一のものに根ざす地侍の行動であったとするのである。こうした敗北の評価が、書物をものしたころの時代（アジア・太平洋戦争末期）の暗さからきていることは、すでに多くの研究者が指摘するところである。

いっぽうこれに対し、竹内理三氏は「この請文は……一見黒田荘民が東大寺に屈服したごとく見える。然し果してこれが荘民の屈服であろうか。この時荘民の請負った年貢は五十石である。平安末期には東大寺の便補封戸米だけでも二百二十余石に達していた。東大寺に屈服したにしては余りに額が少なすぎる。さらに鎌倉時代では、



黒田荘武士団が預所の設置によって請所権の承認を得る望みさえなかつた……。したがってこの時、黒田荘民が請所権を獲得したことは、むしろ寺家に対する前進を意味するのではあるまいか。……守護排除も、文明十七年（一四八五）の山城国一揆を頂点とする社会動向の一環をなすものであろう。したがって我々は、蹉跌と敗北の繰返しをもって黒田荘の歴史を閉すべきではあるまい」と結んだのである。（『荘園研究の新展開——石母田正著『中世的世界の形成』——『国民の歴史』一、一九四七年、のち『古代から中世へ』下、吉川弘文館一九七八年所収）

ここでは竹内氏が、前掲永享十一年起請文に記された守護排除のことが山城国一揆を頂点とする社会動向につながるものと見ていることを特に注意したい。かような見通しは、黒田荘に展開する村落体制を前提に据えることによつて、ますます自然に首肯されるのである。荘園成立期の名主村落が東大寺の大衆権力機構にくみ込まれ、根強い保守的体制を刻印されたことはすでに述べた。この村落を物質的に支えるのが名田体制であつたのであるが、農業生産力の発展とこのことによる中間得分（＝剰余得分）の広汎な発生によつて、各級の所職がある種の地主的所有（＝職の得分権化）へと質的な転化をとげ、名田を請け負う名主職もしだいに年貢を収納する機能を弱めていった。名田体制はあきらかに解体に向つたのである。

かかる在地構造の変動は、農村住民（名主、百姓、小百姓）の法的な位置関係を均質化させてしまい、遅くとも請所権（地下請）を獲得する永享年間のころまでには、東大寺との関係で村内の身分関

係が決まるといふ荘園制的な秩序の原理を廃滅させていた。かくして住民まるごとの東大寺からの離脱が進行したのである。このもつとも端的な象徴が永享十一年の起請文であつたとみたい。

荘内（本荘）八カ村五十名（たとえば、阿部田村之分の蔵地、河合、新、兵衛三郎、左衛門次郎、三郎兵衛、参郎五郎、孫五郎、彦太郎、孫太郎、孫次郎、助解由、兵衛三郎、計十三名）は名田体制の基底に生起してきた地侍であつて、おそらくかれらこそ名田秩序を破壊し、東大寺の伝統的権威の廃墟のうえに新たに出現してきた地域の主体であつた。

太田順三氏は永享十一年の史料を検討して、そこに伏在する歴史の意味をいくつか剔出したが、（前掲論文）、そのうちつぎの諸点はとくに重要なものであつた。①黒田荘の地侍・小領主層にとつては、一定の固定化された本年貢を荘園領主に所納することによつて、一面で東大寺の黒田荘における荘園支配を在地から離す結果をもたらした。②そのことはまたなによりも、東大寺に代つて在地の秩序を維持してゆく地域権力としての「一揆体制」を、東大寺が体制として承認したことを意味していた。しかし、伊賀国の山間地に植えつけられた独立、自治の伝統は、戦国動乱時代にいたつても、外部の大規模な権力をよせつけず、「惣国」一揆結成を歴史的に準備したのである。

### （三）一揆の形成と解体

a

伊賀惣国一揆には、地侍と百姓の二つの階層が重層的構造をつくつ

ていること、そうした構造のなかには絶対的君主が存在していないことの二点が大きな特徴としてあげられる。それではかかる内部構造をもつ惣国一揆が成立するのは、いかなる規定的な力によるのであろうか。

ここで比較的参考になるのは山城国一揆である。山城国一揆とは、文明十一年（一四八五）十二月に、久世郡、相楽郡を中心とする南山城地方に結成され、たたかわれた一揆である。この地方の国人たちが「三十六人衆」という執行組織をもって集会を開き、その頃南山城に在陣していた畠山政長、義就の両派の軍勢を国外に退去させ、以後八年間にわたって地侍国人の自治政治が行なわれたのである。

両畠山軍が撤退した十二月十七日以降、国人たちは惣国の掟法を定めて、本格的な一揆の体制をかためはじめた。そして翌年二月十三日には、山城国人が平等院に会合し国中の掟法を改めて制定した。この間に「国一揆が自立的な在地権力とでも言うべき性質を整えてゆく」わけである（永原慶一「日本史における地域の自律と連帯」『山城国一揆』一九八六年）。国掟法とは①「於自今以後者両畠山方者不可入国中」（『大乘院寺社雜事記』文明十七年十二月十七日条）②「本所領共各可為如本」（同『雜事記』同年月日条）、「諸本所領可為御直務、殊更大和以下之他国輩為代官不可入立」（『大乘院諸領納帳』文明十七年十二月二十六日条）、③「於成物者、莊民等不可致無沙汰」（同『諸領納帳』同年月日条）、④「新関等一切不可立」（『大乘院寺社雜事記』文明十七年十二月十七日条）、の四項目であった。

これらの項目のうち、①②④はいずれも、農民あるいは民衆的な性質の強い要求であった。①の畠山入国拒否は、両派ともに入ってくれば、後述のごとく足軽どもの掠奪、濫妨、狼藉、田畠のじゅうりん、ひどい場合は直接戦争に巻き込まれる。そのような事態から農民生活をまもる、②の本所領直務は、当時壊滅状態にある興福寺以下の寺領莊園をそのままの状態にしておいて、強力な武家の支配をしりぞけ、軽い負担を享受する。（これは永享十一年起請文に表現された黒田莊民の思想と同一である）、③その関所停止は、室町時代農村の分業・流通経済の浸透を前提に、農産加工品を京洛へもって行って現金収入をはかる農民にとっては、交通の自由を確保する。

畠山両派の軍隊が南山城に入ってきたころ、同地方の国人、地侍は分裂し、それぞれの党派に系列化して互いに小競り合いと小戦闘をくり返していた。だから農民がおのれの要求を実現するためには、まず対立する地元国人の紛乱状態を解消し、個々の矛盾を超える力を必要とした。文明十七年十二月十一日の『大乘院寺社雜事記』を見ると、「山城国人集会」と同じときに、そのかたわらに「一国中士民等群集」したという。士民らの群集の圧力が国人集会を成功させ、その内容を規定したのであることは、永原氏の指摘のごとく間違いない。士民＝農民は惣莊を単位として結集しており、いくつもの惣莊という農民レベルの結集体を基盤として惣国はなりたっていた。惣国の三十六人衆＝国人は、惣莊の総意をふまえねば、実はみずからの個別的独立性もおぼつかなかった。ようするに、個々

の國人間の矛盾を内包しながらも共和的な団結体を惣荘を基盤につくらざるを得ず、そのような団結体＝惣国は基本的なところで、農民の勢力の強い制肘をうけていたのである。

伊賀国惣国一揆はあきらかにその指導部＝共和的団結体は諸侍＝地侍であるわけであるが、この場合も「在々所々」、「里々」の百姓＝土民が総参加をし、かれらのもつ足軽としての戦力が惣国の防衛力になっていていることは、その基層に農民的・民衆的な一揆形成の起動力がはたらいていたことを物語るのである。

b

天正七年（一五七九）、北畠（織田）信雄は伊賀攻撃を敢行した。かれは軍勢を三手に分けて阿波口（長野峠）、布引口（鬼こぶ峠）、伊勢地口（青山峠）から押しよせたが、惣国一揆掟書の第(2)条にあるように、惣国の者の指揮下に虎口をかためた伊賀の民衆は、伊賀盆地をかこむ幾重もの山脈の地の利をいかして、烈しいゲリラ戦を展開したのであろう。国境を一步入ったところで信雄軍を追い散らしてしまった。

これにこりた織田信長は、今度は安土城に諸將を集め、周到な手はずを調えたくて、四万二千の大兵力を投入し、再度伊賀侵攻をかけた。天正九年（一五八一）九月二十七日から二十九日にかけて、諸方の軍勢は相前後して国内に入り、徹底した焦土作戦、掃蕩作戦を遂行したのである。このため名張の築瀬の聚落も焦土と化し、のこった民家はわずかに十六戸であったという。全国統一を目前にした信長の軍勢は、鉄砲を含む強力な兵器体系と整然たる密集隊形か

らなり、統一的な指揮系統のもとに作戦は展開した。その戦力的優位性は個々の地侍を単位組織とするバラバラの一揆勢のまえには圧倒的なものがあつた。

この年の『多聞院日記』の記事によれば、「国中大焼」（九月四日条）、「伊賀一円落居……五百年も乱不行の国也……霊仏以下聖教数多、堂塔ごとごとく破滅」（九月十七日条）と言われ、さらに戦禍をのがれて東山中（伊和国境の山）へ逃げこんだ名張の住民は、笠間口から入った筒井順慶の嚴重な指揮のもとに捕縛され、老若男女、僧俗をとわず、毎日三百、五百と首を刎られた。（九月十八日条）かくして、信長の狂暴な攻撃によって、「五百年も乱不行国」といわれた自治の体制＝惣国一揆体制は壊滅し、まさに惨たんたる血の海にしずめられたのであつた。

戦国大名が政治支配を確立する途上で、なによりも悩まされたのは惣型の民衆結合である。この水平的な結合体を拠点に、地域の民衆は封建権力の上から垂直に降りてくる支配を拒否しようとした。戦国の争乱時代の基底にはこうした巨大な一揆の時代が存在したのである。信長は抵抗拠点としての惣を解体し、一揆の時代を大きく終焉に向かせた人物であるが、かれの天正九年の伊賀攻略戦は、そのもっとも残酷な事業のひとつであつたと言えよう。

これ以後、豊臣秀吉、徳川家康へと惣結合の解体の事業はより徹底的におしすすめられていった。農民に対する武装解除と土地緊縛によって「百姓」としての身分の純化・固定化を実現し、中世に生きつづけた自律・自治の諸能力を農村から抜きとった。村に残され

た一定の自治能力は封建権力の行政機能にリンクされ、貢租完納をささえるだけのものではなくなつた。

(四) 「足輕」について — 付論 —

前掲史料(5)条と(7)条にみえる「足輕」について気付いたことを記す。

a

第(5)条の文は、難解であつてやや意味が不明瞭であるがつぎのよ  
うに理解して大過あるまい。

一 國中(伊賀)の足輕は他国へ行ってさえ城を取ることをして  
いるのであるから、他国の外敵が国境に(伊賀攻撃用の)城  
を構えるなら、足輕としてその城を取るべきである。そのよ  
うな忠節を仕つた百姓がいれば、過分の褒美が与えられるべ  
きであつて、その身においては侍身分にとりたてるべきであ  
る。

第(7)条は比較的に意味は明解である。

一 当国(伊賀)の諸侍または足輕によらず、三好方へ奉公に出  
るべきではない。

二つの条目からとりあえず判明あるいは推測できることは、第一  
に足輕が侍身分から区別される兵の呼称であつて、「足輕として其  
城を取、忠節仕百姓有之ば」という表現があるところを見ると、こ  
の場合、「百姓」が足輕となつていたこと。第二に伊賀の足輕はし  
ばしば他国へ出張して、城取りにはげんでいたらしいこと。城取り  
は足輕の徒が「疾足之徒」(『碧山日録』応仁二年六月十五日条)と

いわれるようすばしっさをもつて、夜のしじまをかくぐり敵  
の櫓に火をかけていることを併せ考えると、多分にゲリラ的戦法を  
駆使して、城を落とすことであつたらしい。第三にこうした足輕の  
活動は、他人にやとわれておこなう戦闘行動であつて、雇用のある  
ところへは何処へでも出かけて行つておこなつたらしい。この掟書  
でわざわざ「三好方へ奉公に被出間敷候事」と明記していることは、  
惣国一揆の敵対勢力である三好(細川氏の家宰)以外の「奉公」が  
自由かつ広汎に行なわれていることを物語つていふと思う。

足輕が他人に雇われる兵(『備兵』)として大和に出張していたこ  
とは、大乗院寺社雜事記のいくつかの史料からもうかがえる。

○一、今日於善勝寺之橋南、中川衆与

市若合戦、聰延賢舜房以下八人被打了

頭共取之、於大鳥居前古市以下実檢了

寺僧分者他国他所足輕ニ被取頸事

初歎、不思議(『文明十一年十月三日条』)

○元日、古市足輕打止筒井方手者云々、

両方内通申承之子細他国之足輕不存知、

連々如此出来、不思議々々々(『文明十二年正月二日条』)

応仁、文明期の大和国は、中央の東西両軍どちらかに系列化した  
国人・土豪・寺僧の複雑な政治対立のために、きわめて政情不安定  
となり、兵力としてかき集められた「他国之足輕」が大量の数にの  
ぼつた。「所詮、筒井、十市方足輕以下、國中ニ満々也」(『文明十一  
年十月十五日条』)といった具合である。

「足輕」なる兵の名称は、ふるくは源平盛衰記にも見えるが、その存在が勝敗の帰趨を決するまでの意味を有つようになったのは、南北朝時代からである。戦争の規模が拡大し、激しさを加えるようになる、家を単位とするいくつもの封建制的軍団の間を、隙間をうめるように動きまわる「足輕」の存在が注目されだす。かれらはもともと武士ではなく、社会の体制からはみ出したアウトロー的な浮遊戦力であつた。<sup>(注)</sup>鎌倉時代の末期ともなると、荘園制的秩序が大きくくずれだす。そうすると、秩序をささえていたこれまでの伝統や權威(公家・大寺社権門の伝統と權威は急速にその力を失う。こうした没落の方向をたどる荘園制的旧体制をうちがわから喰い破り、都市や農村にあらわれてきたのが、悪党・凡下・野伏・足輕といつた有象無象のアウトローであつた。

没落農民・博奕打・小盗人・商人・雑芸能民・僧侶など雑多なものどもは、溢武者を中心に集団をつくり、道路・港湾・市・津あるいは各地の荘園などに姿をあらわした。かれらはそれら錢貨や米穀のあるところをおそい、荘園制の経済的脈管をいたるところで破壊した。かれらはやがて内乱時代に入ると、傭兵として各地の戦場で使われるようになる。侍身分を象徴する馬上弓射の重装甲騎兵とは異なり、かれらは徒歩立の輕卒(＝足輕)として、奇襲や攪乱の戦力に用いられた。草摺を七間、八間とこまかく断ち割って足の運動機能を高めた輕量の胴丸・腹巻を着用し、すねをまる出しにし、禪をつけただけのかっこうで戦場を疾駆した。

足輕が出現して幅をきかせるようになるると社会はますますアナキーな状態へとなつていった。

昔より天下の乱る、ことは侍れど足がるといふことは舊記などにも志るさざる名目也、此たびはじめて出来る足がるは超過したる悪党也、其故は洛中洛外の諸社諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡はかれらが所行也、かたきのたて籠たらん所にきては力なし、さもなき所々をやぶり、或は火をかけて財宝をみさぐることは、ひとへにひる強盜といふべし、かかるためしは先代未聞のこと也、是は志かしながら武芸のすたるる所にかかる事は出来れり、名有侍のたたかふべき所をかれらにぬき、せたるゆへなるべし、されば随分の人の足輕の一矢に命をおとして当座の耻辱のみならず、末代までの瑕瑾を残せるたぐひも有とぞ聞えし(中略)、さもこそ下剋上の世ならぬ、これは「樵談治要」の「足がるといふ者長く停止せらるべき事」というところの一節である。足輕が洛中洛外の所々を打ちやぶり、



堂舎を打ち破る足輕 (真如堂縁起繪卷)

或は火をかけて荒しまわる姿には、さながら真如堂縁起繪卷に描かれた光景を彷彿とさせるものがある。こうした徒輩の跳梁は、守旧的な貴

族一条兼良の伝統的秩序意識からみれば、正統な名ある武士による弓箭騎馬を主とする合戦形式を廃滅においやると同時に、まことに忌わしいアナキー状況を社会全般につくり出す元凶であった。まさに足輕は「超過したる悪党」にほかならなかつた。

c

足輕の盜賊的性格は、『樵談治要』のほかにも室町時代の諸記録をつぶさにあたれば、数多く見出すことができる。とりあえず『大乘院寺社雜事記』をみるとつぎのような記事があげられる。

① 今度一乘院御共從僧二人、中童子二人、大童子一人也、大童子今一人自龍田罷上之處、足輕三行合、馬一疋、悉皆御共用馬也、被取之、(文明十一年十月六日条)

興福寺一条院門跡が外出するのに從僧、中童子、大童子らがつき從つた。この門跡のお供をするために、大童子が龍田(現斑鳩町)から罷り上る途中足輕に行合い、そこでお供用の馬を奪い取られたのである。

② 一、奈良中物念迷或之間、此間在奈良之京衆先日八十人計歸京、此一兩日之間十七八人歸京處、於木津辺足輕衆共剥取之、相憑足輕共罷上之處、於道如此致其沙汰、誠以惡党共所為也(文明十一年十月二日条)

京都の戦乱をのがれて奈良に身を寄せていた「京衆」は、その奈良も物騒となってきたので再び京へもどつた。この一兩日中に十七八人が帰京したが、かれらは木津のあたりで足輕衆の追剥に遭い、掠奪をうけた。これは護身のために「相憑」む(——雇用了——)

備兵足輕が道すがらその沙汰におよんだのである。送り狼に變じたわけである。「まことにもつて悪党どもの所為なり」という尋尊の慨嘆には一条兼良にも通じるため息が聞こえてくるようである。

③ 一、古市勢共出之、昨日今日、牢人方足輕共、眉間寺西郷門辺ニ乱入故也云々、(文明十一年九月晦日条)

④ 一、佐川筒井之足輕共、転害辺乱入、觀禪院早鐘槌之、比興無殊儀云々、(文明十一年九月五日条)

こうした寺院周辺の聚落への乱入は、もつとも頻々としてみえる記事であつて、腹をすかせた足輕どもが行うてつとり早い盜賊行爲であつた。なお④の東大寺辺手搔郷では、觀禪院の大鐘が槌き鳴らされ、足輕どもの乱入が住民に知らされている点が興味を引く。住民はこれに対し、武器をとつて防戦したのであろう。文明九年(一四七七)、山城国山科七郷では、五月、足輕の乱入、耕作物強奪↓七郷地下人の反撃、足輕擊退↓九月、武田方足輕の乱入、四宮河原を焼き、一人打死↓十月、花山へ「御敵足輕」乱入、人五人馬一疋を奪う、というかたちで、足輕と住民の対立がつづいていく(『山科家礼記』、田端泰子「徳政一揆に関する一考察」、『中世の権力と民衆』一九七〇年、所収)。

合戦をもとめて放浪する足輕どもが戦庭の近辺で狼藉をはたらくのは、かれらが特定の主君に恒常的に召しかかえられ、封建的給付を受ける存在でないことによる。一つの戦争がおわるごとに、より実入りのよいところへと軍隊をかえた。だからかれらの人間関係には何らの制度性もなく、秩序やモラルの感覚ももちあわせなかつた。



こうした浮遊戦力にたいしては、ただたんに報酬としての金品の給付か、あるいは占領地域からの掠奪の許容が給与の一般的な形式であったはずである。金品の給付については、中世ヨーロッパの傭兵制度のごとく、徵募場で太鼓の音がランツクネヒト（農民傭兵）の志願者を誘い、古参の曹長がなみなみとついでジョッキや杯を持って世話をやく、そのような風景をわが国の中世史料からみることが管見のかぎりではできないでいる。

けれどもつぎの史料は掠奪許容を足軽どもへのひとつの給与形式にしていたことを明瞭にものごとがたっている。

⑤ 一、筒井沙汰ニ、手衆共召仕之、日々夜々奈良中於荒者也、

此上者越智古市各手衆共可召仕之由一決、然者日々夜々足軽共自他罷出向ヘシ、可扶持糧米等不可有之間、如京都ニ打破乱入事可許可（中略）珍事く、可歎々々、

（文明十一年閏九月十七日条）

〔注1〕『碧山日録』応仁二年六月十五日条には「東陣細川勝元有精銳之徒

三百餘人、號足輕、不操甲不取戈、只持一劍突入敵陣：八日之夜、伺隙宗全之兵糧六七間、勝元賞其徒」という記事がある。いっば

う、『多聞院日記』天文十年十一月二十六日条には、「今朝、伊賀衆笠置城え忍び入って坊舎に放火其外所々小屋を焼き三つのつきの内一つ居取と云」という記事をみることができる。これらの記事と惣国一揆(5)条を併せ考えると、足軽が夜陰に活動し、軍事施設を焼くことを得意とした、そうした戦闘要員としての「伊賀衆」

足軽が「忍び」の業を発達させたとみて間違いないまい。

〔注2〕佐藤和彦氏『自由狼籍・下克上の世界』（小学館創造選書）によれば、応仁の戦乱長期化により、足軽の有要性は飛躍的に高まった。両軍ともに、不足する兵力を、かれらでもって補充し、先兵として最前線に投入したという。

〔付記〕今回は予定よりもあつまつた原稿の本数が大幅に少なく、刊行自体があやぶまれる事態となった。本稿は、こうした窮況のなかで、急遽ほこりをかぶった古原稿を引っ張り出して入れたものである。粗雑なノートを投稿するのはまことに不本意である。紀要委員としてはこれも致し方なく、大方の御寛恕を乞う次第である。

## 引用文献

- 注1)音海紀一郎「高校生の体力評価に関する統計的分析」獨協中学校・高等学校「研究紀要」第6号. P 2. P 8. 1982
- 注2)水野忠文「日本人体力標準表」P33. 東京大学出版会. 1980
- 注3)水野忠文・青山昌二・音海紀一郎ほか、「わが国における青少年の体格運動能力に関する2変量同時使用による評価方式の研究」P10. 昭和59・60年度科研費補助金(総合研究A)研究成果報告書. 1986

## 参考文献

- 青山昌二ほか、「回帰による東京大学入学生男子の体格の分析」  
東京大学教養学部体育研究室. 体育学紀要21号. 1987. 3
- 文部省体育局「昭和62年度体力・運動能力調査報告書」. 1988
- 青山昌二ほか、「H市体力テスト・バッテリーの得点化」日本体育学会測評分科会  
CIRCULAR. NO50. Sept.1989
- 小林敬子・青山昌二・音海紀一郎「高3男子における跳躍能力データの正規性の検定」  
日本体育学会東京支部. 第17回大会1990. 3
- 杉本美津江・青山昌二・音海紀一郎ほか、「跳躍種目間の相関について」  
日本体育学会東京支部. 第17回大会1990. 3
- 青山昌二「なぜ体育では測定と評価か」体育の科学31-2. 1981
- 音海紀一郎「高校生の体力評価に関する研究」獨協中学校・高等学校  
「研究紀要」第7号. 1983
- 廣松毅「ロータス1-2-3による統計入門」朝倉書店. 1988
- 小林敬子「データの正規性の検定」日本女子体育大学紀要. 20. 1989

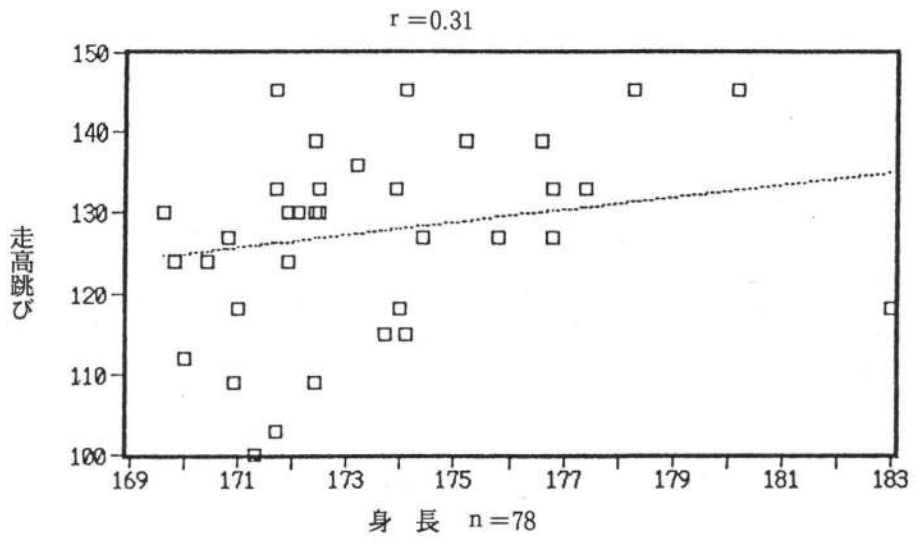


図7 身長と走高跳びの相関図

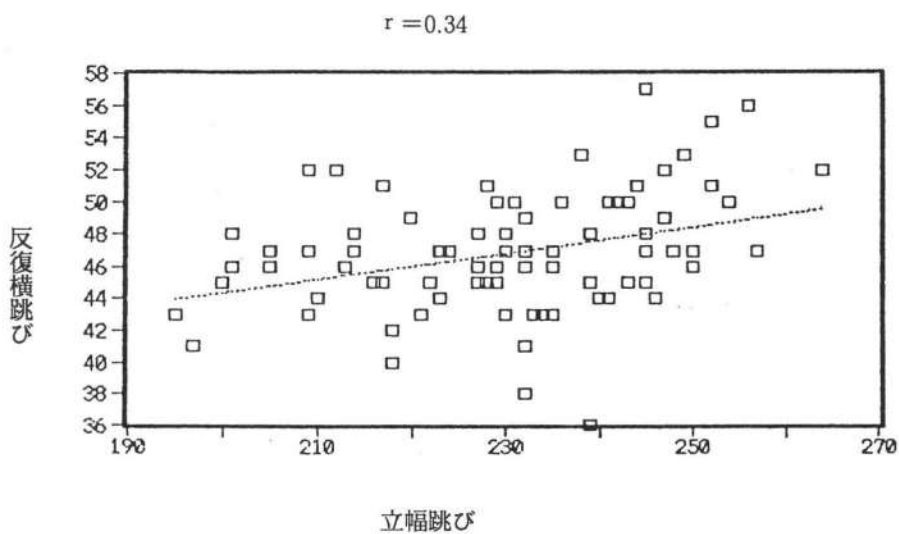


図5 立幅跳びと反復横跳びの相関図

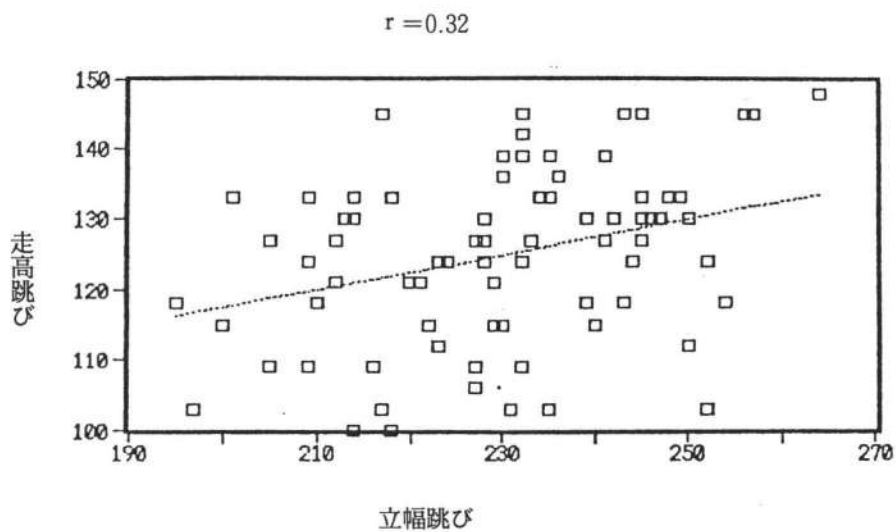


図6 立幅跳びと走高跳びの相関図

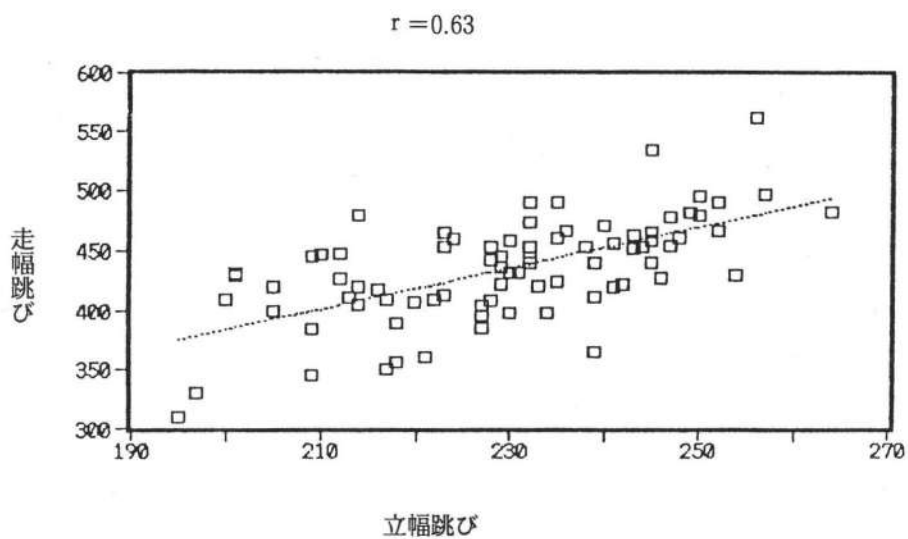


図3 立幅跳びと走幅跳びの相関図

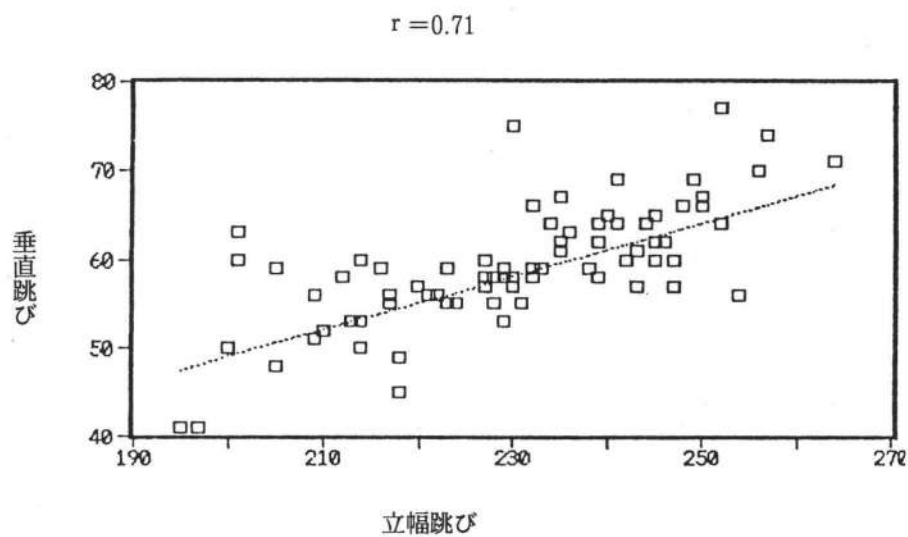


図4 立幅跳びと垂直跳びの相関図

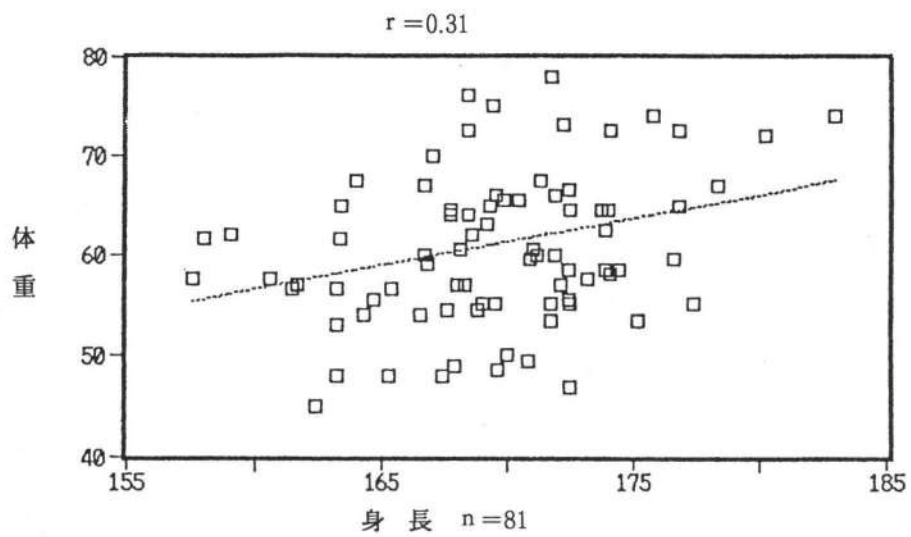


図1 身長と体重の相関図

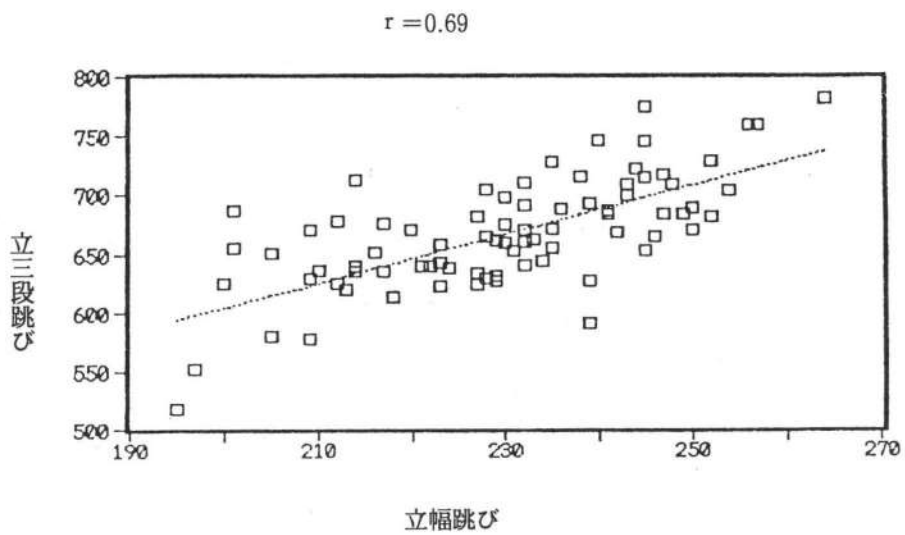


図2 立幅跳びと立三段跳びの相関図



表5 走高跳びの身長別5段階評価表

身長	評 価					身長
	①	②	③	④	⑤	
156	97	108	120	131	156	
157	98	109	121	133	157	
158	98	110	121	133	158	
159	99	111	123	134	159	
160	100	111	123	134	160	
161	101	112	124	136	161	
162	101	113	124	136	162	
163	102	114	126	137	163	
164	103	114	126	137	164	
165	104	116	127	139	165	
166	104	116	127	139	166	
167	105	117	129	140	167	
168	105	117	129	141	168	
169	107	119	130	142	169	
170	107	119	130	142	170	
171	109	120	132	143	171	
172	109	120	132	144	172	
173	110	122	133	145	173	
174	110	122	134	145	174	
175	112	123	135	146	175	
176	112	124	135	147	176	
177	113	125	136	148	177	
178	113	125	137	148	178	
179	115	126	138	150	179	
180	115	127	138	150	180	
181	116	128	139	151	181	
182	117	128	140	151	182	
183	118	129	141	153	183	
184	118	130	141	153	184	
185	119	131	143	154	185	

表3 A君・B君の記録

	立幅跳び cm	立三段跳び cm	走幅跳び cm	垂直跳び cm	反復横跳び 点	走高跳び cm
A 君	220	670	407	57	49	121
平均値 との差	-9.7	+3	-27.7	-2.2	+2.1	-3.8
差をTスコアー に変換	-6.2	+0.3	-6.5	-3.3	+5.5	-3.1
B 君	264	782	483	71	52	148
平均値 との差	+34.3	+115	+48.3	+11.8	+5.1	+23.2
差をTスコアー に変換	+22.0	+24.5	+11.3	+17.6	+13.4	+19.0

表4 各種目の5段階評価区分

評価点	1	2	3	4	5
立幅跳び	~206.3	206.4~221.9	222.0~237.5	237.6~253.1	253.2~
立三段跳び	~596.5	596.6~643.5	643.6~690.5	690.6~737.5	737.6~
走幅跳び	~370.8	370.9~413.4	413.5~456.0	456.1~498.6	498.7~
垂直跳び	~49.2	49.3~55.9	56.0~62.6	62.7~69.3	69.4~
反復横跳び	~41.2	41.3~45.0	45.1~48.8	48.9~52.6	52.7~
走高跳び	~106.5	106.6~118.7	118.8~130.9	131.0~143.1	143.2~

のバランスを個々人に指導してやることが大切であろう。

この研究を行なうにあたって御指導をいただいた東京大学・青山昌二教授、データ集計にご協力いただいた日本女子体育大学・小林敬子助教授、相模女子大学・音海哲子専任講師に謝意を表します。

表1 各種目の平均値・標準偏差

N=81

	身長 cm	体重 kg	立幅跳び cm	立三段跳び cm	走幅跳び cm	垂直跳び cm	反復横跳び 点	走高跳び cm
平均値	169.5	60.4	229.7	667.0	434.7	59.2	46.9	124.8
標準偏差	4.9	7.5	15.6	47.0	42.6	6.7	3.8	12.2
最高値	183.0	78.0	264.0	782.0	562.0	77.0	57.0	148.0
最低値	157.6	45.0	195.0	518.0	310.0	41.0	36.0	100.0
昭和62年度 全国平均値	170.3	61.8	—	—	444.7	63.2	48.0	—
差 (本校値-全国値)	-0.8	-1.4	—	—	-10.0	-4.0	-1.1	—

表2 種目間の相関係数

	身長	体重	立幅跳び	立三段跳び	走幅跳び	垂直跳び	反復横跳び	走高跳び
身長	1.00							
体重	** .31	1.00						
立幅跳び	.08	.05	1.00					
立三段跳び	.03	.19	** .69	1.00				
走幅跳び	.07	* .23	** .63	** .71	1.00			
垂直跳び	.04	.16	** .71	** .69	** .65	1.00		
反復横跳び	.05	.05	** .34	** .48	** .40	** .31	1.00	
走高跳び	** .31	.02	** .32	** .47	** .44	** .47	* .27	1.00

注) \*\*は1%、\*は5%水準でそれぞれ有意性を示す。

ここでは回帰からの標準偏差(11.6 cm)を尺度として、身長別5段階評価表を作成した。表5がそれである。

また、A君とB君を例にとると、A君の身長は168.3 cm・走高跳び121 cmであったので表5の身長168 cmの行でみると117～129 cmの間にはいり、評価点3点があたえられる。B君は161.7 cm・走高跳び148 cmであるので、身長161 cmの行でみると136～148 cmの間にはいり、評価点5点があたえられる。つまりB君はA君より身長が低いにもかかわらず、A君より27 cm高く跳んでいるので身長を考慮してみると一層その記録が優れていることがわかる。このように身長別5段階評価は、同じ走高跳びの記録であっても身長の大小によって異なってくる。たとえば125 cmの記録であっても、その人の身長160 cmであれば4点、180 cmの人であれば2点という評価になる。偶然にも上にあげたB君は身長の割にきわめてすぐれていたために、表4の身長の大小を考慮しなかった5段階評価表においても5点であったし、この身長別5段階評価表においても5点であったが、この例はまれな場合である。

### 3. 要約

測定結果を「測りっぱなし」にしておくことなく、生徒にできるだけ早く集計結果を報告すると同時に、生徒一人ひとりに自分の測定記録について強い関心をもたせ、授業に意欲的に取組ませるような指導の緒とすることが必要である。身長との相関のある種目については、体格からくる有利・不利を取り除いた評価法を用いることが学校教育においては有効であろう。本研究はこうしたことにねらいを置いて跳躍6種目(立幅跳び・立三段跳び・走幅跳び・垂直跳び・反復横跳び・走高跳び)を測定分析した。その結果、身長別の走高跳びの5段階評価表を作成し、授業に供することが可能となった。そのほか跳躍種目について、これまで述べなかった指導の留意点について何点かその主なところ述べてと、

立三段跳びは、バランスのとり方(ホップ・ステップ・ジャンプ)に適切なアドバイスが必要であり、指導者の経験の有無にも左右される。また練習時間を要する。

走幅跳びは、前回(研究紀要6号)にも問題として取り上げたが、生徒個人に助走のスピード・踏切り板の踏み切り方・空中フォーム等を生かして、遠くへ跳ぶということが課題である。

走高跳びは、施設・安全面を考慮して実施することが第一である。跳躍フォームは指導者が跳んでみせる(ベリーロール・はさみ跳び・背面跳び)だれでも跳べる高さ100 cmあたりからはじめる。特に注意することは、踏切りの位置があまり遠くならない、踏切りと同時に逆脚(振り上げ脚)と両腕を上振り上げるようにすること、そ

によって段階区分を行なったものである。(各段階の下限値はその段階に含み、上限値は含まない。)

さきのA君とB君の記録をこの5段階表でみると、A君の立幅跳びの記録は2点であり、記録のよいB君は5点である。表3の順序で6種目をならべると、

A君 2 3 2 3 4 3 (平均 2.8)

B君 5 5 4 5 4 5 (平均 4.7)

となる。このように5段階評価をおこなってみると、両君のそれぞれの記録が相対的におよそどのぐらいの位置にいるかがわかり、指導の問題に進むことができる。まず各人に自分の記録について5段階評価を行なわせてみることにより、各人の関心を高めさせ、「やる気」を起こさせる第一歩となしうる。

## 2) 身長別の5段階評価

表2で、身長と走高跳びの相関係数0.31をみたが、このことは身長が大きいほど走高跳びに有利であるということを意味している。そこで相関係数を考慮しながら、走高跳びを指導する場合について考えてみる。

スポーツの場面においてはともかくとして、学校体育の場で、すなわち教育の場で走高跳びの評価・指導を行なおうとする場合には、身長の大小からくる有利・不利の分をとり除いて、走高跳びの評価を行なうほうがより教育評価にかなっているといえよう。もちろん、小柄であっても走高跳びに優れた記録をだす生徒もいるわけであるが、全体的にみれば長身の方が走高跳びに有利であることは、(図7)の身長と走高跳びの相関図からもある程度理解できる。

そこで、身長と走高跳びの相関係数、平均値および標準偏差を用いて、身長に対する回帰直線を計算してみた。すなわち、身長をX、走高跳びをYとすると、

$$\hat{Y} = 0.77X - 5.7$$

を得た。ここで $\hat{Y}$ は、この人の身長から推定して跳ぶであろう走高跳びの値である。たとえば、身長160cmの人であれば、 $\hat{Y} = 0.77 \times 160 - 5.7 = 117$ cmとなる。160cmの身長の人であれば117cmが推定される値(推定平均値)である。また、この式からもわかるように、勾配は0.77であるということは身長が1cmちがえば走高跳びの値が平均して0.77cm、すなわち約0.8cmちがうということの意味している。

さきのA君は168.3cmであった。したがって走高跳びの推定値は123cmとなる。A君の実際に跳んだ値は121cmであるので、推定される値よりも2cm下回っているということになる。同じようにB君の身長は161.7cmであるので、 $\hat{Y} = 118$ cmとなる。B君は実際には148cmも跳んでいるので、推定値よりも30cmも上回っているわけである。こんどは、さきの5段階評価表と同様に、この回帰直線と標準偏差(ただしこ

みられる  $r=0.23$  (5%水準で有意)を除いては、0.2に達していない。

跳躍種目間の相関係数をみると、立幅跳び・立三段跳び・走幅跳び・垂直跳びの種目相互間ではいずれも0.6以上もあり高いが、これら4種目と、反復横跳びとの相関および走幅跳びとの相関は0.3~0.4とやや下回っている。(図2~図6)

なお、これら跳躍種目のなかで、相関係数を考慮しながら、比較的指導の容易な立幅跳びに注目して、表3に掲げるようにA君とB君の例をとりあげてみよう。

A君の立幅跳びの記録は全体の平均値と比較するとマイナスである。B君の立幅跳びの記録は反対にプラスである。他の種目もこのようにそれぞれ平均値と比較すると、6種目中、A君はマイナスが4個、B君はプラスが6個である。すなわち、いま立幅跳びに焦点をあててみているわけであるが、立幅跳びがプラスのものはほかの種目でもプラスが多く、反対に立幅跳びがマイナスのものは、ほかの種目でもマイナスが多いという傾向が読みとられる。さらにそのプラス・マイナスの記録の開きが種目によってどれだけの大きさをもつかについては、表3の「差をTスコアに変換」の欄に掲げてある。たとえば、具体的にA君の立幅跳び-6.2点の算出は、

$$\begin{aligned} & (\text{A君の立幅跳び}-\text{平均値}) / \text{標準偏差} \times 10 \\ & = (220 - 229.7) / 15.6 \times 10 \\ & = -6.2 \end{aligned}$$

によっている。

こうしてみると、B君の立幅跳びはプラス22点であり、その他の種目もプラス11点~25点といずれもよい値であることがわかる。

### (3) 跳躍種目の評価

#### 1) 5段階評価

いま、上で少し評価のことにふれたが、ここで評価の方法について踏みこんでみよう。

表4は、各跳躍種目についての5段階評価表である。この5段階評価の作成基準は、平均値とその標準偏差を尺度として行なったものである。具体的には、平均値を $\bar{X}$ ・標準偏差をsとすると、

- 5点 ( $\bar{X} + 1.5s$ ) 以上
- 4点 ( $\bar{X} + 0.5s$ ) ~ ( $\bar{X} + 1.5s$ )
- 3点 ( $\bar{X} - 0.5s$ ) ~ ( $\bar{X} + 0.5s$ )
- 2点 ( $\bar{X} - 1.5s$ ) ~ ( $\bar{X} - 0.5s$ )
- 1点 ( $\bar{X} - 1.5s$ ) 未満



## 2. 結果および考察

### (1) 身長・体重および跳躍種目の平均値・標準偏差

表1は、本校生徒81名(高校3年生)の身長・体重および跳躍6種目の平均値・標準偏差である。下段に昭和62年度(1987)の文部省全国資料による高校3年生(17歳)の平均値を示した。

表1によって各種目についてみる。まず、身長は全国値に比べて0.8cm、体重は1.4kg下回っている。身長より体重の方がより下回っている。したがって、獨協高校3年生の体格は、全国値に比べて背がやや低く細めの体格であるといえよう。昭和55年度の本校値は、身長168.1cm、体重61.4kgである。この値と比較すると、今回は身長で1.4cmプラスである。体重は逆に1.0kgマイナスとなっているので、細長の体型が一段と進んでいるといえよう。

次に瞬発力の指標とされる垂直跳びは、本校値の方が全国平均値より4cm、すなわち、1/2標準偏差以上も下回っている。

敏しょう性の指標とされる反復横跳びは、本校値の方が全国平均値より1.1点下回っている。

走幅跳びは、文部省全国平均値に比べて10.0cm下回っているが、本校の実施要領は、文部省スポーツテスト要領と異なり、踏切板を使用し、記録は踏切板より前方から踏切った場合は失格として記録を測定しない。そのため全国値との直接の比較は適切ではないが、文部省方式の踏切った位置から測定するという方法よりも、踏切板からの測定の方がどうしてもきびしくなるため、本校値の方が10.0cm下回っているとはいえ、ほぼ同じレベルにあるとみてよいであろう。

他の3種目、立幅跳び・立三段跳び・走高跳びは、全国平均値がないためいまは比較考察することができない。

### (2) 種目間の相関係数

表2は、種目間の相関係数行列である。

身長と体重の相関係数 $r=0.31$ は低めである。(図1)この相関係数0.31は昭和55年度の本校値 $r=0.47$ と比較すると少し低めである。また、水野の全国資料による身長と体重の相関係数0.557<sup>2)</sup>と比較すると一層低い。さらに、水野・青山らの全国資料による報告の $r=0.496$ <sup>3)</sup>と比較しても低い。すなわち、それだけ本校生徒の身長と体重の似通りが薄いと見えよう。

次に、身長と跳躍種目との相関係数は、走高跳びとの間に $r=0.31$ (1%水準で有意)がみられるほかは、いずれも0.1を下回り、相関はみられない。

体重と跳躍種目との相関係数は、これもいずれも低く、わずかに走幅跳びとの間に

# 跳躍能力の統計的分析

音 海 紀一郎

## 1. 研究目的および方法

体育では授業を展開していく過程において記録を測定する機会が非常に多い。陸上競技の授業は「より速く・より高く・より遠く」を合言葉に実施している。特に跳躍種目において、生徒たちは1 cmの記録の伸びに対しても「やったぁ」といって笑顔をみせ、友達同士でよりよく跳ぶには今の跳躍動作のフォームや助走などを話しあい、より一層努力している。このような状態をみていると、「君の場合であればこのぐらいはだせる」といった生徒個々人の目標到達点を設定することにより、教師の指導中心から、生徒が一人ひとり「やる気」を出し、いわば生徒中心の授業が展開していくことが多い。数種目の記録を測定し、今後の指導をより充実させるために、生徒個人に対してより適切な目標到達点を設定することはきわめて重要である。本研究のねらいは、ここにある。

この研究は、獨協高校（男子校）3年生81名を測定対象とした。

測定にあたって、身長および体重は1987年4月の春季健康診断の記録を採用した。

測定種目は、立幅跳び・立三段跳び・走幅跳び・垂直跳び・反復横跳び・走高跳びの6種目である。

垂直跳びおよび反復横跳びは、文部省スポーツテストの実施要領によった。

立幅跳びは、任意の位置より2回跳び、記録の上位のものを採用した。

立三段跳びは、任意の位置よりホップ・ステップ・ジャンプの要領で2回跳び、記録の上位のものを採用した。

走幅跳びは、任意の助走距離より2回跳び、飛距離は踏切板より記録を測定し、記録の上位のものを採用した。（上記3種目は砂場を使用した。）

走高跳びは、施設の関係上、体育館内で測定した。同一の高さを2回失敗すると次の跳躍に進めない方式とした。高さの間隔は3 cmとした。走高跳びの支柱は5 cmきざみであるが、5 cmごとにバーを上げると生徒が急に高く感じ跳びにくいということから、3 cm間隔として指導をおこなった。



- (31) 「第一回ホワイトハウス会議宣言」(児童福祉のために1909年ルーズベルトが主催)
- (32) 「子どもと家庭の実態調査」全国 1,800地区から抽出、20歳未満の子を持つ 19,000世帯、3万4,000余人の父母を対象とした調査。
- (33) 「新しい家族の創造」田中寿美子氏著 P.164。
- (34) 労働省1987年女子労働者の雇用実態調査。
- (35) 「育児休業制度」乳幼児のいる女子労働者の申告によって、一定期間の休業を認めるよう努力を義務づけている。なおこの制度を導入する企業には、奨励金(88年度中小企業 100万円、大企業80万円)が支給される。
- (36) 「再雇用制度」妊娠、出産、育児のためいったん退職した女子労働者が復職を希望した場合は募集、採用にあたって、優先的に扱うという制度。導入企業には再雇用給付金が支給される。
- (37) 養護施設長＝湘南学園中沢弘幸氏。
- (38) ささやかな抵抗＝全国社会福祉協議会児童家庭福祉懇談会の提言。
- ① これから親となる世代に、結婚、家庭、子育ての意義を学ぶ機会を用意する。
  - ② 社会・企業を意識改革して、父親の育児参加を可能にする。
  - ③ 家庭支援システムの充実など。(89年3月20日朝日新聞社説)
- (39) オグバーンの「愛情機能」。パーソンズの「成人のパーソナリティの安定化」  
William Fielding Ogburn (1886-1959) 米・社会学者。Talcott Parsons (1902～) 米・社会学者「社会的行為の構造」
- (40) 「官僚制化と疎外」現代家族の諸問題目黒依子氏著「家族制度と女性」P.74。  
同時に、ここではマルクスにおける疎外の意味＝「人間からの人間の疎外」とともに、個人の心理的状態である孤立化・無力性・無意味性を含めて位置付けたい。

のそれを結合させることで、社会主義経済の基礎をつくることをねらった。

- (12) 「スターリン主義確立の時期」森本和男氏著「家族無用論」P.128。
- (13) 田中寿美子氏著「新しい家族の創造」P.162。
- (14) 新潮社版西山英一氏訳、アイザック・ドイッチャー著「追放された予言者トロッキー」P.323 -337。
- (15) 「家族・私有財産および国家の起源」河出書房、佐藤進訳 P.373 -375。
- (16) 「家庭像の創造」大熊信行氏、思想の科学1961年 (No.26) P.2。
- (17) 「核家族を対象とした調査」生命保険文化センター (58年10月)。
- (18) 調査分析者・湯沢雍彦氏 (お茶の水子大教授)。
- (19) 「ベルナル・ミュルドオルフ」フランス精神分析学者による父親の機能分類  
第1は権威的父親、第2は弱い父親、第3は理性的父親、第4は感情的な父親。
- (20) 現代家族の諸問題・小此木啓吾著「家族精神医学からみたわが国の家族問題」  
P.61。
- (21) サイモンズ (Symonds,P.M)。カッテル (Cattel,R.B)。ボールドウィン  
(Baldwin,A.L) (以上社会学事典 (弘文堂) P.86)
- (22) 「両親の性格的要因、子どもの心理的身体的な特徴、さらに社会的、文化的、  
要因、家族構成なども微妙に影響」簡単な図式で結果は求められないが、典  
型的な家庭専制型、溺愛型、拒否型、放任型などを対象にその影響を研究す  
る方法がとられる。
- (23) 育児の学問追求は、心理なり性的発達と結びつけて「どのような育児をうけ  
たか」が重要な学問的テーマとされたのはS. フロイトである。また話し言  
葉のコードに差異があって、それが子どもの性格に影響を与えるとする研究  
はバーンステイン (Bernstein,Basil), イギリスの教育社会学者) の「社会・  
言語コードの研究」(1924年)がある。
- (24) 「家族制と女性」P.73-74
- (25) 「家族問題」社会学事典 (弘文堂) P.142。
- (26) 「犯罪学研究会・レポート」中央大学学友会所属サークル
- (27) 「全国児童相談センター所長会の調査」-1989年6月3日朝日新聞記事
- (28) 「子どもの人権保障を考える」一番ヶ瀬康子氏 (日本女子大教授) 1987年1月  
「国民文化」より引用
- (29) 金城清子著「家族という関係」P.148
- (30) 高梨富士三郎 (1988) 「家族問題」獨協中学・高等学校研究紀要第11号。

整備が必要であるということを含めてである。

これらの問題は、家族集団と国家とのかかわりという視点から、あらためて追究しなければならない問題であると考える。 (未完)

<注>

- (1) 「家族死滅論」について共産党宣言は誤りであって、ソ連がそれを証明しているという説。大熊信行は「思想の科学」61年 (No.26) P.3 「家庭像の創造」において「社会主義社会では家族は消滅す思想もいまでは葬られた」と主張。
- (2) 「共産主義の諸原則」1847年。共産党宣言執筆にあたってメモとして、エンゲルスからマルクスに与えたものとされている。(訳・都留大治郎氏)
- (3) 「共産党宣言」1848年、マルクスとエンゲルスが起草、全4章から構成。共産主義者同盟の理論と実践綱領。(訳・都留大治郎氏・村田陽一氏)
- (4) 「経済学・哲学草稿」第3草稿 P.129 (城崎登氏・田中吉六氏訳)
- (5) 「類的存在」人間の自然(本性)に、豊かに内在するところの社会的な精神的物質的結合力とその発展的性格。この人間に独特な社会的結合力は、自然内部、自然と人間、人間と人間、意識と自然、社会意識内部等、現実の諸関連を労働を基礎にして認識し、発展させうる、人間の真に共同的本質を形づくるものとされる。(大月経済学辞典 P.912)
- (6) 「家族・私有財産および国家の起源」その理論的基礎部分(歴史的意義は別として)「モルガンの婚姻形態の図式」については社会学・人類学上批判をうけ、ソ連学界でも批判のあるところである。
- (7) 「特に女性の権利」=ソビエト社会主義共和国同盟憲法第10章 122条「婦人の経済的、国家的、文化的、政治的生活のすべての分野における平等権」等
- (8) 「コロンタイ」1872-1952・アレクサンドラ・ミハイロブイチ・コロンタイ 婦人革命家・作家・小説「赤い恋」「母性と社会」などの著者。女性の社会的地位男女関係の歴史を生産活動への参加という見地から解明。
- (9) 「ブハーリン」1888-1938、ソ連の革命家、経済理論家、10月革命に参加、ソ連共産党中央委員、政治局員、コミンテルン執行委員などを歴任、1929年社会主義建設をめぐる路線闘争に敗れて失脚、38年トロッキープロックをつくったかどで処刑。
- (10) 「1930年代の家族法」-「ソビエト・ロシアの家族法」青山道夫氏著書。
- (11) 「ネップ」(Nep)1921-27. ロシア革命後のソ連の新経済政策、余剰農産物の自由販売、工業での小企業に私的独占を認めて、資本主義的要素と社会主義

障害者の介護、扶養、すべて家族の私的責任とその犠牲の上に、社会保障制度の一辺はなりたっている。いいかえれば、制度的にも、家族施策にも、確固たるものはみあたらないのである。さしあたって、育児、養育、介護などについては、何らかのサポートは避けられない段階に入ったとみるべきであろう。

家族のこれからについては、社会諸機関、諸施設への依存度を高めつつ、社会資源を取り入れるなど、家族集団を支え、充実させる施策が求められる。

翻って、家族集団に問われている問題のなかに、一群の青少年の反社会的行動やら、精神的病理現象、無気力、無責任、無感動、自閉的行動、粗暴、攻撃的な子らの出現がある。これは家族集団における人間関係と、社会、家庭環境などが影響する。特に幼児期における養育のそれである。事柄は単純ではないが、次代の市民たる子どもらの育成については障害となる生活環境から、意識的、計画的に隔離する対応も当然考慮されて然る可きである。

親とともに生活しているながら、本来の家庭を知らない子どもたちに対して、「家庭は作ることはできないが、家庭機能なら作れる。」とする養護施設長<sup>(註37)</sup>の発言は、家庭でないところで、家庭の機能をはぐくむというこれからの育児・養育の在り方にひとつの方向を暗示しているといえよう。

社会一般のなりゆきからすれば、家庭の機能を阻害する様々な状況が、あまりにも多すぎるのである。「家族は社会の大切な基盤」とする根拠は、確実に失われつつある。そのなかで、ささやかな抵抗も続けられている。<sup>(註38)</sup>しかし、このままでは家族の行く方は定かではない。家族集団は人間社会でもっとも古い制度体として存在する。その家族が、最後に手中に残したのは「愛情機能」と「パーソナリティという人間関係」<sup>(註39)</sup>である。このことは、制度体から友愛に変質した《個人を主体とする家族》にはかならない。これまでの家族は、国家と直結する法と秩序によってたばねられてきた制度的家族であった。友愛に基づく家族への移行は、平等と人間性に立脚する家族であって、この種の家族は冒頭に掲げた《来るべき資本主義的生産一掃後の、両性関係を秩序とする家族》とでは、社会主義的洗礼をうけた、うけないの相違はあるにせよ、共通するのはともに家族の果たす機能が、社会対個人の図式の上に求められるということだけは確かである。さらには、家族集団の機能を阻害するような社会的状況がともに存在することも共通する。

前者には企業社会と旧体制の残滓、後者には官僚制が横たわっている。そして、両体制を超えて、現代が抱え込んでいるところの社会の官僚制化<sup>(註40)</sup>と疎外、そして個性の喪失という現実がある。家族集団は個人を支持しつつ、人間性のとりでとして生き続けられるかどうか、家族集団の新しい脱皮には、それを可能にする社会的条件の



題となりつつある。これを人類全体としてとらえたとき、特定地域（南）の爆発的人口増と、一定地域（北）の人口減という不均衡を生じ、地球規模の人口政策、家族計画（その是非は別）の声きこえは始めている。

家族をめぐる諸現象は、経済・社会体制を超えて散見されるが、ソビエトの家族法学者であるスエルドロフは『家族とは、結婚と親戚関係を土台とし、国家の配慮につつまれ、さらに家族員相互の愛情、男性と女性の権利の平等、個人と社会の利害の一致の上に着目されている、社会主義社会の細胞である。』と定義しているが、この中から社会主義社会の細胞を「社会の基盤」に置換え、文中の数箇所を「当面の目標と課題」とすれば、わが国における現在の家族の定義として通用するであろう。当面の目標と課題とは「徹底した男女の平等」と「国家の配慮につつまれて」の二箇所である。特に徹底した平等についてみれば、男女の平等に関するわが国の憲法は、その11条「基本的人権の享有」、13条「個人の尊重」、14条「法の下での平等」における「性別」、24条の「家族生活における両性の平等」、27条の「勤労の権利と義務、勤労条件の基準」等の女性の諸権利の確保については、一応、明文化されているものの、いずれも不徹底、不十分である。

女性の社会的進出と結びつく「男女雇用機会均等法」をとりあげても、これが成立したのは1985年5月。翌年8月に施行されたが、一年を経過した時点で男女均等化の状況<sup>(注34)</sup>をとらえると、「昇格の機会、範囲」について「変更」したと答えた企業はたったの4.8%にすぎない。

「法施行前から男女とも同じ取り扱い」という回答についても、直に男女同等の扱いという判断はとりにくい。また「変更した」と答えた4.8%の中身は、「すべて男女同一とした」が47.7%。「一部を男女同一とした」52.6%であった。こうみえてくると、男女差別解消には、これからもかなりの時間がかかるとみてよい。ちなみに、男女雇用機会均等法は罰則抜きで、企業の努力義務となっている。

家族が目目している「育児休業制度」<sup>(注35)</sup>についても、この制度を導入している企業は85年現在で僅かに14.6%にすぎない。「再雇用制度」<sup>(注36)</sup>を加えても、性分業の改革やら、家族の平等化が遅滞しがちなわが国の現状では、なおさら制度の充実と徹底化が求められなければならないであろう。

今日の産業社会は経済至上主義、高学歴、競争主義が支配し、職場では労務管理が先行、労働者に企業意識との一体感が求められ、夫（父親）か妻（母親）のいずれかの精神的不在による“単親家族”の出現とともに、性別分業の価値変化を熟慮すると、このままでは家族としての機能を果たし得ない。外見上は家族の形態をとりつつ、実質は家族なき集団をみている。にもかかわらず、子の養育をはじめとして、高齢者、



た。

こうなってくると、性分業による男女の役割依存も変質せざるを得なくなる。

最近、男性の家事や育児書などの刊行物がちらつきはじめたのは、男女役割の改革が静かに進行中であることを物語っている。

かつては産業構造の変化によって賃金労働者をつくりだしたが、いまは、消費の単位である家計を維持する理由のもとに、既婚女性労働者をうみだした。彼女等の就労によって生じるところの家事や育児の穴埋めは、部分的外部化かサービスの購入、あるいは家族内で処理されることになる。しかし、ここにおいても、女性は性役割から完全に解放されていない。現代的家族でも差別は厳存するのである。

ひるがえって、国連で女性差別撤廃条約が採択されたのは1979年である。11年を経過した現在、この条約の有効性は、果してどれだけ機能したのであろうか。

この地球的規模の後進性に対して実質的な男女平等の扱いが、すべてにわたって優先しなければならない。家族改革の出発は、女性の完全なる解放とともに経済的、社会的自立からはじまるといえよう。

今日的家族とは、不完全であっても自立する夫婦を主体とする家族である。そこでは、育児機能ひとつとりあげても、男女が共同で果たすという意識がなければならない。しかし現実とはかなりの距離がある。家族の問題は、社会全体とのかかわりの中で産業社会と個人、家族の中の男女、親と子、親族、機構や制度、近隣社会の在り方も含めて、複雑な展開を示す。しかし、その根底にある座礁は、伝統的家族意識とそういった人間関係から生ずるところの残滓、そして国家社会とのかかわりである。家族が抱えている問題を腑分け整理して、「家庭生活は最も美しい文明の所産」<sup>(注31)</sup> という宣言が、将来ともに有効性を持ち続け得るのかどうかを確かめる必要はある。

今日的な視点で、家族の実態を把握するのはなかなか難しい。1985年5月に厚生省が発表した「子どもと家庭の実態調査」<sup>(注32)</sup> から

(A)－家庭の悩み。(B)－期待される親の姿。(C)－家族構成。(D)－その他。の各項目を素材に現代家族の実態を観察する。

(A)「家庭の悩み」について。

「子育て」と答えているのが、父親の6割と、母親の7割である。

悩みの中で最も多いのが「勉強・進学」と「しつけ」である。

自信をもって子育てをしていくための必要条件としては、父親の3人に2人と母親の2人に1人が「家族の協力」を。父親の3人に2人と母親の3人に1人が「子どもとの十分な接触」をあげている。

(B)「期待される親の姿」としては、母親の3人に1人が「父親については、人生

## 5) 家族集団の変容

家族集団の変容について、経済的環境から明らかにする。

家族集団は、その生活を継続、維持するための財貨やサービスの確保は不可欠であるが、それは自給自足の過去と現代とでは大きく異なり、あきらかに、消費する側の性格を一段と強めている。

わが国の場合は、国民生活が敗戦のドン底生活を経て、1955年頃までに戦前の水準(但し住宅を除く)に回復したが、この頃を境にして生活構造は変化しはじめていく。「消費革命」という言葉が登場するのは1960年の「経済白書」からであるが、その原因としては、次の4つがあげられている。

第1は個人所得の増加。第2は所得の平準化の傾向。第3は生産費の低減と流通機構の確立。第4は国民生活意識の変化である。原因の第1から第4をつなげると、家族生活の経済的変容が浮上する。

敗戦直後の一般家庭のあこがれは、アメリカの合理的な生活様式への傾斜であった。このことは経済が発展して、所得水準が上昇するにつれて、伝統的な勤儉節約型の生活から一転して、合理的で便利な生活への転換がはじまるのである。三種の神器といわれた「テレビ」「洗濯機」「冷蔵庫」から、三Cの「乗用車」「クーラー」「カラーテレビ」へ。ところが、1973年の石油ショック以降は経済成長率は鈍化して、低成長期に移行する。失業者の増加、租税、社会保障、物価などの上昇と実質収入の頭打ち、なかんずく世帯主の収入の伸び悩みは家計を圧迫した。ここにおよんで家族集団は新たな対応を余儀なくされる。その対応とは、主婦の収入を家計に加えることであった。

総理府の家計調査や、女性雇用者の配偶関係別構成においても、妻の収入が家計に占める割合は1980年頃から上昇し、既婚者の割合も、1986年の女性労働者1,574万人のうち、58.5%は既婚者であって、未婚者は31.8% 女性労働者は中年既婚者に変質している。

家族生活を支える家計収入は、夫なり妻なりの賃金である。近年、低成長を反映して、中高年層の賃金の停滞がみられるが、これは年功序列型賃金を動揺させ、いずれは職能給体系への変更がはじまるとみるむきもある。定年制、年金問題、老後の生活保障などを勘案すると明るい材料に乏しい。

子どもに頼れない老後は、子の教育投資を切りつめて、生涯収入の均衡を加味した生活設計を考えねばならない。

日常的には、教育費、サービス購入、レジャー、娯楽などの支出がかさみ、キャッシングカード、ローン、各種の保険の増加などは、家計を圧迫する。必然的に追加収入をはからなければならない。かくして、主婦就労は家計維持の面からも不可欠となっ

家族の役割は、生物的機能としての、社会成員の再生産と補充。財・サービスの生産、分配・消費などの物質的諸活動であった。こうした家族自体の生成については一定の基準なり条件は存在せず、きわめて自然に一般社会通念として、あたりまえの判断と、あたりまえの評価や基準をもとに、男女が結ばれて、新しい家族が次々と誕生した。しかし、すべての人間が、結婚や家族生活に適しているわけではない。不適任者も存在する。さらに現代の価値観の変化、多様化、あるいは産業社会の高度化に伴って生じた生活の多様化は、さまざまな形態の家族を出現させたが、家族のなかには、何らかのサポートなしでは家族機能を維持し得ないものも多く、家族問題を多発させる結果となっている。

家族集団は、常に外的原因から内的変化をもたらすところの因子を抱えているが、その端的な顕れは社会変動とか、人権の発達、産業構造の変化（就労形態、労働形態）などの外的原因である。

さらに、今日的状況の産物である結婚観、性役割、子ども観などは外的原因によって誘発され、諸因子と結合して、家族問題を引き起こすのである。

家族にとって決定的なのは解体である。家族はもともと、定位家族から個々の生殖家族に分離独立していくところの分解的因子を抱えている。特に離婚は夫婦間親子間の分裂とか、解体の契機となる。現在、家族機能の低下が問題にされているがそれでも子の養育養護は依然として家族の中心的機能にかわりはない。ところが、子らの教育についてみると長期化の様相を呈し、戦前は義務教育を終わると自立した。いまは高卒、大学卒が自立の年齢とされて、この間の経済的負担は両親に依存する仕組みである。家族分裂や解体ともなると、義務教育段階であれば、何らかの代替的養育環境なりシステムが求められるが、いまはもっぱら個人の犠牲のもとに処理されている。問題は子持ち離婚であるが、子がありながら離婚の全離婚に対する割合をみると、70年以降は増え続けて1982年には、69.4%（20万2,700人）に達している。

金城清子氏によると、≪アメリカでは、1955年に親の離婚に巻き込まれた子ども（18歳未満）は24万7,000人であったが、1979年には118万1,000人と、3倍以上に激増した。≫<sup>(注29)</sup>と述べているが、現在もさらに増え続けていると思われる。離婚は世界的現象であるが、当事者はもとより、最大の被害者は子どもである。こうなると、パーソンズ<sup>(注30)</sup>の指摘する家族機能、「子どもの社会化」と「成人のパーソナリティの安定」のうち、子育てについては親自体の価値観の変化や、子ども観、子を養育し養・教育する能力、社会要請からくる子育てへの障害、無関心、無責任、無能力、子の人権を無視するなどの親の存在を考えると、正に憂慮すべき状況が生じていることになる。

改善されたのは15%にすぎなかった。

施設に入所したケースで、その後に両親が心を改め、子を家庭に戻した事例は3%ほどである。逆に、一度の面会もなく、子の引き取りを拒否したり、親が行方をくらませたままが44%もあった。施設に収容されている子どもの実態や虐待の状況は、家族集団のなかで、子どもがどういう扱いをうけているかを如実に物語っている。実父母と同居しながら、人間的扱いをうけない子ども。継父母、養父母による過度の身体的暴行や性暴行。極度に不衛生な居住条件や極度に粗末な衣食生活。人間らしい生活とはほど遠い生活を強いられている。

それが限定された子どもであるにせよ、子の人権を踏みにじる親の存在が、日常性をもって語られるところに、救いのなさを感じるのである。

親子間の子の権利については≪立派に生んでもらう権利、立派に育ててもらふ権利立派に教育される権利がある。立派に生んでもらう権利とは、いわば胎児からの生存権で、立派に育ててもらふ権利とは、生まれてからそれ以後のいわば生活権、あるいは福祉権である。立派に教育される権利とは、その後の教育権、あるいは発達権等に相当する≫<sup>(注28)</sup>ところが、これらの権利について、一部の大人たちは一般論として理解していてもその具現化となると、分別がないのである。

ともあれ、次代の子を養育するという行為自体が現代家族にとって、かなり重荷となっているのは確かである。このことは、育児や家事をめぐる役割構造の変化や、サービス産業の発達、外部化の導入などでも立証される。

現代家族と育児については、第一に、親側の育児、養育に問題が生じたこと。

第二は、結婚しても子をつくらない夫婦の増加。結婚しない男女の増加などによる出生子数の激減である。第三は、男女意識の変化と、性役割からの解放である。特に家事全般（育児を含めて）の役割構造上の変化である。これまで女性は、結婚—家事—出産—育児—養育—に局限されてきた。しかし、初婚年齢の上昇と、出生子数の減少は、出産と養育の期間を短縮させ、平均寿命の伸びとともに、女性の生き方を変える契機となった。これは、当然のこととして、専業主婦という足枷を忌避する傾向を助長させた。その背景には男女の役割構造の変化と、彼女らの社会進出（雇用率の上昇）と自立がある。

第一について言及する。

人は何故結婚して家族をつくるのか。人間の社会制度のひとつとして家族集団をつくり、次代の人間を社会に送り出してきた。どのような人間を、どのようにして送り出すかは、その時代なり、社会の要請によるのであるが、家族集団はそういった枠組みの中で、諸機能を果たしてきたのである。

事態』をとらえて、これを「家族問題」(Problems of family)と定義<sup>(註25)</sup>する。厳密な規定はない。現象的には、夫婦間、親子間に発生するところの不和、葛藤、離婚、暴力、子棄て、子殺し、嫁姑、自殺、犯罪などである。

現代家族は人間関係の希薄化、孤立化、あるいは構成の単純化から、家族問題を生じ易い。特に家出、蒸発、離婚、暴力などは今日的な要因といえよう。いずれにせよ、家族問題の犠牲者は女性と子どもで、就中子どもである。以下その実例の幾つかを列挙する。

某レポート<sup>(註26)</sup>は、母親による子殺し、虐待、遺棄、過失致傷などの犯罪増加をとりあげて、この種の犯罪は母親の育児機能の障害に起因するとしている。

《価値の多元化、核家族化、疎外化などの過度の育児負担が母親におわされることになる。ところが、かつての村落共同体のように、社会の周囲の協調によってこれを助けるところの諸制度(育児学習の機会とか、保育所などの諸施設)は大きく遅れをとっている。その結果、母と子の関係内においては、「子の社会化」が促進される一方で、「母子同一化」の傾向がますますつよくなり、これが「子の私物化」として現われる。過保護の教育ママと、子殺しとは同じ社会的根をもつ。》と分析する。

孤立する母親(母親自身が仲間との連帯を拒否)にとって、どうやって子どもを大切にすることもわかっていない。いたずらに情報過多の中でさまよい続ける。(育児ノイローゼの多発)最近では母親一両親を含めて《親業を教える必要》まで持ち出されていると、指摘する学者もいる。子を育てるのは父母の共同責任であるべきだが、これまでは一般に父親には経済力はあるが、子どもを育てる能力はない。母親には経済力はないが、子どもを育てる能力はある。とされて、長年にわたって育児は母親の専業とされてきた。そのしわ寄せの結果といえるが、しかし、ここにおいても被害者は子どもである。

1989年6月に公表された「全国児童相談センター所長会の調査」<sup>(註27)</sup>でも、親が子を殴ったり、監禁、置き去りにするなどの虐待事例が報告されている。

全国167の児童相談所の半年間(88年4月から9月まで)では2,100件、予想していたより2倍も多く、虐待は確実に増加していると指摘する。

虐待を形態別にすると、食事を与えないとか入浴もさせない、などの「保護の怠慢」が最も多く、全体の37.6%。殴る、ける、逆につるなどの「身体的暴行」が26.5%。

「遺棄」「置き去り」が22%。このほか、継父が女兒に「性的暴行」を働くなどの事例が48件。「子を家に閉じ込め、学校に行かせない事例」が28件。60%強の子が施設に入所したり、里親に預けられたりしており、児童相談所による親への面接指導で



して不可欠な学習といわなければならない。この種の弱体化は、戦後の価値規範の変化もあるが、同時に個人主義、利己主義、功利主義によって、市民としての連帯性を見失なわせたことにも関連する。それは親自身の生育歴と深くかかわっている。これまでの親は、親となることの教育、情報の機会があまりにも少なすぎたことに由来すると思われるのである。現代はこの逆である。

#### 4) 家族問題と被害者

家族の規模と構成の変化は、戦後わが国の特徴的な変化で、単に枠組みにとどまらず、機能面にも波及した。いまひとつの変化は民主化である。これはまがりなりにも家族中に個人の存在を明確に浮上させ、個人主体の方向を生み出させた。

しかし、こうした場面でも個人の地位は必ずしも確定してはいない。

いずれにせよこの状況の変化は、家族内部にある種の波紋ととまどいを生じさせ、このことからの家族問題もうまれている。

他面、産業構造の高度化にとともなって企業運営は専門分化し、複雑化した。そこでは、一段と効率的運営をはかろうとすると官僚的な組織運営の傾向を強める。つまり、産業化の進展は必然的に社会の官僚制化を伴うという現実がある。上智大学の目黒依子教授<sup>(註30)</sup>は家族の複次的機能にふれて次のように論じる。《官僚制化による最大の問題は「疎外」であるとして、個人は複雑、巨大な仕組の中の一部としてしかもその一部が他者で代替されても、社会というシステムの機能に何ら影響しないような一部としての個人でしかなくなる。これは個性の喪失を意味する。》こういう状況下で、家族の果たす機能とは何かの視点から《特定の目的をもつところの機能集団と個別にかかわりをもつ個人は、自己の中でユニークで統合的なパーソナリティとしての存在証明を迫られる。それを支援しうる集団は、親密な連帯感を維持する少数の個人からなる家族が、もっとも手近かなものとして考えられる。》として、個人のあらゆる側面を包括的に受け止め、小宇宙としての家族が現代人に求められる家族と結論づけている。外側から個人が持ち込んでくる様々な問題に対して、家族はこれをどう受けとめて、どう癒せるか、個人の存在を再確認しつつ、個性を回復させ支えあうあたかな連帯が作りだせるか、といった情緒的課題が求められることになる。この段階での家族の位置は、これまでの家族と異なった機能が求められるという意味と、家族集団のこれからとを考えあわせると、変革を前提とする「過度的家族」という位置付けがより妥当ではあるまいか。

さて、「家族問題」についてである。この定義は次のようになる。『家族に内在する原因か、あるいは外在する原因かによって、家族内部に発生した病理的可能性のある

かのパターンについて追求がなされている。以下にその典型をとりだす。

- (A) 過保護・溺愛型の家庭環境
- (B) 専制的家庭環境
- (C) 拒否型及び放任型家庭環境

などである。(A)についてはサイモンズの研究によると《服従的溺愛と支配的溺愛》の二種あって前者は、子どもの要求に親が服従する型である。これであると《子どもは攻撃的反抗タイプを形成する。》後者は、心配のあまり子どもの行為を干渉、コントロールを加えるタイプで《子どもは依存型》となる。

(B)の家庭環境は指導され、命令されないと行動できない、つねに助力者を求めるタイプ。弱者には支配的で、強い者には服従するという矛盾した性格がうかがわれる。一般に(B)は受動的で依存、従順な子ども、不安と自罰的傾向をもつとされている。

(C)は反抗的で、攻撃的な子どもを形成する。非行少年群は一般の少年に比べて(C)の家庭に育ったものが多いという結果もでている。以上のパターンについて、教育現場や児童厚生施設関係者の意見を総合すると、最近(A)と(C)タイプの子どもの目につき、(A)については、服従的溺愛型の家庭。(C)では放任家庭を指摘する。つまり、攻撃的タイプの子が養育される土壌が容易に推測されるのである。

家庭環境と子どもの性格形成との相関<sup>(注22)</sup> ことに、後天学習の影響を考慮すると「子どもを健全に育成する」ことをめぐって、現代家族の包括する問題の深刻さが浮上するのである。子どもは、生まれてから大体三年間にその子の所属する社会の言語や生活様式の基礎となるものを身につける。それも、母親とか身のまわりの者を通して、さらには養育される過程において、子自身の力で膨大な学習をやりとげるのである。

東洋英和の中沢和子女史の説では「子どもが何を、どんな順序で学びとるか、学びとる力を伸ばすにはどうすればよいか、ということは、まだよくわかっていない。」教育の研究は、これまでは「教えたことをどう理解するかだけが問題とされ、乳幼児<sup>(注23)</sup>がみずから学びとることなど、全く考えていなかった。」「いま社会全体に、世界的な規模で、子どもの教育がとりあげられてきている。こうしたとき、子どもが学びとっていく仕組みを知ろうとする研究、子どもが学びとる順序を中心にすえた教育が、起こらなければならないと考える。それは、子どもを主体とした教育なのである。」見過ごせない提言である。

このような子ども自身の力による学習とともに、その過程では、親たちの働きかけがある。現代家族の弱点は家庭教育、躰目標のなさにあるといわれる。市民として、社会の中で生きていかねばならない子らに、最小必要限度のルール、行動規範は教えこまなければならない。それは社会的人間の共通の基盤を創りだすとともに、人間と

母親の機能のうち女性的役割が男性化し、父親の機能のうち男性的役割が女性化して、全体として女性化の傾向が強まり、男女双方のバランスのとれた役割遂行は期待できない。仮に、子育ての上で社会的に反省がなされ、父親が子育てに真正面からかかわったとしても、理性的で権威的な父親をそこに発見するのは困難であろう。いずれにせよ、子は親の保護下において養育され、その過程で所属する社会固有のもの、伝統的な事柄を身につけて、所属社会共通のタイプに染めあげられる。このことは、同時に人間が生活のなかで、創造し伝承してきた遺産の継承を意味する。

これが円滑さを欠くと、生活上の知識や生活慣習、生活技術、あるいは言語生活や行動規範などが妨げられ、時間をかけて獲得、蓄積してきたところの技術、能力などを含む生活文化全般の停滞となりうるのである。

極論すると、伝統的な複合体としての生活文化そのものが歪められ、中断されることになりかねない。それは、人間族にとって一種の“足踏性”であろう。

家族集団の教化力、伝承性を意識する上で次のような指摘もある。

小此木啓吾氏<sup>(註20)</sup>は「戦後の男性像、女性像の解放などの変化に対して、わが国の男性の男性制度とは、どのようなあり方であるかということについて、多くの混乱が生じ、また女性の性別役割や理想像についても、価値観が多様化した。

その結果は、家族の中で、こうした価値規範を子どもに伝達することは、以前に比べると、はるかに難しい状況が出現している。」として、「家庭の中での子どもに対する養成、教育において、家庭がかつてのような理想像や価値規範を伝達する機能は著しく衰退した。」と指摘する。この箇所は、先に引用した「核家族を対象とした調査分析」と「価値観の割れと意識のふれ」の箇所とも一致する。つまり、日本的家族感覚（夫婦、親子感覚）ともいべきものが変貌しつつあるという側面と、依然として旧来の家族感覚を引きずっているという両面性がある、そこでの葛藤、とまどいも否定しがたい。（このことが、子育てや人間形成にもかかわってくる。）家族に対する社会の仕組みや社会の態度も様が変わり、家族機能を阻害するような状況さえも生じている。こうした中で、家族が基本的な機能、役割を果たすにはそれなりの課題を克服しなければならないが、それは時として、家族問題を複雑にして、分裂や解体へと転じる場合も確認されている。いずれにせよ対外的、対内的要因によって家族集団における人間関係は規定され、両親のパーソナリティや家族構成とともに、子の養育を通して親子の人間関係の型が、人の性格形成に大きくかかわることになる。

心理学（人間の性格は主に、幼児における家庭での人間関係のなかに根ざしているという理論＝新精神分析学派）<sup>(註21)</sup>は、その親と子の人間関係に起因する性格形成とその関係を規定するところの家族構成に着目して、子どもの性格形成にかかわる幾つ

子女からなる家族であるのに対して、わが国を含む、かつての東洋の家族は世代を重ねて（重層世代）、傍系家族を含むところの、タテの系列による家長的大家族である。

欧米の家族は平等な人格意識が比較的強い。わが国の場合は、男女が結婚するとそれ以前の個人対個人の位置関係が、主と従の関係に取ってかわり、これが夫婦間の役割分業や勢力関係に微妙に影響する。社会的にも家族の中核が夫婦であるよりか親子家族の関係が強調されるのは、世代的連続性が重視されてきた家の制度の残滓であろう。

家族生活は「夫婦家族」が主体であるべきだが、夫婦のそれよりか「親子家族」が前面に突出して、家族概念の上でもこれが正当性をもつことになる。夫婦間の対等性や平等な人格の意識が、きちんと確定されていないところでは、親子関係も平等な人格の意識ははぐくまれにくく、子らの福祉権を侵害し子の私物化など、独立した個人としての扱ひも難しくなる。（家族における子どもの問題の多くは、ここに起因する。）

「夫婦家族」か「親子家族」かの意識は、「核家族を対象とした調査」<sup>(註17)</sup>においても端的に現われている。例えば――。

「家族生活の中心は、子どもか夫婦か」の問いに「子どもが中心」であると答えたのが6割を占め、日本的「親子家族」を浮き彫りにする。「夫婦の会話に満足しているか」の間に「満足している」は、夫の25.7% 妻は28.8% 夫婦共に3割り込み夫婦間の意思疎通、対話不足をのぞかせる。これに対して「まあ満足」が5割～6割。（妻の53.1% 夫は60.7%）。「不満」と答えたのは夫の14%に対して、妻は17%と高く、全体として、「まあ満足」に落ち着く。

「家族と心が通い合わないと感じることがあるか」の問いに「時々ある」が、夫の42.9%に対して、妻は28.1% これに「よくある」を加えてみると、夫は47.9%で、半数に近い、妻は31.4% 家族の中での夫の位置関係がはっきりしてくる。日本の夫婦は、夫婦間の会話不足とともに、問題解決に際して徹底して論議する（話し合う）習慣が確立しているとはいいがたい。

この調査の分析者<sup>(註18)</sup>は「日本の家族は普通の状態である。」としながらも、「価値観は割れ、意識についてのふれは大きく、特に高学歴の夫婦に強い。外への関心から、家族中心主義は揺らいできている。」と分析する。この指摘は正しい。

形だけの家族の増加や縮小家族にみられるところの欠損や障害と、家族機能の弱体化が様々な問題に影を落とすのである。

ミュルドオルフが指摘するところの父親の機能分類<sup>(註19)</sup>についても、男女の近接と平等から、風俗のみならず、ものの考え方、行動様式まで取り込みがなされた結果同一化が進行した。

機能してきた人間関係、人格的所有と被所有の力関係、あるいは支配と隷属の関係は、そのすべての基盤を消失するのであるから、人間が人間を所有したり、個人が個人をして人格的に支配するという拘束もなくなるのである。つまり、社会集団における私的集団の二分割はおのずと消滅する。こうした方向性からも、論理的展開からも、納得できないところであろう。社会主義的純粋性からすれば、家族は死滅しなければならなかった。またそうでなければ、それは社会主義とは無縁のものであった筈である。いずれにせよ、私にとっては（社会主義体制であろうと、資本主義体制であろうと）押並べて「家族の将来について、疑問符を拭いさることはできない」とする立場にある。

### 3) 家族集団の諸問題

家族分解要因の幾つかを検証しながら、現代家族の問題を追求する。

家族分解に結びつくものに、規模の縮小化、単純化などの構成上の変化がある。これらは構成員の欠損とともに、家族機能に障害をもたらし、やがて解体へと進行する可能性をもっている。家族解体にとって宿命的ともいべき因子として、家族の生活周期 (Family life cycle)がある。

これは、家族の形成から消滅にいたるまでの全過程をとらえて「家族周期」と定義する。

婚姻による家族の形成に始まって、長子の出生による家族の増加、育児、教育期、そして子らの独立による減少期を経て、老後期、夫婦の死による家族消滅までの周期である。

現代家族は、構成が単純縮小化しているだけに、欠損とか障害につながる割合は高い。さらに離婚とか再婚、別居、あるいは未婚男女の増加によっても、中断したり分解、消滅するなど、生活周期は狂い始めている。

家族間に生ずるところの何等かの別離を構造欠損という。家計中心者の死とか、疾病、離婚、隔離、広義には日本の単身赴任も例外ではない。統計上は離婚の割合が際だっている。これに対して、構造的障害は、家族間の役割不調整、混乱などに起因し、夫婦や親子関係がバラバラであるとか、位置付けや役割の不確定などに由来する。家族集団のなかで夫と妻、親と子の位置関係がどういう状態にあるかは、家族内部での個人の位置即ち、人間関係を立証する上で、ひとつのファクターとなりうる。

東西家族における個人の位置即ち人間関係を捉えると、欧米の水平の人間関係では並列的な「夫婦家族」が中核となっているのに対して、わが国では平等の不十分さを反映してか、垂直的な「親子家族」が主体になっている。

このことは、家族形態からすると、欧米の小家族（一代家族）＝夫婦と独立以前の

はこれらの諸階級の衝突のまっただ中に生じたのであるから、通例それは、最も勢力のある。経済的に支配する階級の国家である。》あるいは《国家は永遠の昔からあるのではない。国家なしですませた社会があったし、国家や国家権力を夢にも知らなかった社会があった。一定の経済的発展段階において、すなわち社会が諸階級に分裂することと必然的に結びついている段階において、この分裂によって国家は一つの必然事となったのである。(略) これらの諸階級の存在がたんに必然的であることを止めるだけではなく、さらに、生産の積極的な一障害となるような生産の発展段階に近づきつつある。

諸階級は、かつてその発生が不可避的であったのと同様に、また不可避的に亡ぶであろう。諸階級とともに国家もまた不可避的に亡ぶ。自由で平等な生産者の統合を基礎として新しく組織される社会は、国家機関をそっくりそのまま、それがその時当然入るべきところへ、すなわち紡車や青銅の斧と一緒に骨董品の博物館へ、移すであろう。》<sup>(註15)</sup>

こうした国家の将来についてマルクスは《共産主義的生産関係が達成され、社会全員の利害が一致し、各人がその能力と欲求に応じて社会に貢献し、且つ生産の分配にあづかるようになれば、国家は不必要になって、おのずから死滅する》というものであった。ところが、消滅すべき家族が、スターリンによって蘇えたと同様に、「博物館行き国家」は理論上引き延ばされたのである。

それは1939年3月の全ソ同盟共産党第18回大会での彼の演説である。

スターリンは国家死滅問題に関して《その時期は社会内部の事情のみに左右されず国際環境によっても左右されるとして、外部からの軍事上の侵略、妨害工作によって社会主義的財産の安全がおびやかされる危険のあるかぎり、国家は軍事機関、懲罰機関、諜報機関を保有しなければならないとして、「国家は依然として存続する」とした。》

これまでのマルクス主義の見解からすれば、国家は階級の消滅とともに廃絶する。同様に家族という集団も、その成立のための基本的条件（私有財産、階級制度）と深くかかわり、その消滅によって、同じ運命にあるとされてきた。家族も国家も、階級社会の最終段階である資本主義社会の崩壊とともに消滅する。ところが、家族については、「家族問題・その現象とこれから」のIで言及したように、ソビエト連邦は44年の政令の前文で、「家族を強化することは、つねにソビエト国家のもっとも重要な事業のひとつであった。」として、36年の家族法とならんで、社会政策としての家族強化と、社会主義的家族の倫理が強調されるに到っている。こうなると、大熊氏<sup>(註16)</sup>の意見が正当性をもつ。しかし、社会主義の方向性からは、私有財産の社会において

最近まで、ソ連はただ「社会主義の基礎」をきずいただけという、もっと控え目な主張で満足していたスターリンに、大胆不敵にも社会主義は到来したと宣言させたのは工業化の進歩と、集団農業の地固めができはじめたという、最初の皮相的兆候と1930年代の初期の飢餓と大虐殺をとおりこしたという、国民の新しい安堵感とであった。

「世界で最も民主的な新憲法」は、新しい時代の縮図となるはずだった。(略)だが、これはまた不平等が増大し、高収入と低収入との開きが急速に拡大し、「社会主義的競争」が特権と生活必需品の狂暴な争奪に墮落し、スタハーノフ運動がこの争奪を国中のあらゆる工場の仕事台と石炭層にもちこみ、少数者の富裕と多数のものの困窮とがおそろしく不快な形をとった時代であった。

スターリンは「平等主義」にたいする凶暴な攻撃を指揮しながら、新成金たちの先頭に立って、かれらの欲望をそそり、欲望を抑制する気の弱い良心のとがめをあざわらい、新しい不平等を、これこそ社会主義の達成であるといつて謳歌讚美した」》

\* \* \*

革命直後のソ連は、対外的には外国からの軍事干渉に備えつつ、同時に対内的には経済建設に全力をあげなければならなかった。非常体制(戦時共産主義体制)下、全国民は義務労働に動員され、窮乏生活のなかにあつて、大々的に生活の集団化・共同化は進行した。公共食堂、共同住宅、託児所などが次々と建てられ、家庭機能は、これら公共施設へ吸収された。こうした集団化は、臨時措置という意味合いだけではない。マルクス・エンゲルスの方向とも合致していたのである。ところがネップ時代(1930年代)に入ると、集団化・共同化は大きく後退する。家族強化策が全面に出現して、36年の一連の家族立法制定へと連結していくのである。トロッキーの目標はこれらスターリンの政策批判にあつた。トロッキーの批判は批判として、この間の経過によって、家族集団の在り方が国家によって大きく左右されたという事実だけは確実に証明される。

この「国家」という団体を社会学的に捉えると次のようになる。『民族を基礎に構成されるところの政治的、経済的、社会的機能集団であつて、社会生活を権力にもとづいて統制するところの組織体である。』この統制力が政治権力、即ち主権、あるいは統治権力である。従つて、国家機関は、権力によって社会生活を統制していること。全体か部分かいずれかの階級の生産関係を維持する目的をもって、社会生活を統制管理する組織体とし存在すること。これをエンゲルス流に表現すれば……。

《国家は階級対立を抑制する必要から生じたのであるから、しかし同時にまた国家



いずれにせよ、共産党宣言に謳われた原則は誤謬だったのであろうか。そうではない。この大原則が、「ソビエト社会主義共和国連邦においては、意識的に否定され実現をみなかった。」つまり、「家族は消滅するという思想」は葬られたのである。事実、ソ連の家族社会学者であるア・ゲ・ハルチュフ氏は1957年に家族の本質にふれて「一夫一婦制は経済的基準以外に、物質的、イデオロギー的に影響を与えるものである。」として「社会主義社会になると、家族の第一の特徴は家族関係、夫婦関係の道徳的・心理的関係の成長、家族生活のイデオロギー的領域の拡張である。そこでは、家族の家政や経済的領域はせまくなる。家族は未成年教育の基礎センターとなる。」<sup>(註13)</sup> つまり、現代ソビエトでは、家族はあいかわらず存続し、人格形成の場としての意識が重視されている。けれども、さすがに「家族の家政、経済領域はせまくなる。」と断わり、家族の保有する経済的、物質的領域はもはや持ちこたえられないとして、「精神的側面」が強調されている。であるからして、ここにはマルクスやエンゲルスが予言した「社会主義下では家族は死滅する。」とする方向性は全くみあたらないのである。正に「家族は消滅するという思想は葬られた。」ということになるのであろう。そうすると、やはり家族はスタハノフ運動（生産性向上運動）の道具とされたのか、「女性は生産用具か」。あるいはトロッキーの「裏切られた革命」批判は正しかったということになるのであろうか。この点については、アイザック・ドイッチャーは「追放された予言者トロッキー」<sup>(註14)</sup>のなかで次のように述べている。

「裏切られた革命は、官僚にたいするトロッキーの古典的な告発である。「ふつうの婦人労働者と、かの女ののど首をおさえている官僚との衝突」で、こんどもまたかれは「婦人労働者に味方した」。かれはスターリニズムの主要な動機は、特権の擁護であると見、これだけがその「テルミドールの」精神をその外交にむすびつけ、コミンテルンの墮落とむすびつけ、スターリンの政策の本質的に異なったあらゆる面を、ある程度まで統一しているのだとかがえた。

支配的グループは、国内の一般民衆の不満と、国外の革命的階級闘争の衝撃にたいして、強欲な少数者の利益を保護する。トロッキーは経営者グループ、党機関、官公吏、将校団など、総人口の12ないし15パーセントを形成し、自己の重要性を意識し、特権によって保守的になり、全力をあげて国内的、国際的現状を維持しようと努力しているほう大な層の社会構成を分析した。（中略）

ソ連におけるあらゆる「欠乏と貧困」のさ中で、不平等が再燃した客観的原因をいっそうはっきりと浮き彫りにして見せた。「裏切られた革命」はスターリン時代の決定的に重大な瞬間にたいするトロッキーの批判的反応である。

公式のモスクワは、ソ連はすでに社会主義を達成したと宣言したばかりだった。

れるところである。

家族強化策に到る経過を追うと、革命直後の1917年代では「民事婚姻、子および身分登録の家族に関する布告」「離婚に関する布告」。1918年代では「相続財産廃止に関する布告」と「戸籍婚姻、家族および後見に関する法典」などが次々と打ち出され、そのねらいは家父長制の解体と社会主義社会での男女同権（結婚、離婚の自由、財産権と親権の平等）特に婦人の解放に、その中核があったとみられる。当時の婚姻登録は教会に属していたから、これを法のもとに登録させることによって、宗教支配からの離脱と、ソビエト国家の支配下に置くねらいもあったと推測される。

30年代以降になると先にふれたように、一段と家族強化策がとられるのである。例えば「墮胎の禁止」をはじめとして「産婦に対する物質的援助の強化」「子沢山家族に対する国家的援助の設定」「産院、託児所、幼稚園の普及」「扶養料不支払に対する刑罰の強化ならびに、離婚立法に関する若干の改正」などの家族立法<sup>(註10)</sup>が制定されて政策的にも家族強化と、その倫理的な位置付けが法の裏打ちのもとになされている。

1944年の政令では「子と母親の保護」「妊婦、子の多い母親、未婚の母親への物質的援助」「多産の奨励」「母性と子の保護の拡大」などから、すでにドイツと戦争状態に突入した戦時下のソビエトが影を落している。

次に、家族消滅論が強化論に変質した背景を考察する。

十月革命後、婦人の解放はただちに実現されたが、婦人が家庭から外に出て、労働に従事するためには、生活の集団化、共同化は不可欠であったから、この時期は公共食堂、託児所、子どもの家などが集中的につくられている。その結果、家族機能は一段と集団化、共同化された。こうした事態の進展が家族消滅論の背景にある。であるからこそ、ポリフソンをして「社会主義のもとでは家族は死滅する。子の共同養育、妻の生産参加によって家族の死滅はすでにはじまっている。」とまでいわしめたのである。ところが、この家族消滅論が一転して家族強化論に変質する。

その裏に何かがあった筈である。なぜならば共産党宣言の謳うところの「家族の廃止」と全く異なった方向が採られたからである。それでは、この家族強化が登場する時期は、ソビエト連邦にとってどういう時期だったのであろうか。

このことについて、森本和男氏は「あらゆるイデオロギー分野におけるスターリン主義確立の時期」<sup>(註11)</sup>と断定する。さらに「家族は社会主義の基礎的細胞であるとする主張は、まさにスターリン主義の家族論イデオロギーの核心をなすものにほかならない。」ときめつけている。そうすると、一部マルクス主義者の主張する「革命初期の単なる政策偏向」あるいは「革命段階での臨時的、便宜的手段」ではなかったことになる。

さえ起っている。消滅論の火元（論拠）はマルクスとエンゲルスに外ならない。当時の消滅論者の顔ぶれはコロンタイ<sup>(註8)</sup>、ポリフソン、ブランデンブルグスキー、プーハリン<sup>(註9)</sup>、ゾンバルトなどである。このなかから幾人かの主張を要約して消滅論の論点を明らかにする。

コロンタイの論旨は「一夫一婦制を汚れた所有欲として、恋愛と結婚は私事であって、母性は社会的任務である。家族の機能は集団化されることで、その必要性はなくなる。」

ポリフソンは「社会主義の下では、子どもの共同養育と妻の生産参加によって、家族の死滅ははじまっている。」

ブランデンブルグスキーは「社会主義社会の家族は過度的なものであって、将来は消滅するであろう。」と結論づけている。

この種の家族消滅論は大体のところ、1918年の婚姻家族法の公布から、1930年代<sup>(註10)</sup>までであると思われる。以後は家族強化論が目立ってくる。では何故、消滅論が強化論に変質したのであろうか。このソビエトの大修正について、田中寿美子氏は「新しい家庭の創造」のなかで、次のように述べている。「1925年ごろまでに、ソビエトの経済は具体的に復興し、農業国から工業国へ移行する方向をとった。1928年からは第一次5カ年計画がはじまり、婦人はすべての産業に労働者として再び出て行った。婦人が大量に労働に出ることを可能にするために、母性保護と育児施設を設けることを本格的にとりあげはじめたのはこの時期だ。」

託児所や工場、食堂が急速に増え、婦人は進んで生産性向上運動（スタハノフ運動）に加わり、農村の集団化のために働いた。

もはや富農やネップマン、その他の有閑階級による女性の搾取は終わろうとしていた。

婦人は自主独立の存在となり、男子と対等の立場に立つことを要求した。ネップ<sup>(註11)</sup>初期に「事実婚」を保護せねばならなかった条件はなくなった。同時にソビエト政府は、ソビエト市民の家族を強化することは、積極的に社会主義建設の基礎をかためることだ、という信念をかためるようになった。この論拠からは、社会主義建設の土台を構築するために、先ず生産性の向上が必要であった。生産性向上には、その道具として家族を強化する必要が生じた、としている。

婦人を解放し、次に個々の家事のすべてを社会主義的機関に吸収させ（家政の大半が社会化）すべての世代をして、相互扶助と連帯性のもとに結合させる。このことによって、古風でよどんだ中世的な制度を打破することにあつたとみるのである。ところが「個々の家政のすべてを社会化する」計画は、意図的に中断された。

このことについては、社会主義が日常生活の変革を途中で放棄したという解釈もと

宣言」が刊行され、この宣言より、さらに36年後の1884年にエンゲルスの「家族・私有財産および国家の起源」が刊行されている。つまり、こうした時間経過のなかで、エンゲルにマルクス主義の理論上の変更が生じたと解すべきかどうか……。ともあれ、筆者は次のような解釈をとる。一夫一婦制は所有関係から生じたのであるから、これにともなう様々な問題は、資本主義的生産と所有関係が廃止されることによって取り除かれる。取り除かれることにおいて、結婚の完全な自由と「男女の相互の愛情」イコール「純粋に私的な男女の関係」が出現するという解釈である。換言すれば「私的な関係」とは、社会権力手段が除去された段階、女性に対する男性の支配が終りを告げた段階、それがそこにおける「純粋に私的な男女の関係」とする解釈である。

かなり短絡的発想を展開したが、ここに到ってもなお、社会が干渉することのない「個人的関係」「個人的性愛」については問題の残る箇所である。これだけではない。人間解放を掲げるマルクス主義にとって、社会主義社会における本来的な家族の在り方については明確な回答を提出していないのである。

マルクス主義の家族論は、共産党宣言において家族の消滅を明示し、共産主義の諸原則で「純粋に私的な男女の関係」と「子どもを共同で教育する」の方向を示したが、ここには≪親による子どもの搾取の廃止と、ブルジョア家族の非人間性を批判し、その永遠性を葬る≫ことにあった。加うるに「家族・私有財産および国家の起源」で、モルガンの古代社会をよりどころとして、家族形態の歴史を図式的且つ唯物史観の立場から組み立て、その基礎形態を一夫一婦制家族に置く、そしてその実現を予測するのである。

この家族学説の理論的基礎部分については、批判のあるところである。しかし、問題はむしろ、マルクス主義的理論からすれば、社会制度としての家族（一夫一婦制）は、階級社会と私有財産制を基盤に成立したのであるから、これが一掃されたときは、解体消滅すべき運命にあるとするのが正当な帰結であろう。だが、ソビエト連邦は異なる進路を選択したのである。

## 2) 家族消滅論と強化論の基盤

今日的な意味で一夫一婦制を俯瞰すると、資本主義的単婚と社会主義的単婚の並存であって、両者は経済的土台や、社会構造の違いを除けば、男女の平等、特に女性の権利<sup>(註)</sup>や離婚の自由、母性の保護といった保証を含めて、それが実際的か、形式的かの相違で区分されるといえよう。

ソビエトの場合は、この一夫一婦制家族の在り方が革命の初期と、その後（1930年代とそれ以降）とでは大きく変化している。初期には家族消滅論がとなえられて論争



次に共産党宣言を引用する。

《家族の廃止！どんな急進的な人々でも共産主義者のこの恥しらずな意図には激怒する。現在の家族、ブルジョアの家族はなにに基礎をおいているか。

資本にであり、私的営利にである。完全に発展した家族は、ブルジョアにとってしか存在しない。しかもそのさいなお、プロレタリアの強いられた無家族と公娼制度とによって、補足されている。(プロレタリアのよぎなくされた無家族と公認の売春とがその補足物となっている。) こういう補足物がなくなると、当然、ブルジョアの家族もなくなる。そして両者は、資本の消滅するとともに消滅する。

諸君は、両親が子供を搾取するのをやめさせようというので、われわれを非難するのか、われわれはその罪をおかしていることを認める。しかし、諸君はいう。われわれが家族教育を社会教育におきかえることによって、もっとも親密な人間関係をうちこわしていると。

ところで、きみたちのいう教育もまた、社会によって規定されるものではないか。

きみたちが、そのなかで教育をする社会関係によって、学校などによる社会の直接、間接の干渉によって決定されてはいないだろうか。

教育に対する社会の感化は、共産主義者の発明ではない。共産主義者はこのはたらきかけの性格を変えるだけである。ただ教育を支配階級の影響からひきはなすだけである。大工業のために、プロレタリアの家族のきずながみなひきちぎられ、子供がたんなる商品や労働用具にかわれば、かわるほど、ますます鼻もちならないものとなる。君たち共産主義者は、婦人の共有を実施しようとしているではないか、とブルジョア全体が声をそろえてわれわれにわめきたてる。ブルジョアは、その妻をたんなる生産用具とみる。ところが、生産用具は共同で利用されるようになるということを見た。そこで、この共同利用の運命が婦人の身のうえにもふりかかってくるとしか考えられないのはむりもないことである。

ここで問題になっているだけだとは、かれらは思いおよばない。とにかく、共産主義者の公認の婦人共有制とかいうものことで、わがブルジョアが高潔な道徳的恐怖に陥っていることほど、笑止なものはない。共産主義者が婦人の共有制を実施するまでもない。それはほとんどいつの世にも存在してきたのだ。

わがブルジョアは、公娼のことは別として、プロレタリアの妻や娘を自由にすることだけでは満足せず、かれらの妻をおたがいに誘惑することを、なによりの愉しみにしている。ブルジョアの婚姻は、實際上、妻の共有である。だから共産主義者を非難するにしても、せいぜい共産主義者の偽善的なくれた婦人の共有制のかわりに、公認のおおびらな婦人共有制を実施しようとしていると、いって非難することしかでき

# 「家族問題」 —その現象とこれから— (Ⅱ)

高 梨 富士三郎

## 1) 家族の行く方

家族集団は、これまでも社会の変動のなかであって、その機能を次々と譲渡しながら、生き続けてきた。残された機能も何等かの外的手当がなされなければ、社会の需要にも対応できなくなりつつある。

こうした状況下であって、現代の家族は自己分解の兆候さえみせはじめている。この自壊の家族崩壊論を別にして、家族消滅論、あるいは不要論の歴史はかなり古い。かつてソビエト社会主義共和国連邦の初期(1918年代)には「家族不要論」は厳存していた。

「家族問題」のⅡは、ここから論述を出発させることにしたい。

マルクシズムの立場では、≪社会主義の家族は過度的なものとして位置付け、やがて家族は死滅するであろう。≫とする考え方が支配的であった。こうした考え方の根拠はエンゲルスに帰すが、その後、家族死滅論<sup>(註1)</sup>は家族強化論に変質していく。先ずこうした問題の検証からはじめる。材料は「共産主義の諸原則」<sup>(註2)</sup>と「共産党宣言」<sup>(註3)</sup>から引用するが、理由はこれらの文献に「家族を廃止」あるいは、「家族は死滅する」と明示されているからである。先ず共産主義の諸原則からとりあげる。

≪問い=共産主義的社会秩序は家族にどんな影響をおよぼすだろうか。

答え=それは男女関係を当事者だけが関与するもので、社会の干涉する必要のない純粋な私的關係にするだろう。

それがこれをなしうるのは、私有を廃止して子供を共同に教育するからであり、またそれによって従来の夫婦関係の二つの基礎、すなわち私有財産を介しての夫への妻の従属と、両親への子供の従属とを絶滅するからである。

共産主義的婦人共有を攻撃する道徳堅固な俗人たちの叫びにたいする回答もまたここにある。

婦人共有はまったくブルジョア社会のものであり、かつ今日売春の形で、完全に存続している関係である。

そして、売春は私的所有にもとづくものでこれとともになくなる。したがって、共産主義的組織は婦人共有をとり入れるのではなく、むしろこれを廃止するのである。≫



—執筆 者—

蝦名賢造……………元 校 長  
木村重利……………国語科教論  
新井孝重……………社会科教論  
高梨富士三郎……………社会科教論(教頭)  
音海紀一郎……………体育科教論

紀 要 委 員

安 藤 維 男	木 村 重 利
田 代 雄 一	新 井 孝 重
藤 本 義 信	久 慈 栄 志

研究紀要 第12号

平成3年3月1日 印刷

平成3年3月20日 発行

発行者 東京都文京区関口3丁目8番1号

獨協中学・高等学校 紀要委員会

印刷所 東京都北区王子本町2丁目5番4号

株式会社 王 文 社

# Review of Dokkyo Secondary High School

---

No. 12

1990

---

## *Contents*

### Articles :

Human Researches in Tatsuo Koike

His Life, Ideas & Beliefs ..... Kenzo Ebina ... 1

*Waka & Kayoh*

Concerning "Omokage-no-Uta" (Song) ... Shigetoshi Kimura ... 27

Notes on "Igasohkoku-Ikki" (Revolt) ..... Takashige Arai ... 43

The Family Problems—Their Phenomena,

Present & Future (suite) ..... Fujisaburo Takanashi ... (1)

A Statistical & Analytical Study on the Jumping Ability

of Senior High School Students ..... Kiichiro Otomi ... (27)

---

Edited by

Dokkyo Secondary High School Review Committee

Address : Dokkyo Secondary High School

8-1 3chôme, Sekiguchi, Bunkyo-ku, Tokyo